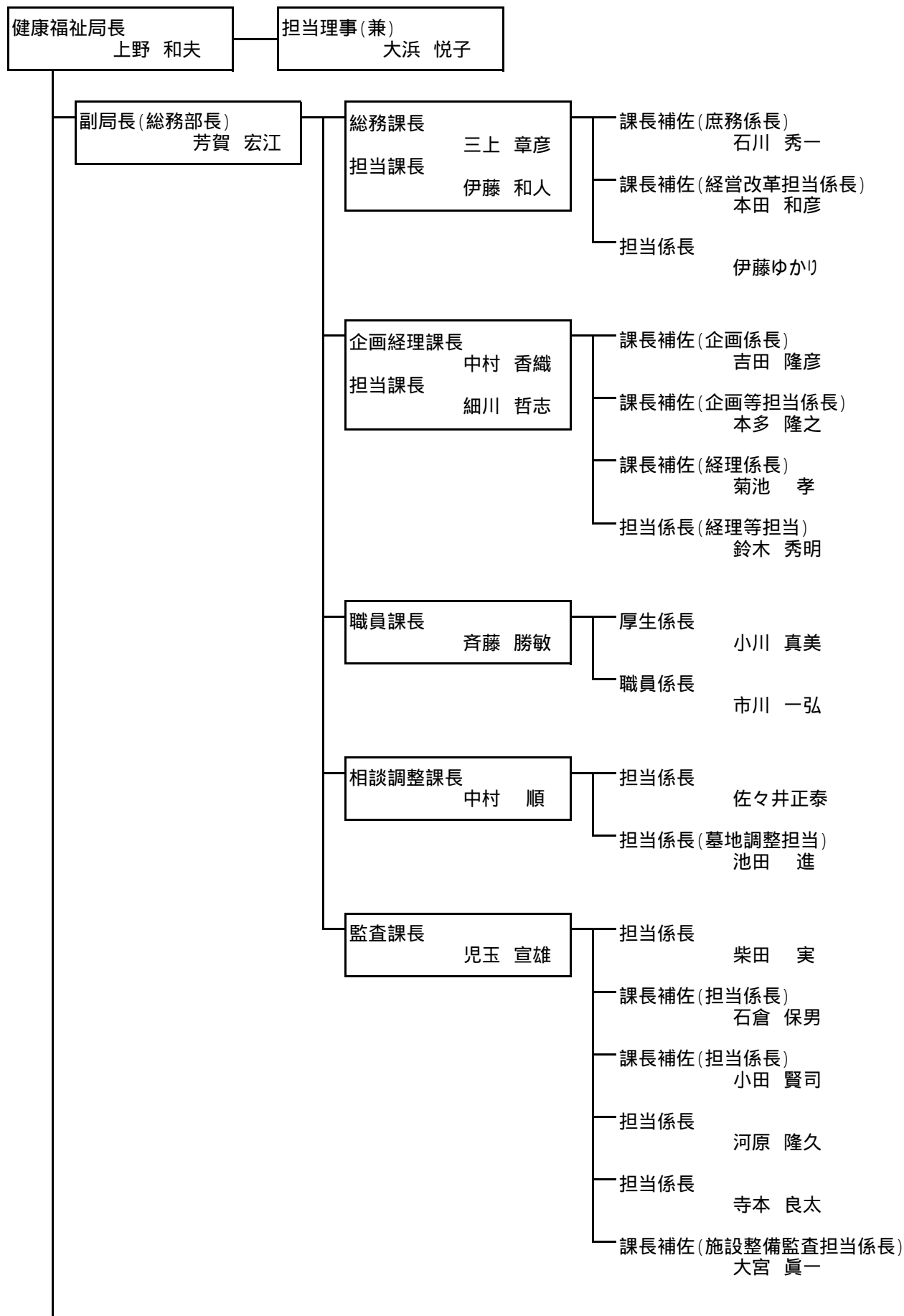


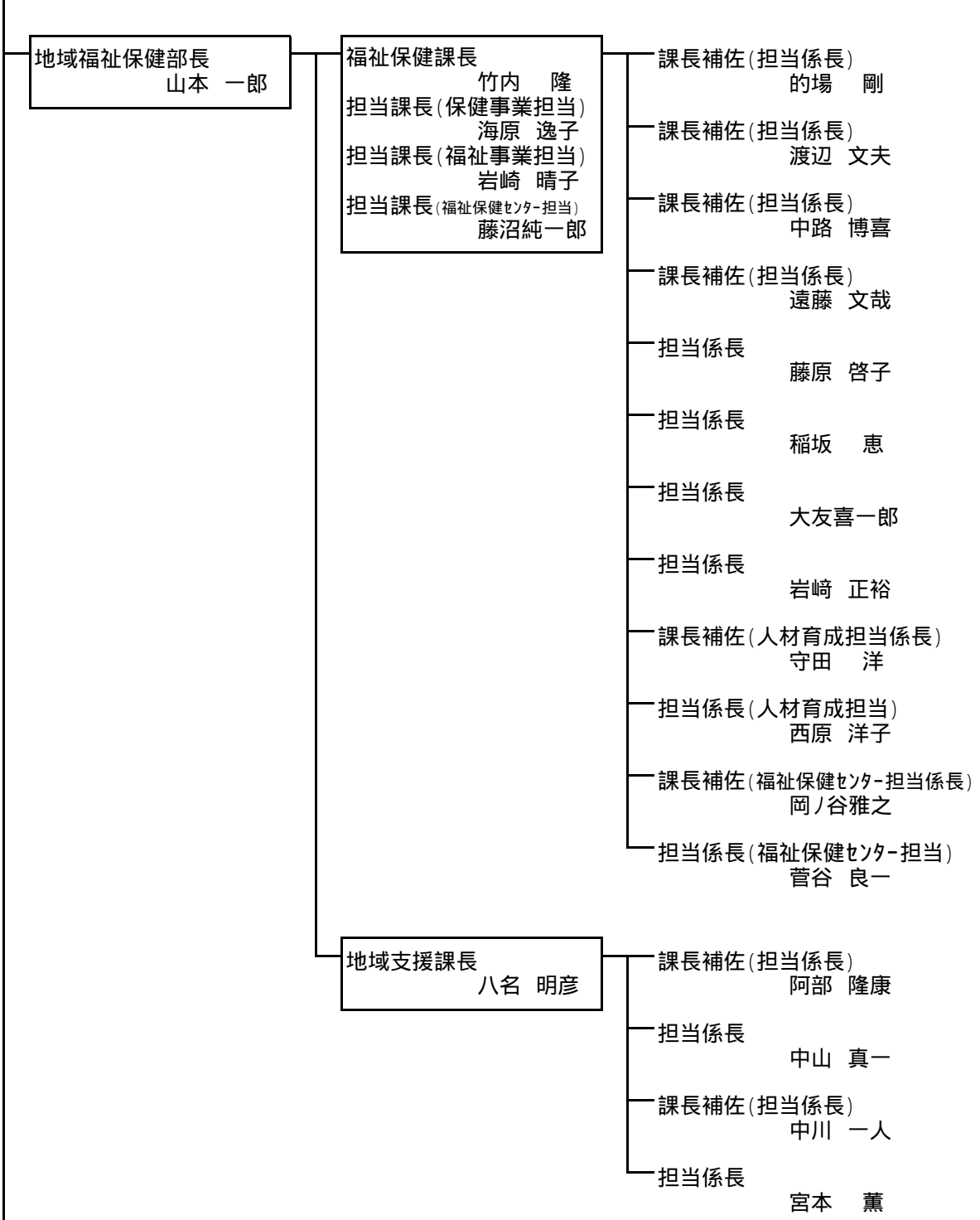
機構及び事務分掌

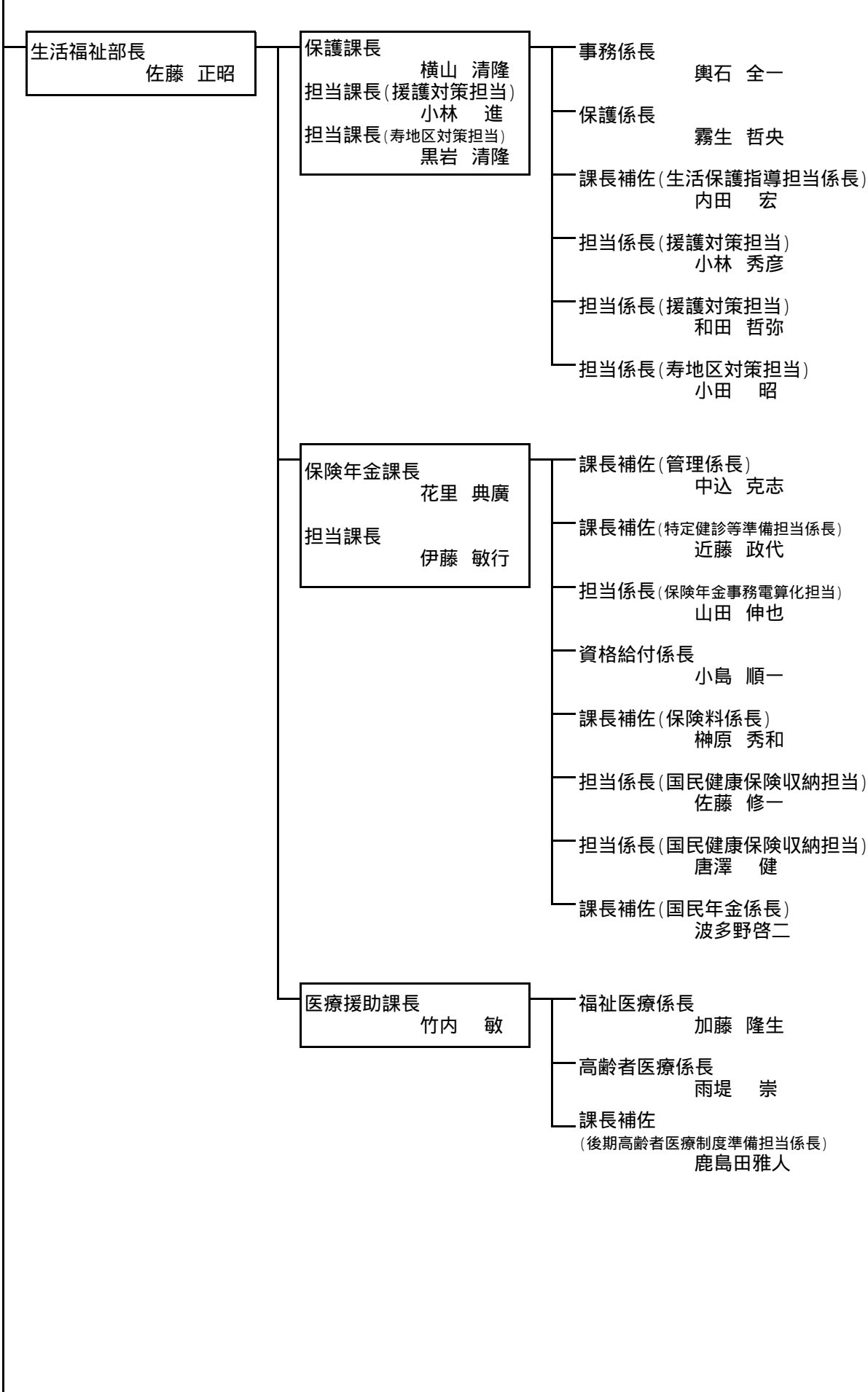
(平成19年5月)

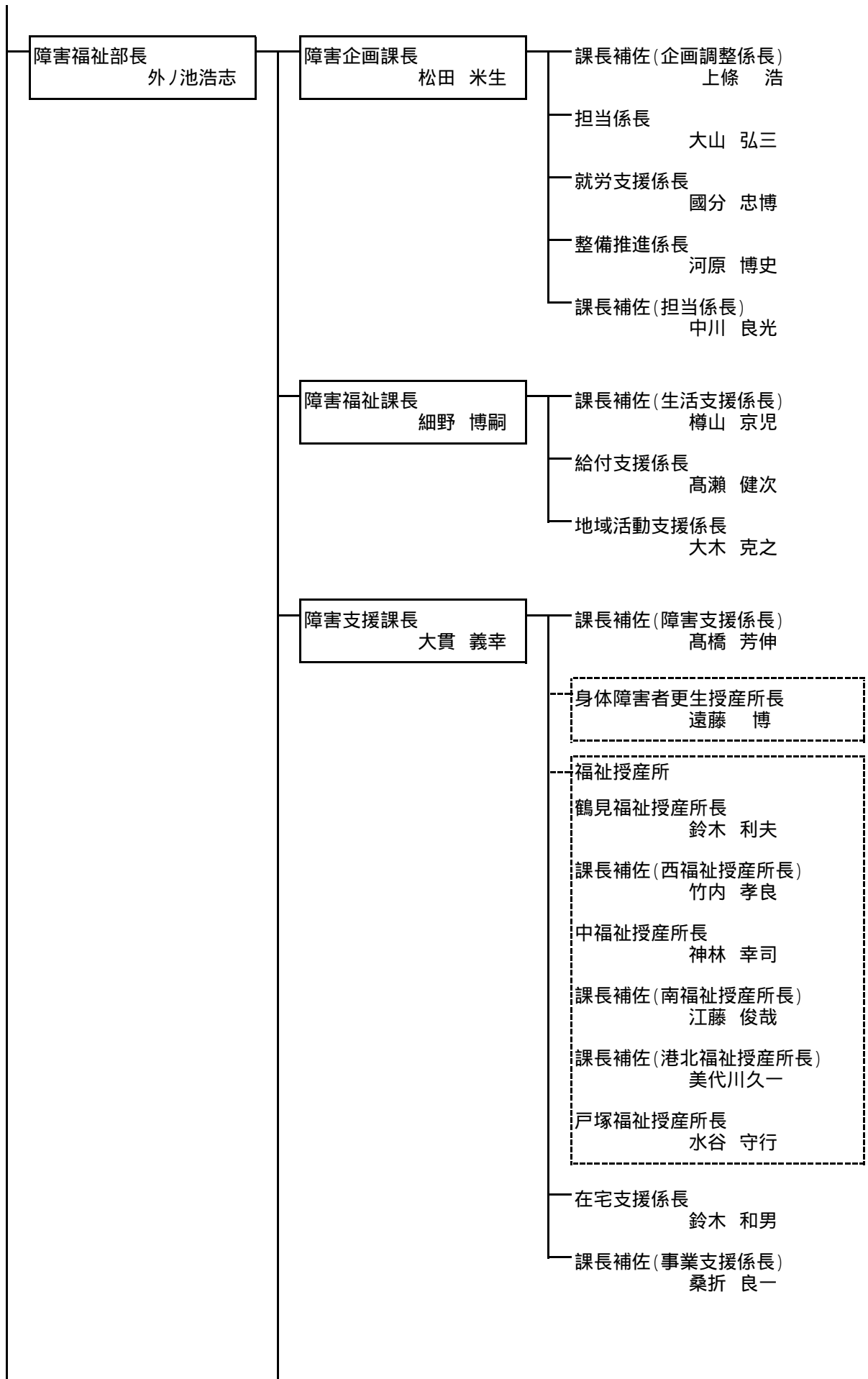
健康福祉局

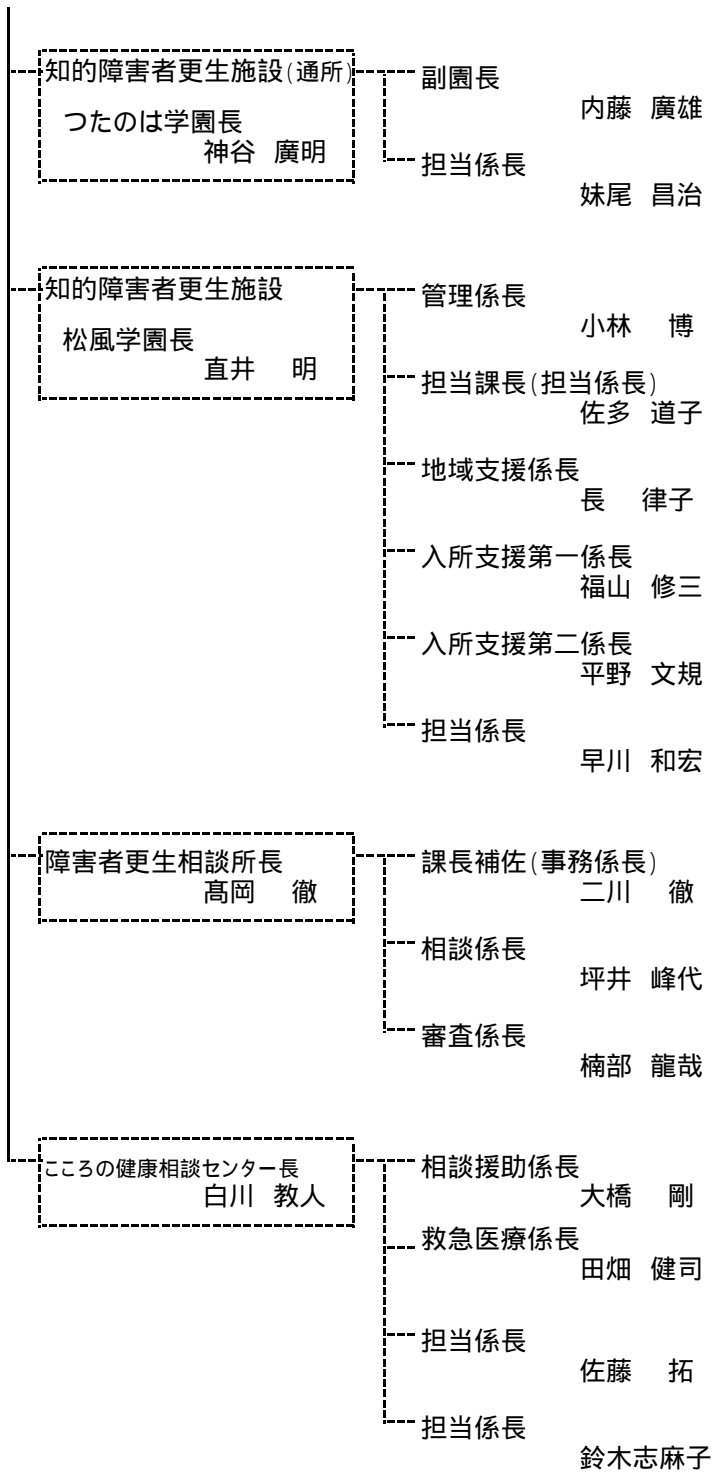
健康福祉局機構図（平成19年5月17日現在）

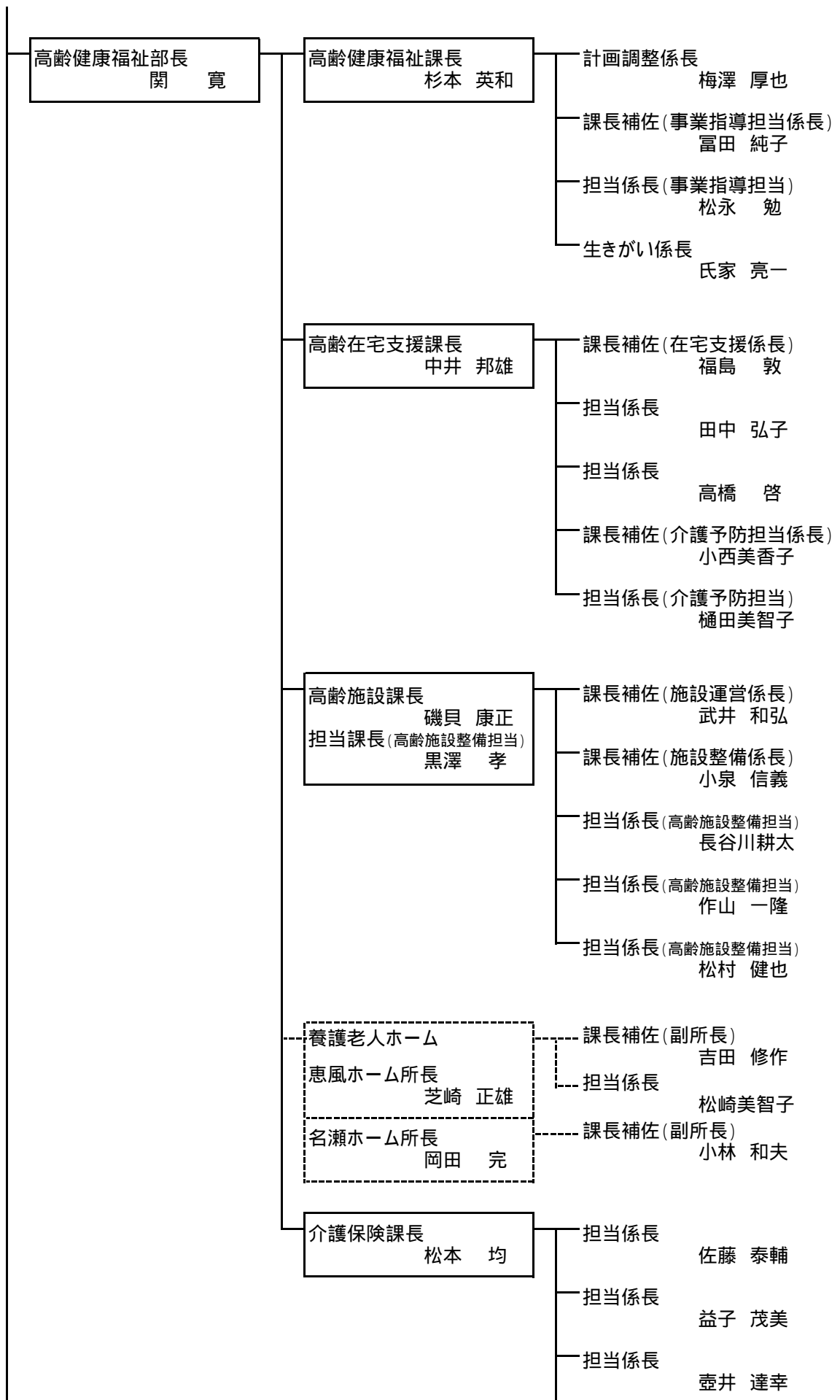


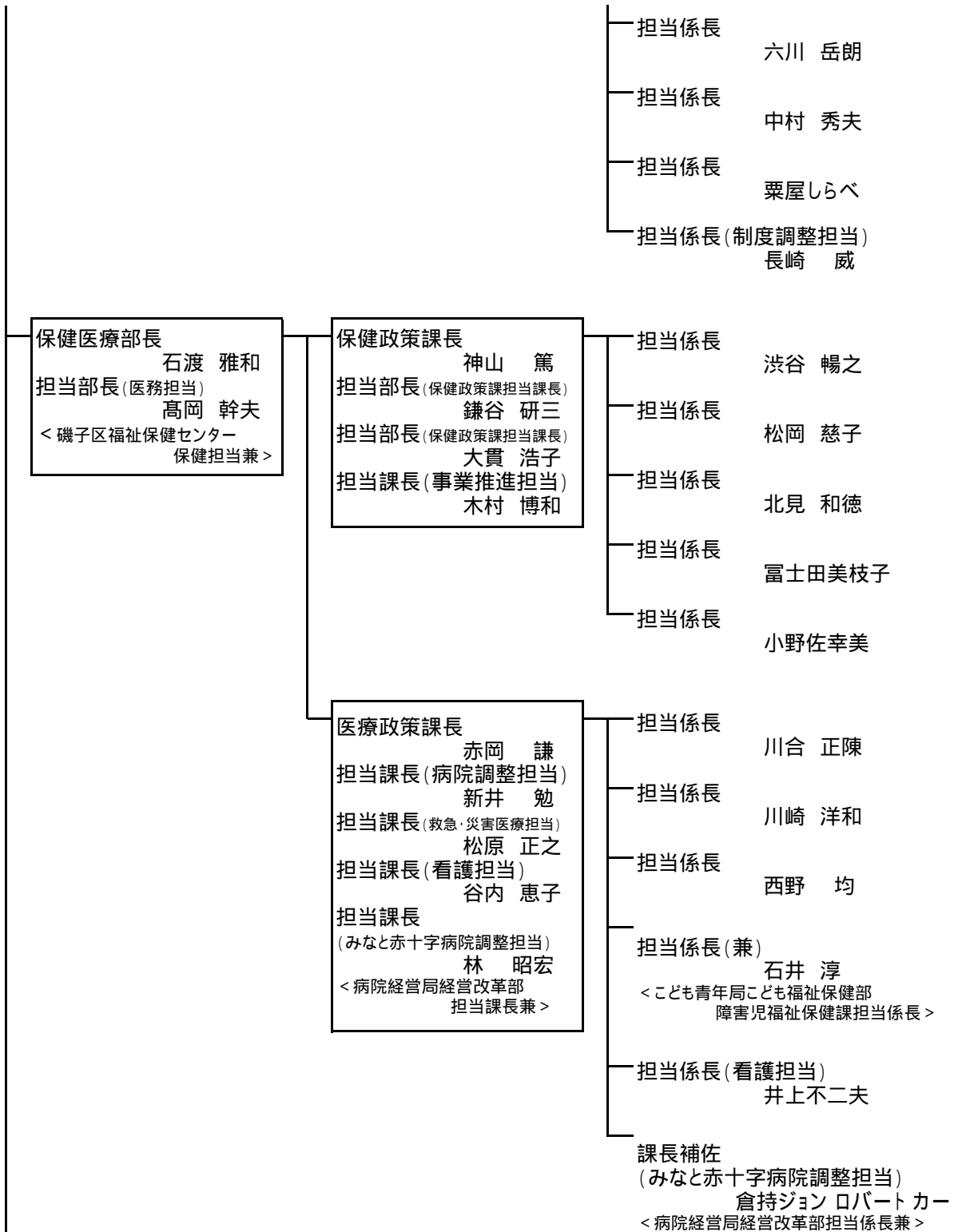


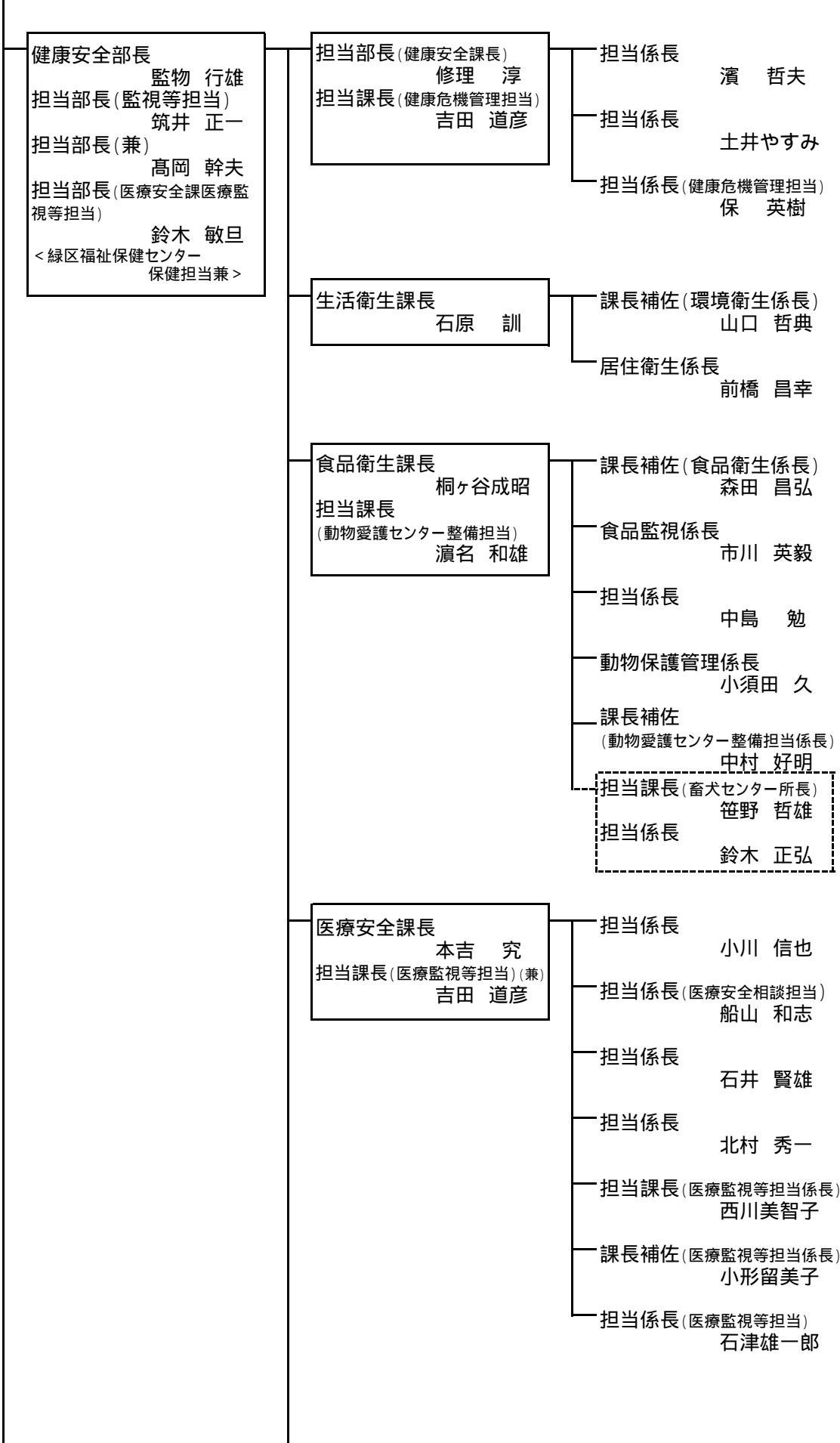


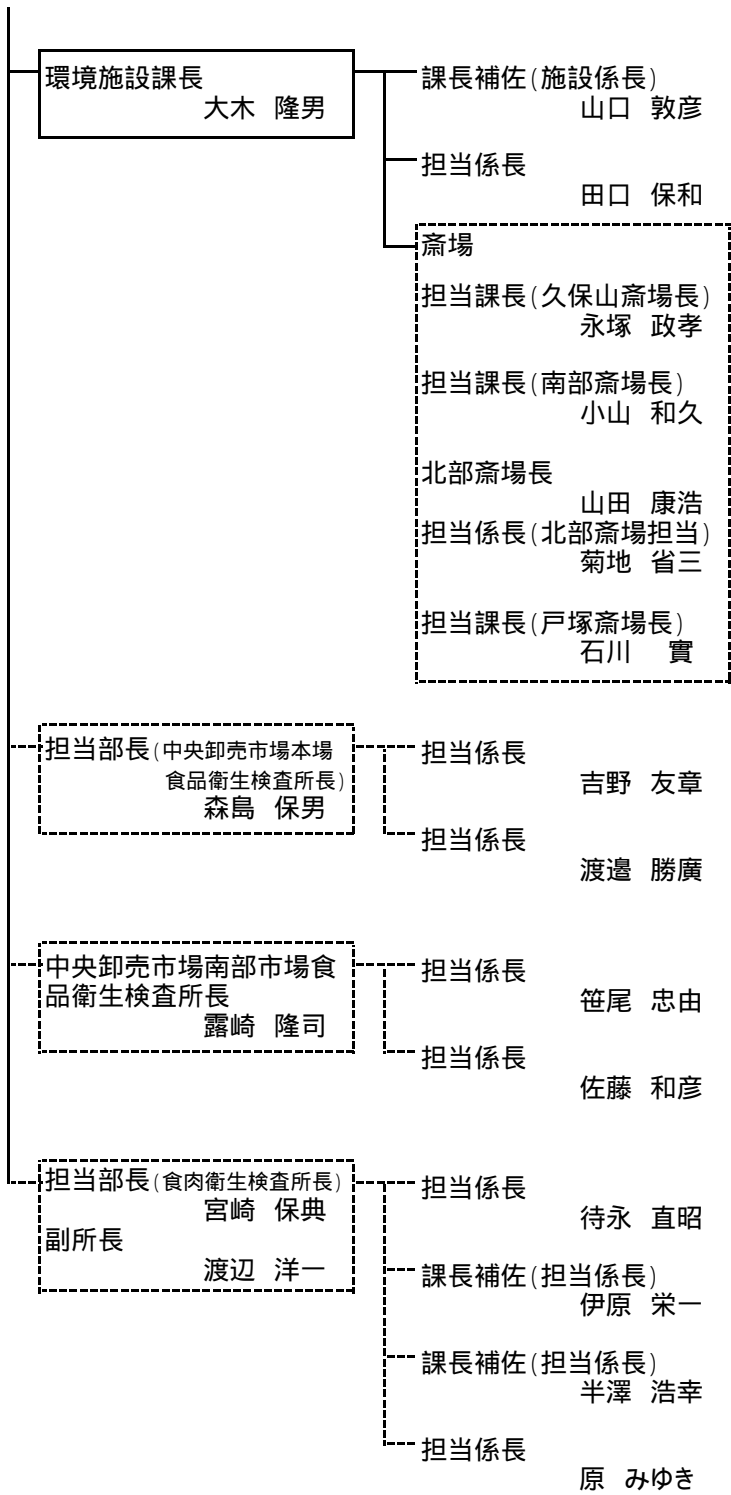












< 保健所職員は、健康安全部及び18区福祉保健センターが兼務 >

保健所長

大浜 悦子

健康安全部長

監物 行雄

担当部長(監視等担当)

筑井 正一

担当部長(兼)

高岡 幹夫

担当部長(医療安全課医療監視等担当)

鈴木 敏旦

< 緑区福祉保健センター
保健担当兼 >

担当部長(健康安全課長)

修理 淳

担当課長(健康危機管理担当)

吉田 道彦

担当係長

濱 哲夫

担当係長

土井やすみ

担当係長(健康危機管理担当)

保 英樹

生活衛生課長

石原 訓

課長補佐(環境衛生係長)

山口 哲典

居住衛生係長

前橋 昌幸

食品衛生課長

桐ヶ谷成昭

担当課長

(動物愛護センター整備担当)

濱名 和雄

課長補佐(食品衛生係長)

森田 昌弘

食品監視係長

市川 英毅

担当係長

中島 勉

動物保護管理係長

小須田 久

課長補佐

(動物愛護センター整備担当係長)

中村 好明

医療安全課長

本吉 究

担当課長(医療監視等担当)(兼)

吉田 道彦

担当係長

小川 信也

担当係長(医療安全相談担当)

船山 和志

担当係長

石井 賢雄

担当係長

北村 秀一

担当課長(医療監視等担当係長)

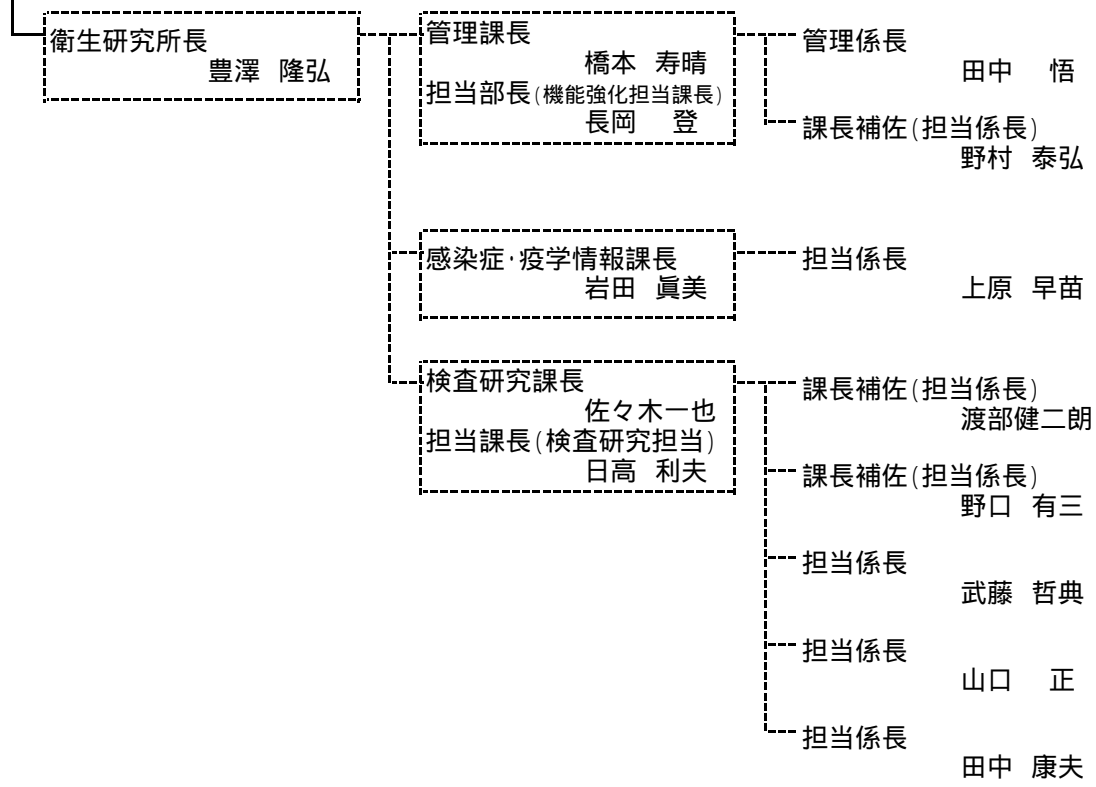
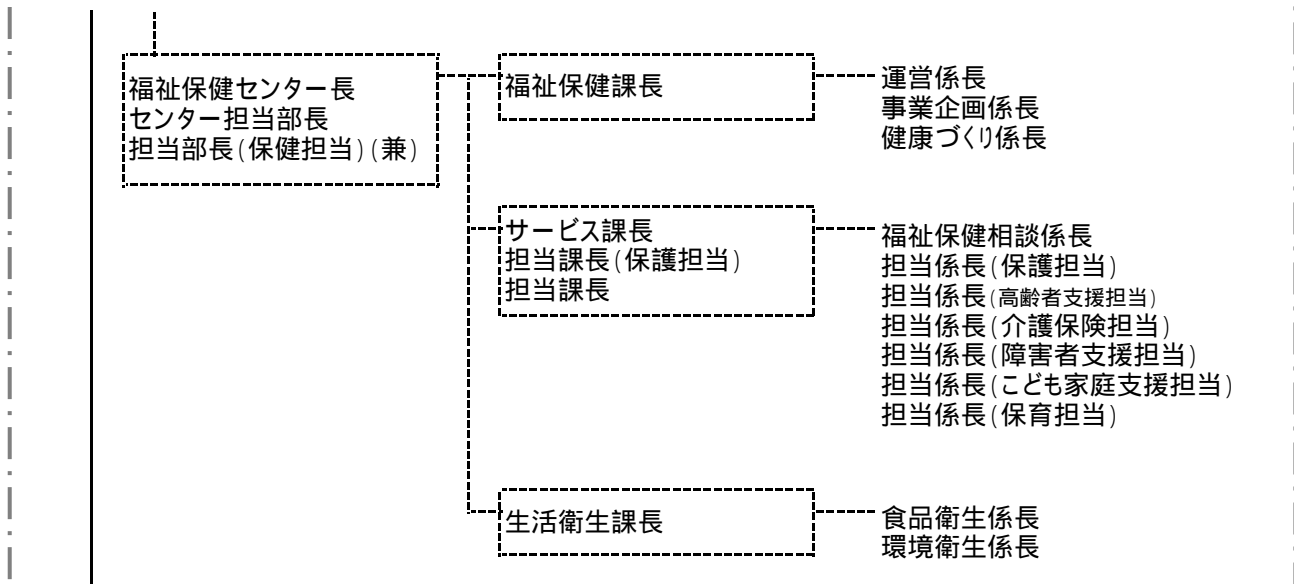
西川美智子

課長補佐(医療監視等担当係長)

小形留美子

担当係長(医療監視等担当)

石津雄一郎



健康福祉局派遣職員

派 遣 先	補 職	氏 名
厚生労働省	担当課長	巻口 徹
	担当係長	岩澤 健司
	担当係長	鎌田 学
社会福祉法人横浜市社会福祉協議会	担当部長	小川 浩之
	担当部長	菊地 武廣
	担当課長	山田 雅夫
	担当係長	富田 義徳
	担当係長	浜田 進一
	課長補佐	鈴木 清一
	担当係長	高橋 知宏
社会福祉法人 横浜市リハビリテーション事業団	担当部長	小池 純子
	担当部長	川崎 善博
	担当課長	佐藤 友也
	担当課長	清水 清
社会福祉法人横浜市福祉サービス協会	担当部長	山口 茂樹
財団法人横浜市総合保健医療財団	担当課長	茂木 潤一
	担当係長	村本 洋二
財団法人横浜市体育協会	担当部長	浦野 賢一
	担当係長	川島 大介
神奈川県後期高齢者医療広域連合	担当部長	大森 寿雄
	担当課長	斉藤 慶彦
	担当課長	高田 邦夫
	担当係長	谷口 千尋
	担当係長	伊藤 英幸
	担当係長	安達 友彦
	担当係長	岩崎 均

健康福祉局事務分掌

総務部

総務課

- (1) 局内の文書に関すること。
- (2) 局内の事務事業の連絡調整に関すること。
- (3) 社会福祉、保健及び衛生に係る褒章及び表彰に関すること。
- (4) 局の危機管理に関すること。
- (5) 他の部、課の主管に属しないこと。

企画経理課

- (1) 社会福祉、保健及び衛生に係る総合的な企画、調整及び調査研究に関すること。
- (2) 社会福祉、保健及び衛生に係る統計及び情報の収集に関すること（他の部、課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 横浜市社会福祉審議会に関すること。
- (4) 局内の予算及び決算に関すること。
- (5) 局内の財産管理に関すること。

職員課

- (1) 局所属職員等の研修に関すること。
- (2) 局所属職員の福利厚生及び衛生管理に関すること。
- (3) 局所属職員等の人事に関すること。
- (4) 局所属職員の給与その他の勤務条件その他労務に関すること。
- (5) 局内の組織に関すること。

相談調整課

- (1) 横浜市福祉調整委員会が受けた苦情申立て等に関すること。
- (2) その他横浜市福祉調整委員会に関すること。
- (3) 墓地等の設置に係る紛争解決のためのあっせんに関すること。
- (4) 横浜市墓地等設置紛争調停委員会に関すること。

監査課

- (1) 社会福祉に係る事業等の監査に係る企画及び連絡調整に関すること（こども青少年局青少年部企画調整課の主管に属するものを除く。以下この部中同じ。）。
- (2) 社会福祉法人の設立、定款変更、解散、合併の認可等に関すること。
- (3) 社会福祉法人の監査その他の指導及び監督に関すること。
- (4) 社会福祉法人の改善命令、業務停止命令、役員解職の勧告及び解散命令に関すること。
- (5) 社会福祉施設、介護老人保健施設等の施設に係る事業その他の社会福祉事業の監査に関すること。

- (6) 社会福祉施設その他の施設の建設に対する助成についての検査等に関すること。
- (7) 特に命ぜられた監査その他の指導及び監督に関すること。

地域福祉保健部

福祉保健課

- (1) 地域福祉保健推進施策の調整に関すること。
- (2) 地域福祉計画の推進に関すること。
- (3) 福祉のまちづくりの推進に関すること。
- (4) 横浜市福祉のまちづくり推進会議に関すること。
- (5) 福祉保健センターにおける福祉保健施策の推進に係る連絡調整に関すること。
- (6) 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会に関すること(障害福祉部の主管に属するものを除く。)
- (7) 横浜市社会福祉センター及び福祉保健研修交流センターウィリング横浜の運営管理に関すること。
- (8) 地域福祉保健に係る人材育成に関すること(他の部の主管に属するものを除く。)
- (9) 成年後見制度及び地域福祉に係る権利の擁護に関すること(他の部の主管に属するものを除く。)
- (10) 衛生に係る統計及び人口動態統計に関すること。
- (11) 献血の推進等に関すること。
- (12) 日本赤十字社及び赤十字奉仕団に関すること。
- (13) 災害救助に関すること。
- (14) その他地域福祉保健に関すること。
- (15) 部内他の課の主管に属しないこと。

地域支援課

- (1) 民生委員及び横浜市民生委員推薦会に関すること。
- (2) 保健活動推進員に関すること。
- (3) 地域福祉保健活動団体等への活動助成及び支援に関すること。
- (4) 社会福祉法人区社会福祉協議会等に関すること。
- (5) 地域包括支援センターの設置及び運営管理の総合調整に関すること。
- (6) 地域ケアプラザの整備及び運営管理の総合調整に関すること。
- (7) 福祉保健活動拠点の整備及び運営管理の総合調整に関すること。

生活福祉部

保護課

- (1) 生活保護等に係る事務の企画、運営、指導その他生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の施行に関すること。
- (2) 保護施設の設置の認可並びに当該施設の休止及び廃止の認可に関すること。
- (3) 保護施設の改善命令、事業停止命令、認可の取消しその他の指導及び監督に関

すること。

- (4) 生活困難者に対する事業及び隣保事業に係る社会福祉施設(保護施設を除く。)及び社会福祉事業(以下この部中「施設等」という。)の開始、変更及び廃止の許可等に関する事。
- (5) 施設等の改善命令、事業停止命令、許可の取消しその他の指導及び監督に関する事。
- (6) 保護施設及び施設等の経営に必要な資金を得るための寄附金の募集の許可に関する事。
- (7) 私立の保護施設の助成に関する事。
- (8) 市立の保護施設(授産所を除く。)の企画、設置及び運営管理に関する事。
- (9) 保護施設の法外扶助に関する事。
- (10) 生活保護世帯の法外援護に関する事。
- (11) 保護統計調査に関する事。
- (12) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関する事。
- (13) 医療券等の審査に関する事。
- (14) 生活保護法に基づく指定介護機関、指定医療機関等に関する事。
- (15) 被保護者の就労支援に関する事。
- (16) 原子爆弾被爆者の福祉に関する事。
- (17) 戦傷病者、戦没者遺族、中国帰国者等の援護に関する事。
- (18) 財団法人寿町勤労者福祉協会に関する事。
- (19) 寿地区対策に関する事。
- (20) ホームレスの自立支援に関する事。
- (21) 寿福祉プラザの管理に関する事。
- (22) 特別乗車券の交付に関する事(精神障害者福祉に係るものを除く。)
- (23) 障害者のいる世帯等に係る水道料金減免事務の調整に関する事。
- (24) 部内他の課の主管に属しない事。

保険年金課

- (1) 国民健康保険及び国民年金(特定障害者に係る特別障害給付金を含む。以下この部中同じ。)の事務の企画及び運営に関する事。
- (2) 国民健康保険被保険者の資格の得喪及び賦課徴収に係る総合調整に関する事。
- (3) 国民健康保険給付に関する事。
- (4) 国民健康保険及び国民年金の統計調査、事業報告等に関する事。
- (5) 国民健康保険制度及び国民年金制度の広報に関する事。
- (6) 区役所における国民健康保険及び国民年金の事務の指導及び連絡に関する事。
- (7) 国民健康保険関係職員の研修に関する事。
- (8) 横浜市国民健康保険運営協議会及び横浜市国民健康保険障害児育児手当金障害程度審査委員会に関する事。
- (9) 国民健康保険団体連合会に関する事。

- (10) 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第7条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に規定する国民健康保険に係る特定健康診査及び特定保健指導に関すること。

医療援助課

- (1) ひとり親家庭等の医療費助成事業に関すること。
- (2) 小児の医療費助成事業に関すること。
- (3) 重度心身障害者の医療費援助事業に関すること。
- (4) 身体障害者の更生医療給付に関すること。
- (5) 児童の医療給付等に関すること。
- (6) 重度障害者介護保険利用者負担助成事業に関すること。
- (7) 老人保健医療事業に関すること。
- (8) 神奈川県後期高齢者医療広域連合に関すること。
- (9) その他医療費助成に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)

障害福祉部

障害企画課

- (1) 障害者及び障害児に係る一貫した施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 障害者及び障害児の福祉の推進に関すること(こども青少年局こども福祉保健部の主管に属するものを除く。)
- (3) 横浜市障害者施策推進協議会に関すること。
- (4) 横浜市精神保健福祉審議会に関すること。
- (5) 障害者福祉施設及び障害者福祉事業の経営に必要な資金を得るための寄附金の募集の許可に関すること。
- (6) 障害者の就業支援に関すること。
- (7) 横浜市福祉授産所等における受注、契約、工賃請求及び領収並びに当該授産所等への支払に関すること。
- (8) 地域作業所等に対する作業のあっせんに関すること。
- (9) 障害者福祉サービスに関する広報及び福祉サービスの情報提供に関すること(こども青少年局こども福祉保健部の主管に属するものを除く。)
- (10) 障害者自立支援法(以下この項中「法」という。)に係る事務の企画及び運用に関すること。
- (11) 法に基づく訓練等給付費のうち、就労移行支援及び就労継続支援に係る事務に関すること。
- (12) 発達障害者支援法に関すること(こども青少年局こども福祉保健部の主管に属するものを除く。)
- (13) 市立の障害者施設の整備に関すること。
- (14) 私立の障害者施設及び障害者地域活動ホームの建設に対する助成に関すること。
- (15) 部内他の課の主管に属しないこと。

障害福祉課

- (1) 特別障害者手当等及び在宅心身障害者手当に関すること。
- (2) 心身障害者扶養共済事業に関すること。
- (3) 障害者の移動支援に関すること。
- (4) 手話通訳の派遣に関すること。
- (5) 横浜市障害者研修保養センターの運営管理に関すること。
- (6) 横浜市障害者スポーツ文化センターの運営管理に関すること。
- (7) 障害者のスポーツ及び文化活動の推進に関すること。
- (8) 後見的支援を要する障害者の支援に関すること。
- (9) 法に基づく介護給付費のうち、居宅介護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援及び行動援護に係る事務に関すること。
- (10) 法に基づく補装具費の支給に係る事務に関すること。
- (11) 法に基づく地域生活支援事業のうち、移動支援サービス、日常生活用具給付等、障害者入浴サービス、コミュニケーション支援及び相談支援に係る事務に関すること。
- (12) 法に基づく自立支援医療費（精神障害者の通院医療に係るものに限る。）その他の精神障害者に係る医療費の公費負担に関すること（横浜市こころの健康相談センターの主管に属するものを除く。）
- (13) 障害者の生活環境の整備に関すること。
- (14) その他障害者個人に対する給付に関すること（他の局、部、課の主管に属するものを除く。）。
- (15) その他障害者団体に関すること（他の局、部、課の主管に属するものを除く。）。

障害支援課

- (1) 市立の障害者施設に関すること（障害企画課の主管に属するものを除く。）
- (2) 横浜市障害者更生相談所及び横浜市こころの健康相談センターとの連絡調整に関すること。
- (3) 障害者施設の設置の認可等並びに当該施設の休止及び廃止の承認等に関すること。
- (4) 障害者施設への措置、措置費及び法外扶助に関すること。
- (5) 横浜市総合リハビリテーションセンターの運営管理に関すること。
- (6) 障害者施設の指導及び調整に関すること。
- (7) 社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団に関すること。
- (8) 精神科病院の現地指導に関すること。
- (9) 医療社会事業に関すること。
- (10) その他精神保健及び精神障害者福祉に関すること（他の局、部、課の主管に属するものを除く。）。
- (11) 法に基づく介護給付費のうち、生活介護、短期入所、共同生活介護、施設入所支援及び療養介護に係る事務に関すること。
- (12) 法に基づく訓練等給付費のうち、自立訓練及び共同生活援助に係る事務に関すること。

- (13) 法に基づく地域生活支援事業のうち、地域活動支援センター及び日中一時支援に係る事務に関すること。
- (14) 自立生活アシスタントに関すること。
- (15) 障害者地域活動ホーム及び小規模通所施設に関すること。
- (16) 精神障害者の退院促進支援に関すること。
- (17) 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会障害者支援センターの事業に関すること。

高齡健康福祉部

高齡健康福祉課

- (1) 高齡者福祉に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 高齡者保健福祉計画及び介護保険事業計画並びに市町村整備計画に関すること。
- (3) 指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者の指定、指導、調整、改善勧告、改善命令及び指定効力停止に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者への指導及び調整に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (5) 介護保険制度における基準該当事業者の登録等に関すること。
- (6) 地域密着型サービスの拠点の整備に対する助成等に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (7) 老人クラブに関すること。
- (8) 老人福祉センター等に関すること。
- (9) 横浜市高齡者保養研修施設の運営管理に関すること。
- (10) その他高齡者の福祉に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (11) 部内他の課の主管に属しないこと。

高齡在宅支援課

- (1) 在宅の要援護高齡者等の福祉に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 在宅の要援護高齡者等の保健事業その他地域看護業務に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 高齡者の介護予防事業に関すること。
- (4) 高齡者等の包括的支援事業に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (5) 介護予防拠点の整備に対する助成等に関すること。
- (6) 居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者及び訪問看護ステーション事業者の支援及び育成に関すること。
- (7) 社会福祉法人横浜市福祉サービス協会に関すること。

高齡施設課

- (1) 介護保険施設への指導及び調整に関すること。

- (2) 短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護を実施する事業者(いずれも予防給付に係るものを含む。) への指導及び調整に関する事。
- (3) 認知症対応型共同生活介護(予防給付に係るものを含む。) 、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を実施する事業者への指導、調整、改善勧告、改善命令及び指定効力停止に関する事。
- (4) 生活支援短期入所生活介護に関する事。
- (5) 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号) に基づく事業及び施設に係る許可等に関する事(他の課の主管に属するものを除く。) 。
- (6) 老人福祉施設への措置及び措置費並びに法外扶助に関する事。
- (7) 市立の老人福祉施設に関する事(他の課の主管に属するものを除く。) 。
- (8) 老人福祉施設の建設に対する助成に関する事。
- (9) 介護保険施設(介護老人福祉施設を除く。) の建設に対する助成に関する事。
- (10) 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の拠点の整備に対する助成等に関する事。

介護保険課

- (1) 介護保険の事務の企画及び運営に関する事(他の課の主管に属するものを除く。) 。
- (2) 介護保険料の算定に関する事。
- (3) 介護保険被保険者の資格の得喪、賦課徴収及び要介護認定等に係る総合調整に関する事。
- (4) 介護保険の給付に関する事(区役所の主管に属するものを除く。) 。
- (5) 介護保険料に係る特別徴収義務者への還付に関する事。
- (6) 介護保険に係る統計調査、事業報告等に関する事。
- (7) 介護保険制度の広報に関する事。
- (8) 区役所における介護保険の事務の指導及び連絡に関する事。
- (9) 介護保険関係職員の研修に関する事。
- (10) 横浜市介護認定審査会及び横浜市介護保険運営協議会に関する事。
- (11) 国民健康保険団体連合会に関する事(他の部、課の主管に属するものを除く。) 。

保健医療部

保健政策課

- (1) 保健施策の企画及び調整に関する事。
- (2) 健康増進及び栄養改善に関する事。
- (3) 老人保健事業その他成人保健に関する事(高齢健康福祉部の主管に属するものを除く。) 。
- (4) 歯科保健に関する事(母子保健に係るものを除く。) 。
- (5) 原子爆弾被爆者の援護に関する事(生活福祉部の主管に属するものを除く。) 。

- (6) 難病対策に関すること。
- (7) その他疾病対策に関すること(他の部、課の主管に属するものを除く。)
- (8) 公害健康被害の調査、補償及び救済に関すること。
- (9) 横浜市公害健康被害認定審査会及び横浜市公害健康被害診療報酬審査会に関すること。
- (10) その他公害保健福祉に関すること。
- (11) 医療団体に関すること(他の部、課の主管に属するものを除く。)
- (12) 財団法人横浜市総合保健医療財団に関すること。
- (13) 横浜市スポーツ医科学センターに関すること。
- (14) 部内他の課の主管に属しないこと。

医療政策課

- (1) 地域医療に関すること。
- (2) 救急医療に関すること。
- (3) 保健医療従事者の確保に関すること。
- (4) 地域中核病院の整備等に関すること。
- (5) 横浜市立みなと赤十字病院との調整に関すること。
- (6) 横浜市病院事業が経営する病院、公立大学法人横浜市立大学附属病院及び附属市民総合医療センター並びに地域中核病院が提供する医療等に係る調整に関すること。
- (7) 港湾病院の精算業務に関すること。

健康安全部

健康安全課

- (1) 健康安全に係る施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 感染症の予防、医療、発生動向の調査等に関すること(保健所事務分掌規則第3条健康安全課の項第1号から第4号まで並びに第4条福祉保健課の項第5号及び第6号並びにサービス課の項第6号及び第7号に掲げる事務を除く。)
- (3) 予防接種に関すること。
- (4) 横浜市予防接種事故対策調査会に関すること。
- (5) 部内他の課の主管に属しないこと。

生活衛生課

- (1) 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)に基づく経営の許可等に関すること。
- (2) 環境衛生関係団体に関すること。
- (3) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)に基づく事業者の登録に関すること。
- (4) 昆虫等の防除に関すること(保健所事務分掌規則第4条生活衛生課の項第5号に掲げる事務を除く。)
- (5) その他生活衛生に関すること(保健所事務分掌規則第3条生活衛生課の項及び

- 第4条生活衛生課の項第1号から第8号までに掲げる事務を除く。)
- (6) 衛生研究所に関する事。

食品衛生課

- (1) 食品衛生関係団体に関する事。
- (2) 食鳥処理の事業の許可、確認規程の認定等に関する事。
- (3) と畜場の設置の許可等に関する事。
- (4) 動物の愛護及び管理に関する事(保健所事務分掌規則第3条食品衛生課の項第3号並びに第4条生活衛生課の項第13号及び第14号に掲げる事務を除く。)
- (5) 動物の適正飼育を推進する施設の整備に関する事。
- (6) その他食品衛生に関する事(保健所事務分掌規則第3条食品衛生課の項及び第4条生活衛生課の項第9号から第11号までに掲げる事務を除く。)
- (7) 食肉衛生検査所、中央卸売市場食品衛生検査所及び畜犬センターに関する事。

医療安全課

- (1) 医療に係る相談等に関する事。
- (2) 医療安全情報の提供に関する事。
- (3) 医療安全研修に関する事。
- (4) その他医療安全の確保に関する事。
- (5) 医療法(昭和23年法律第205号)に基づく許可及び認可に関する事。

環境施設課

- (1) 市営墓地、斎場及び霊堂の運営管理に関する事。
- (2) 市営墓地、斎場及び霊堂の整備に関する事。

保健所事務分掌

健康安全部

健康安全課

- (1) 横浜市感染症診査協議会に関すること。
- (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)に基づく他の行政機関との協議に関すること。
- (3) 検疫法(昭和 26 年法律第 201 号)に基づく検疫感染症の患者に係る通報の受理及び検疫の免除の許可に関すること。
- (4) 次条福祉保健課の項第 4 号から第 6 号まで、同条サービス課の項第 5 号から第 7 号まで及び同条生活衛生課の項第 11 号に掲げる事務の総括に関すること。
- (5) 部内他の課の主管に属しないこと。

生活衛生課

- (1) 温泉法(昭和 23 年法律第 125 号)に基づく温泉の利用の許可及びその取消し、温泉の成分等の掲示内容の届出及びその変更命令、管理者に対する措置命令並びに土地の掘削許可等に関して神奈川県知事に提出する書類の経由事務に関すること。
- (2) 温泉法施行細則(昭和 59 年 3 月横浜市規則第 11 号)に基づく温泉利用事項の変更並びに温泉利用施設の廃止及び休止の届出に関すること。
- (3) 化製場等に関する法律(昭和 23 年法律第 140 号)に基づく化製場及び死亡獣畜取扱場の設置の許可、変更の届出及び許可の取消しに関すること。
- (4) 化製場等に関する法律施行細則(昭和 59 年 9 月横浜市規則第 93 号)に基づく化製場等の設置事項の変更並びに経営の停止及び廃止の届出に関すること。
- (5) えなその他出産に伴う産あい物処理業者条例(昭和 25 年神奈川県条例第 52 号)に基づく焼却場及び消毒所の施設の検査、事情の聴取、立入検査、特別の施設の設置命令及び薬品類等の検査等並びに神奈川県知事に提出する書類の経由事務に関すること。
- (6) 墓地、埋葬等に関する法律(昭和 23 年法律第 48 号)に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること。
- (7) 横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例(平成 14 年 12 月横浜市条例第 57 号)に基づく立入調査に関すること。
- (8) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和 48 年法律第 112 号)に基づく措置命令、報告の徴収、立入検査、質問及び収去に関すること。
- (9) 次条生活衛生課の項第 1 号から第 8 号までに掲げる事務の総括に関すること。

食品衛生課

- (1) 食品衛生関係営業の監視及び指導に関すること。
- (2) 食品等の検査に関すること。
- (3) 次条生活衛生課の項第 9 号、第 10 号及び第 12 号から第 14 号までに掲げる事

務の総括に関すること。

医療安全課

- (1) 医事及び薬事に関すること（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に基づく許可及び認可並びに次条福祉保健課の項第 3 号に掲げる事務を除く。）。
- (2) 次条福祉保健課の項第 3 号に掲げる事務の総括に関すること。

福祉保健センター

福祉保健課

- (1) 国民生活基礎調査規則(昭和 61 年厚生省令第 39 号)等に基づく調査票等の審査整理及び提出に関すること。
- (2) 人口動態調査令(昭和 21 年勅令第 447 号)に基づく調査票の審査及び提出に関すること。
- (3) 医療施設調査規則(昭和 28 年厚生省令第 25 号)、患者調査規則(昭和 28 年厚生省令第 26 号)及び医療法施行令(昭和 23 年政令第 326 号)に基づく調査票等の受理及び送付、医師等の免許の經由事務、施術所、歯科技工所、薬局、薬局製造販売医薬品の製造販売業及び製造業、医薬品の販売業、医療機器の販売業及び賃貸業並びに毒物劇物販売業に関すること。
- (4) 健康危機管理に関すること（泉福祉保健センターを除く。）。
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく事務（同法に基づく医療費の負担、医療機関の指定、厚生労働大臣への報告、感染症発生時の調査協力依頼及び感染症に係る情報の公表に関する事務並びに前条健康安全課の項第 1 号及び第 2 号並びにこの条生活衛生課の項第 5 号に掲げる事務を除く。）に関すること（泉福祉保健センターを除く。）。
- (6) 検疫法に基づく検査、消毒その他検疫感染症の予防上必要な措置に関すること（泉福祉保健センターを除く。）。
- (7) 健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)に基づく栄養指導その他の保健指導、特定給食施設及び特別用途食品等に関すること（泉福祉保健センターを除く。）。
- (8) 横浜市小規模給食施設の栄養管理に関する条例(平成 12 年 2 月横浜市条例第 6 号)に基づく事務に関すること（泉福祉保健センターを除く。）。
- (9) センター内他の課の主管に属しないこと。

サービス課

- (1) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に基づく身体障害児の療育の指導等に関すること。
- (2) 身体障害者福祉法施行令(昭和 25 年政令第 78 号)に基づく診査を受けるべき旨の通知の受理、障害程度の変化に関する通知及び身体障害者手帳の交付を受けた者に係る通知の受理に関すること。
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）に基づく書類の經由事務に関すること（精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療に関

- する事務を除く。)。
- (4) 母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)に基づく妊娠の届出の経由事務に関する
こと。
 - (5) 健康危機管理に関すること(泉福祉保健センターに限る。)。
 - (6) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく事務(同法
に基づく医療費の負担、医療機関の指定、厚生労働大臣への報告、感染症発生時
の調査協力依頼及び感染症に係る情報の公表に関する事務並びに前条健康安全課
の項第 1 号及び第 2 号並びにこの条生活衛生課の項第 5 号に掲げる事務を除く。)
に関すること(泉福祉保健センターに限る。)。
 - (7) 検疫法に基づく検査、消毒その他検疫感染症の予防上必要な措置に関すること
(泉福祉保健センターに限る。)。
 - (8) 健康増進法に基づく栄養指導その他の保健指導、特定給食施設及び特別用途食
品等に関すること(泉福祉保健センターに限る。)。
 - (9) 横浜市小規模給食施設の栄養管理に関する条例に基づく事務に関すること
(泉福祉保健センターに限る。)。

生活衛生課

- (1) 環境衛生関係営業に関すること。
- (2) 墓地、火葬場等の管理者の届出等に関すること。
- (3) 専用水道、簡易専用水道、小規模受水槽水道、飲用井戸等の衛生に関すること。
- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関すること(事業者の登録に関する事務を
除く。)。
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づくねずみ族、
昆虫等の駆除並びに消毒(患者がいる場所及びいた場所並びに感染症により死亡
した者の死体がある場所及びあった場所に係るものを除く。)に関すること。
- (6) 居住衛生に関すること。
- (7) 有害物質を含有する家庭用品の衛生に関すること。
- (8) 前各号に掲げる事務に係る苦情受付及び調査に関すること。
- (9) 食品衛生関係営業に関すること。
- (10) 食中毒の予防に関すること。
- (11) 食中毒の発生措置に関すること。
- (12) 狂犬病予防に関すること。
- (13) 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号)に基づく動物取扱
業者の動物の管理方法等の改善勧告、措置命令、報告の徴収及び立入検査、生活
環境の損失を生じさせる事態の除去に必要な勧告及び措置命令、特定動物飼養者
に対する措置命令、報告の徴収及び立入検査、犬及びねこの引取り並びに動物の
収容に関すること。
- (14) 横浜市動物の愛護及び管理に関する条例(平成 18 年 3 月横浜市条例第 17 号)
に基づく事務に関すること。

事業概要

(平成19年5月)

健康福祉局

1 平成19年度 健康福祉局予算総額

(単位：千円)

項 目	本年度	前年度	差 引	前年度比 (%)
健 康 福 祉 費	228,589,559	220,824,043	7,765,516	3.5
社会福祉費	40,716,407	36,740,244	3,976,163	10.8
障害者福祉費	55,518,964	54,066,189	1,452,775	2.7
老人福祉費	10,737,349	9,397,798	1,339,551	14.3
生活援護費	93,871,690	90,000,077	3,871,613	4.3
健康福祉施設 整備費	13,481,282	12,234,710	1,246,572	10.2
公衆衛生費	12,477,498	15,140,158	△ 2,662,660	△ 17.6
環境衛生費	1,786,369	3,244,867	△ 1,458,498	△ 44.9
諸 支 出 金	79,162,444	77,525,372	1,637,072	2.1
特別会計繰出金	79,162,444	77,525,372	1,637,072	2.1
一 般 会 計 計	307,752,003	298,349,415	9,402,588	3.2
(特別会計)				
国民健康保険 事業費会計	299,166,919	286,723,128	12,443,791	4.3
老人保健医療 事業費会計	197,921,398	195,326,556	2,594,842	1.3
介護保険 事業費会計	159,475,989	149,473,344	10,002,645	6.7
公害被害者救済 事業費会計	42,334	41,963	371	0.9
新墓園事業費会計	1,416,000	3,375,375	△ 1,959,375	△ 58.0
特 別 会 計 計	658,022,640	634,940,366	23,082,274	3.6

2 平成19年度 健康福祉局予算の財源

(1) 一般会計 (単位：千円)

区 分	予 算 額	構成比(%)
特 定 財 源	119,627,039	38.9
分 担 金 及 び 負 担 金	4,450,950	1.4
使 用 料 及 び 手 数 料	1,798,580	0.6
国 庫 支 出 金	89,105,273	29.0
県 支 出 金	16,539,054	5.4
市 債	4,892,000	1.6
そ の 他	2,841,182	0.9
一 般 財 源	188,124,964	61.1
合 計	307,752,003	100.0

(2) 特別会計

ア 国民健康保険事業費会計 (単位：千円)

区 分	予 算 額	構成比(%)
保 険 料	103,641,958	34.7
国 庫 支 出 金	64,073,265	21.4
県 支 出 金	13,265,351	4.4
そ の 他	92,473,706	30.9
一 般 会 計 繰 入 金	25,712,639	8.6
合 計	299,166,919	100.0

イ 老人保健医療事業費会計 (単位：千円)

区 分	予 算 額	構成比(%)
交 付 金	108,689,140	54.9
国 庫 支 出 金	59,320,372	30.0
県 支 出 金	14,830,093	7.5
そ の 他	251,701	0.1
一 般 会 計 繰 入 金	14,830,092	7.5
合 計	197,921,398	100.0

ウ 介護保険事業費会計 (単位：千円)

区 分	予 算 額	構成比(%)
保 険 料	33,582,664	21.0
国 庫 支 出 金	30,294,532	19.0
交 付 金	46,407,287	29.1
県 支 出 金	22,436,207	14.1
そ の 他	1,726,337	1.1
一 般 会 計 繰 入 金	25,028,962	15.7
合 計	159,475,989	100.0

エ 公害被害者救済事業費会計 (単位：千円)

区 分	予 算 額	構成比(%)
寄 付 金	13,084	30.9
財 産 収 入	1,400	3.3
基 金 繰 入 金	8,429	19.9
一 般 会 計 繰 入 金	12,580	29.7
繰 越 金	6,841	16.2
合 計	42,334	100.0

オ 新墓園事業費会計

区 分	予 算 額	構成比(%)
使 用 料 ・ 手 数 料	1,416,000	100.0
合 計	1,416,000	100.0

目 次

I 地域福祉保健の推進

1	福祉保健システム構築事業	6
2	地域福祉計画推進事業等	6
3	地域福祉保健活動支援事業	7
4	権利擁護事業	7
5	地域ケアプラザ整備・運営事業	8
6	だれにもやさしい福祉のまちづくり推進事業	9
7	福祉サービスの質の向上推進事業	9

II 高齢者福祉保健施策の推進

・	介護保険制度関連事業の概要	10
8	介護保険事業（介護保険事業費会計）	11
9	地域支援事業（介護予防事業）（介護保険事業費会計）	12
10	地域支援事業（包括的支援事業）（介護保険事業費会計）	13
11	地域支援事業（任意事業）（介護保険事業費会計）	13
12	介護保険外サービス	14
13	横浜市福祉サービス協会補助事業	15
14	税制改正の影響による負担緩和措置	15
15	低所得者の利用者負担助成事業	16
16	地域密着型サービス事業所等整備事業	16
17	特別養護老人ホーム整備事業	17
18	介護老人保健施設整備事業等	18
19	高齢者地域活動推進事業等	19
20	敬老特別乗車証交付事業等	19

Ⅲ 身体・知的・精神障害者施策の 一体的推進

・ 障害福祉主要事業の概要	20
21 障害者グループホーム設置運営事業	21
22 小規模通所施設補助事業	21
23 障害者自立支援法負担額助成事業	22
24 在宅心身障害者手当給付事業	22
25 障害者居宅介護事業	23
26 障害者移動支援事業	23
27 障害者相談支援事業等	24
28 障害者就労支援事業	25
29 障害者の地域生活移行支援	26
30 障害者地域活動ホーム運営事業	27
31 障害者施設整備事業	28
32 精神科医療体制の充実	28
33 重度障害者医療費援助事業	29

Ⅳ 生活基盤の安定と自立の支援

34 寿地区対策・ホームレス対策事業	29
35 生活保護事業	30
36 小児医療費・ひとり親家庭等医療費助成事業	30
37 老人保健医療事業等（老人保健医療事業費会計・一般会計）	31
38 国民健康保険事業（国民健康保険事業費会計）	32
39 難病患者への支援	32
40 公害健康被害者等への支援（一般会計）	33
41 公害健康被害者等への支援（公害被害者救済事業費会計）	33

V 健康づくりの支援と疾病予防

42	市民の健康づくり推進事業	34
43	基本健康診査等事業	34
44	がん検診事業	35

VI 地域医療の充実と救急医療体制の確保

45	地域医療の充実	35
46	地域医療の基盤整備事業	36
47	小児科二次救急医療対策事業	36
48	救急医療対策事業	37

VII 健康で安全な暮らしの支援

	・ 健康危機管理機能の強化について	38
49	感染症・結核対策事業	39
50	予防接種事業	40
51	医療安全推進事業	40
52	食の安全確保事業	41
53	快適な生活環境の確保事業	41
54	動物の保護管理事業	42
55	斎場運営事業	42
56	墓地管理運営事業	43
57	メモリアルグリーン事業（新墓園事業費会計）	43

この冊子の中で【協働】は、「協働事業提案制度モデル事業」により予算化した事業です。

I 地域福祉保健の推進

1	福祉保健システム構築事業		<p>事業内容 市民サービスの一層の向上のために、福祉保健システム（次期福祉5法システム）を構築し、区の機能強化、窓口サービス機能の向上、業務の効率化等を図ります。</p> <p>1 開発目標 市民サービス向上のために、 （1）区の機能強化を支援します （2）区における窓口サービス機能の向上を図ります （3）区・局の業務効率化と連携強化を図ります （4）システム経費の軽減を図ります</p> <p>2 対象 （1）福祉5法（高齢者、障害者、児童、母子及び寡婦）に関する事業 （2）保健分野との連携を踏まえた区福祉保健センターの窓口サービス業務など</p> <p>3 開発スケジュール 平成18年度 基本設計 平成19～21年度 システム構築 平成20年度 一部稼動（予定） 平成21年度 全面稼動（22年3月末予定）</p> <p>行政運営調整局による「庁内で共有できる情報基盤システム整備事業」のモデル事業として進めます。</p>
本年度		千円 350,545	
前年度		41,804	
差引		308,741	
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
		—	
	市費	350,545	

2	地域福祉計画推進事業等		<p>事業内容 地域福祉計画を推進し、地域社会全体で福祉や保健などの生活課題や要援護者の防災対策に取り組み支えあっていくための仕組みづくりをすすめます。計画の推進にあたり市民・福祉活動団体・行政が協働で取り組みます。</p> <p>1 区計画の推進 6,986千円 （1）地域福祉コーディネーターの養成 公的機関及び地域のコーディネーターを養成 （2）地域福祉保健コミュニティ活動の推進 地域福祉保健関係団体に相談アドバイス事業を実施 （3）テーマ型・地縁型活動の協働促進モデル事業 <新規> 地域福祉を推進するテーマ型・地縁型活動の協働促進モデル事業を試行、区の実践を支援</p> <p>2 全市計画の推進 7,922千円 （1）よこはま福祉・保健カレッジ事業 （2）全市計画冊子増補版発行</p> <p>3 区福祉保健センター職員の人材育成 5,968千円 区福祉保健センター職員研修・区への人材育成アドバイザーリースタッフ派遣</p> <p>4 要援護者防災対策事業 <拡充> 21,860千円 区と連携した、高齢者や障害者などの災害時要援護者対策への取り組みを実施</p>
本年度		千円 42,736	
前年度		34,878	
差引		7,858	
本年度の財源内訳	国	—	
	県	3,930	
	その他	30	
	市費	38,776	

3	地域福祉保健活動 支 援 事 業		事業内容 市民による自主的な地域福祉保健活動を支援します。 1 ふれあい助成金制度支援事業 40,000千円 地域福祉保健活動を行うボランティア団体・NPO法人等に対し、より効果的で充実した助成が行えるよう、横浜市社会福祉協議会の「よこはまふれあい助成金制度」に、助成事業費の一部を補助します。 2 NPO福祉保健サービス拠点支援事業 2,650千円 公益的な福祉保健サービス拠点を整備するNPO法人に対し貸し付けた整備費の償還金について、1/2の助成を行います。 なお、19年度からは新規融資を廃止し、償還金助成についてのみ実施します。
	本 年 度	千円 42,650	
	前 年 度	57,550	
	差 引	△ 14,900	
本年度の財源内訳	国	20,000	
	県	—	
	その他	5,300	
	市 費	17,350	

4	権 利 擁 護 事 業		事業内容 判断能力が不十分な高齢者や障害者等に対し、権利擁護に関わる相談や日常生活の支援を行います。 1 対象者 本市在住の高齢者、知的障害者、精神障害者及び身体障害者 2 業務内容 (1) 横浜生活あんしんセンター運営事業 〈拡充〉 179,530千円 相談調整（一般相談・専門相談）、定期訪問・金銭管理サービス、財産関係書類等預かりサービス、法定後見受任、任意後見契約、広報・啓発、研修・研究 （実施主体は、市社協、区社協） (2) 成年後見制度等利用促進事業 2,070千円 各区において、地域包括支援センター、区社協あんしんセンター、福祉保健センター合同での成年後見制度の研修・啓発、事例検討会実施 (3) 成年後見制度普及啓発事業 【協働】 1,480千円 市民向けに、寸劇をまじえたセミナーを開催
	本 年 度	千円 183,080	
	前 年 度	157,718	
	差 引	25,362	
本年度の財源内訳	国	73,497	
	県	—	
		—	
	市 費	109,583	

		事業内容	
5	地域ケアプラザ 整備・運営事業	<p>地域包括支援センター及び地域活動交流の機能を担う地域ケアプラザの整備・運営を行います。</p> <p>中期計画に基づき平成19年度設計開始分から整備方針を見直し、地域活動交流機能を強化するとともに福祉保健サービス部門（デイサービス等）の整備を原則廃止します。このことにより、新規整備着手か所数の増及び整備期間の短縮を図り、整備を促進します。</p>	
本年度	千円 3,204,862	1 整備事業 1,113,238千円 (1) 建設6か所(前年度9か所) ア 継続建設 2か所 イ 新規建設 4か所 しゅん工 4か所 [日吉本町、鴨居、霧が丘、中川] (累計111か所)	
前年度	5,375,193	(2) 設計等9か所(前年度8か所) 新規着手6か所(前年度4か所)	
差引	△2,170,331	2 運営事業 2,091,624千円 (1) 運営 109か所 <拡充> ア 既設 106か所 イ 新規開所 3か所 [鶴見中央、日吉本町、鴨居] (2) 施設機能 ア 地域活動交流支援 イ 地域包括支援センター (P16参照) ウ 福祉保健サービス (デイサービス等)	
本年度の財源内訳	国	75,500	
	県	—	
	その他	538,902	
	市費	2,590,460	

※地域包括支援センターの事業費は含まない。同経費は、介護保険事業費会計に計上。(P16参照)

【整備方針の見直しの主な変更点】

	現 行	見 直 し
提供機能	①相談調整機能 ②地域活動交流機能(220㎡) ③福祉保健サービス(デイサービス等)	①相談調整機能 ②地域活動交流機能(320㎡) (多目的ホール1室分程度(100㎡)拡充)
標準面積	1,060㎡	580㎡
整備手法	①原則民設民営 ②福祉保健サービス部門以外は床取得により、原則公の施設として設置	①多様な整備手法の採用(既存公共施設の利用、民間建物の床取得・借上げ、民間福祉施設等との合築、単館整備等) ②原則公の施設として設置
整備期間	4年	2～3年
指定管理者	社会福祉法人、財団法人、NPO法人等	株式会社等の法人まで拡大

〔建設6か所〕

所在区	名称(仮称)	併 設 施 設	しゅん工予定	開所予定
◆1 港北区	日吉本町	市営住宅	19年7月	19年9月
◆2 緑 区	鴨居		19年8月	19年10月
○3 港南区	日野南		平成20年度	平成20年度
○4 旭 区	南希望が丘		平成20年度	平成20年度
○5 緑 区	霧が丘	コミュニティハウスほか	平成19年度	平成20年度
○6 戸塚区	名瀬		平成20年度	平成20年度

◆は平成19年度開所施設 ○は新規建設か所

※鶴見中央地域ケアプラザ：平成19年3月しゅん工、平成19年5月開所

※都筑区中川地域ケアプラザ：平成20年2月しゅん工、平成20年4月開所

〔設計等9か所〕

鶴見区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、金沢区、青葉区、栄区、泉区、瀬谷区

6	だれにもやさしい 福祉のまちづくり 推進事業		事業内容 すべての市民が、支え合い(ソフト)と環境(ハード)の整備により安心・安全に行動できる、人にやさしい福祉のまちを実現するよう、総合的に施策を推進します。
本年度		千円 494,432	1 福祉のまちづくり条例推進事業 10,902 千円 (1) 「福祉のまちづくり推進会議」の開催 (2) 福祉のまちづくり重点推進地区事業の推進 (3) 福祉のまちづくり広報・啓発事業の推進
前年度		635,293	2 鉄道駅舎エレベーター等設置事業 363,970 千円 (1) 民営鉄道エレベーター (5 駅: 9 基) JR 桜木町、京急黄金町、相鉄三ツ境ほか (2) 市営地下鉄エレベーター (1 駅: 4 基) 蒔田
差 引		△ 140,861	(3) 多目的トイレ (10か所) 京急南太田ほか
本年度の 財源内訳	国	—	3 高齢者・障害者等に配慮した路線バス整備事業 117,150 千円 ノンステップバス導入のための補助 (民営バス48台、市営バス30台)
	県	73,498	4 バリアフリーマップ活用促進事業【協働】 2,410 千円
	その他	112,014	平成17年度からの協働事業で進めてきた「触る地図 横浜バリアフリーマップ」のノウハウをまとめるとともに、マップを活用した事業を行います。
	市 費	308,920	

7	福祉サービスの 質の向上推進 事業		事業内容
本年度		千円 46,946	1 福祉サービスの第三者評価事業 35,097千円 福祉サービスの第三者評価を導入・推進することにより、事業者の自主的なサービスの質の向上を促し、利用者の適切なサービス事業者の選択を支援します。
前年度		47,818	(1) 評価機関の指定・評価調査員の養成 (2) 評価受審料の一部助成 〈高齢・障害・保育・児童・保護分野〉 (3) 対象領域の拡大 〈救護施設・更生施設で評価開始〉
差 引		△ 872	2 福祉サービス経営相談事業 5,000千円 福祉サービス事業者のサービス向上を目的とした経営・運営相談を実施します。実施主体である横浜市社会福祉協議会に対し、事業費を補助します。
本年度の 財源内訳	国	—	3 福祉調整委員会事業 6,849千円 福祉保健サービスに対する市民からの苦情を受け、中立・公正な第三者機関として、サービス提供者(市、区又は事業者)への調査・調整を行い、苦情の解決をめざします。また、サービスの質の向上を推進する活動を行います。
	県	—	
	その他	2,500	
	市 費	44,446	

II 高齢者福祉保健施策の推進

介護保険制度関連事業の概要

介護保険事業費会計 159,475,989千円

介護保険給付 (11ページ: 8番)

149,483,021千円

在宅(居宅)サービス 71,575,042千円

- ・訪問介護
- ・訪問入浴介護
- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・居宅療養管理指導
- ・通所介護
- ・通所リハビリテーション
- ・短期入所生活介護
- ・短期入所療養介護
- ・特定施設入居者生活介護
- ・福祉用具貸与
- ・特定福祉用具販売
- ・住宅改修
- ・居宅介護支援
- ・介護予防訪問介護
- ・介護予防訪問入浴介護
- ・介護予防訪問看護
- ・介護予防訪問リハビリテーション
- ・介護予防居宅療養管理指導
- ・介護予防通所介護
- ・介護予防通所リハビリテーション
- ・介護予防短期入所生活介護
- ・介護予防短期入所療養介護
- ・介護予防特定施設入居者生活介護
- ・介護予防福祉用具貸与
- ・特定介護予防福祉用具販売
- ・介護予防住宅改修
- ・介護予防支援

地域密着型サービス

16,374,412千円

- ・夜間対応型訪問介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護
(認知症高齢者グループホーム)
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
(小規模特別養護老人ホーム)
- ・介護予防認知症対応型通所介護
- ・介護予防小規模多機能型居宅介護
- ・介護予防認知症対応型共同生活介護

予防給付 <要支援者対象>
12,816,078千円(再掲)

施設サービス(介護保険3施設) 54,603,264千円

- ・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設

その他 6,930,303千円

- ・高額介護サービス費
- ・特定入所者介護サービス費等

地域支援事業(12~13ページ)

4,036,083千円

介護予防事業
(12ページ: 9番)

296,622千円

- ・介護予防普及啓発活動支援事業
- ・はつらっシニアプログラム
(通所型介護予防事業)
- ・訪問指導事業
(訪問型介護予防事業)
- ・脳力向上プログラム
(認知症予防事業)等

包括的支援事業
(13ページ: 10番)

2,744,090千円

- ・地域包括支援センター運営事業
- ・ケアマネジメント推進事業

任意事業(13ページ: 11番)

995,371千円

- ・介護給付費適正化事業
- ・介護相談員派遣事業
- ・ねたきり高齢者等日常生活用具
(紙おむつ給付)給付事業※
- ・高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業
- ・在宅重度要介護者家庭援護金※
- ・高齢者食事サービス事業

その他事務費 5,956,885千円

- ・要介護認定事務費
- ・介護給付費準備基金積立金
- ・人件費等

一般会計 1,611,744千円

介護保険外サービス(14ページ: 12番)

1,503,388千円

- ・高齢者ホームヘルプ事業
- ・在宅重度要介護者家庭サポート事業※
- ・在宅高齢者虐待防止事業
- ・中途障害者地域活動センター運営費補助事業
- ・療養通所介護促進事業
- ・ねたきり高齢者等日常生活用具給付・貸与事業(あんしん電話貸与等)
- ・高齢者等住環境整備事業
- ・緊急ショートステイ床確保事業
- ・訪問指導事業
- ・生活支援短期入所生活介護(ショートステイ)事業
- ・失語症者のコミュニケーション支援事業
- ・よこはまお出かけサポート事業等
- ・認知症高齢者対策事業

低所得者の利用者負担助成事業(16ページ: 15番)

108,356千円

- ・在宅サービス利用者負担助成
- ・社会福祉法人による利用者負担助成

※の事業については、税制改正の影響による負担緩和措置(15ページ: 14番)を実施

8	介護保険事業 (介護保険事業費会計)		事業内容 介護保険法、第3期介護保険事業計画等に基づき、被保険者の資格管理、要介護認定、保険料の徴収、保険給付等を行います。																																					
	本年度	千円 159,475,989	1 被保険者 (1) 第1号被保険者(65歳以上) 約66万人 (2) 第2号被保険者(40～64歳) 約123万人																																					
	前年度	149,473,344	2 要介護認定 介護認定審査会の審査判定に基づき、各区で要介護認定を実施 要介護認定者数 約11万人																																					
	差引	10,002,645																																						
本年度の財源内訳	国	30,294,532	3 保険給付 介護保険給付費 149,483,021千円 (1) 在宅介護サービス給付費 71,575,042千円 (2) 地域密着型サービス給付費 16,374,412千円 (3) 施設介護サービス給付費 54,603,264千円 (4) 高額介護サービス給付費等 6,930,303千円																																					
	県	22,436,207																																						
	第1号保険料	33,582,664																																						
	第2号保険料	46,407,287																																						
	基金繰入金等	1,726,337	4 介護保険料(第1号被保険者) (1) 保険料基準額<月額換算>4,150円 (平成18～20年度)																																					
	市費	25,028,962																																						
<p>(2) 8段階制の保険料設定、税制改正に伴う保険料負担増の激変緩和措置を継続 (3) 所得の低い方に対する保険料減免を継続 (4) 所得段階別保険料 (保険料上段は年額、下段()は月額換算)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得段階</th> <th>割合</th> <th>対象者</th> <th>保険料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>0.50</td> <td>生活保護受給者 老齢福祉年金受給者</td> <td>24,900円 (2,075円)</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>0.50</td> <td>本人、世帯とも市民税非課税者 (うち本人年金80万円以下等の者)</td> <td>24,900円 (2,075円)</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>0.65</td> <td>本人、世帯とも市民税非課税者 (うち第2段階を除く者)</td> <td>32,370円 (2,698円)</td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td>基準額 1.0</td> <td>本人市民税非課税、世帯市民税課税者</td> <td>49,800円 (4,150円)</td> </tr> <tr> <td>第5段階</td> <td>1.10</td> <td>市民税課税者(合計所得金額150万円未満の者)</td> <td>54,780円 (4,565円)</td> </tr> <tr> <td>第6段階</td> <td>1.25</td> <td>市民税課税者 (合計所得金額150万円以上250万円未満)</td> <td>62,250円 (5,188円)</td> </tr> <tr> <td>第7段階</td> <td>1.50</td> <td>市民税課税者 (合計所得金額250万円以上700万円未満)</td> <td>74,700円 (6,225円)</td> </tr> <tr> <td>第8段階</td> <td>2.00</td> <td>市民税課税者 (合計所得金額700万円以上)</td> <td>99,600円 (8,300円)</td> </tr> </tbody> </table>					所得段階	割合	対象者	保険料	第1段階	0.50	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者	24,900円 (2,075円)	第2段階	0.50	本人、世帯とも市民税非課税者 (うち本人年金80万円以下等の者)	24,900円 (2,075円)	第3段階	0.65	本人、世帯とも市民税非課税者 (うち第2段階を除く者)	32,370円 (2,698円)	第4段階	基準額 1.0	本人市民税非課税、世帯市民税課税者	49,800円 (4,150円)	第5段階	1.10	市民税課税者(合計所得金額150万円未満の者)	54,780円 (4,565円)	第6段階	1.25	市民税課税者 (合計所得金額150万円以上250万円未満)	62,250円 (5,188円)	第7段階	1.50	市民税課税者 (合計所得金額250万円以上700万円未満)	74,700円 (6,225円)	第8段階	2.00	市民税課税者 (合計所得金額700万円以上)	99,600円 (8,300円)
所得段階	割合	対象者	保険料																																					
第1段階	0.50	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者	24,900円 (2,075円)																																					
第2段階	0.50	本人、世帯とも市民税非課税者 (うち本人年金80万円以下等の者)	24,900円 (2,075円)																																					
第3段階	0.65	本人、世帯とも市民税非課税者 (うち第2段階を除く者)	32,370円 (2,698円)																																					
第4段階	基準額 1.0	本人市民税非課税、世帯市民税課税者	49,800円 (4,150円)																																					
第5段階	1.10	市民税課税者(合計所得金額150万円未満の者)	54,780円 (4,565円)																																					
第6段階	1.25	市民税課税者 (合計所得金額150万円以上250万円未満)	62,250円 (5,188円)																																					
第7段階	1.50	市民税課税者 (合計所得金額250万円以上700万円未満)	74,700円 (6,225円)																																					
第8段階	2.00	市民税課税者 (合計所得金額700万円以上)	99,600円 (8,300円)																																					

9	地域支援事業 (介護予防事業) (介護保険事業費会計) ※8「介護保険事業」の再掲	
本年度		千円 296,622
前年度		440,906
差引		△ 144,284
本年度の財源内訳	国	54,476
	県	27,238
	第1号保険料	41,401
	第2号保険料	67,550
	その他	676
	市費	105,281

事業内容

高齢者の介護予防に関する意識の啓発を図ります。また、特定高齢者(国の基準に該当する虚弱な高齢者)等を対象に、要介護状態等となることの予防や重度化の防止のために、原則介護予防ケアプランに基づき必要なサービスを提供します。

- 1 介護予防普及啓発活動支援事業<新規> 24,808千円
 介護予防に関する意識を啓発し、身体状況に応じた介護予防の具体的な取り組みを一人ひとりができるよう普及・啓発を行います。
 (実施内容)
 (1) リーフレットの作成
 (2) 介護予防手帳の作成
 (3) 介護予防体操の普及啓発(延べ実施か所 159か所)
 (4) 介護予防啓発活動 (20回)
- 2 はつらつシニアプログラム(通所型介護予防事業) 108,400千円
 特定高齢者を対象に、運動プログラム、フットケアプログラム、口腔ケア・栄養改善プログラムを提供することにより要介護状態になることの予防を図り、自立した生活を目指します。(36コース)
 (1) 運動プログラム
 運動習慣を身につけ、自立した生活を送るために必要な筋力維持の支援を行います。
 (2) フットケアプログラム
 フットケアに関する基本的な知識・技術の習得と靴の選び方等の普及を行い、歩行上の支障を軽減するための支援を行います。
 (3) 口腔ケア・栄養改善プログラム
 バランスの良い食事摂取や口腔機能の改善と、正しい知識・技術の習得をするための支援を行います。
- 3 訪問指導事業(訪問型介護予防事業) 32,850千円
 特定高齢者を対象に、介護予防の観点から、保健師等が家庭を訪問し、自立を支援するために必要な指導を行い、心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図ります。(訪問回数 5,288回)
- 4 脳力向上プログラム(認知症予防事業) 48,338千円
 特定高齢者のうち、軽度認知障害のある方を対象に、認知症予防プログラムを提供し、認知機能の維持・向上に必要な基本的な知識・技術を習得することにより、認知症予防を図ります。(32コース)

10	地域支援事業 (包括的支援事業) (介護保険事業費会計) ※8「介護保険事業」の再掲	事業内容 高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、介護予防ケアマネジメントをはじめ、福祉保健サービス等の総合的な利用の相談・調整等を行う「地域包括支援センター」を地域ケアプラザ等(特別養護老人ホーム併設在宅介護支援センターを含む。)に設置し、運営します。	
本年度		千円	1 地域包括支援センター運営事業 2,739,583千円 地域包括支援センターでは、社会福祉士、保健師などの専門的なスタッフを配置し、
前年度		2,624,277	(1) 介護予防ケアプランの作成など介護予防ケアマネジメント (2) 高齢者や家族に対する総合的な相談・支援、権利擁護 (3) 支援困難な方への対応、関係機関とのネットワーク構築、ケアマネジャーへの支援などを行います。
差引		119,813	2 ケアマネジメント推進事業 4,507千円 研修の開催や事例集の作成等により、ケアマネジャーや地域包括支援センター職員の支援体制の充実を図ります。
本年度の財源内訳	国	921,528	
	県	460,615	
	1号保険料	432,181	
	市費	929,766	

11	地域支援事業 (任意事業) (介護保険事業費会計) ※8「介護保険事業」の再掲	事業内容 介護サービスの質の向上を図るため、事業者指導等を行い、また、要介護高齢者の在宅生活を支援するため、紙おむつの給付、食事サービス等を行います。	
本年度		千円	1 介護給付費適正化事業 2,302千円 給付の適正化を目的に、事業者指導等を行います。
前年度		1,119,249	2 介護相談員派遣事業 19,448千円 介護相談員を派遣し、サービスの質の向上を図ります。
差引		△123,878	3 ねたきり高齢者等日常生活用具(紙おむつ)給付事業 289,770千円 要介護者のうち一定の要件を満たした方に、紙おむつの給付を行います。(延べ月数 35,903月)
本年度の財源内訳	国	—	4 高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業 377,845千円 高齢者用市営住宅等において、生活援助員などによる緊急時の対応を確保します。(対象戸数 4,952戸)
	県	—	5 在宅重度要介護者家庭援護金 6,053千円 在宅で重度要介護者を介護し一定要件を満たす家庭介護者に対し、援護金を給付します。(対象者 50人)
		—	6 高齢者食事サービス事業 299,953千円 ひとり暮らしの要援護高齢者等に対し、訪問による食事の提供と安否確認を行います。
	市費	995,371	また、対象者を見直し、要件を要介護2以上及び要支援・要介護1の一部(心身の状態等の要件あり)とします。(延べ食数 931,000食)

12	介護保険外 サービス	事業内容 介護保険とは別に、在宅要援護高齢者に対し必要な支援をし、また、介護保険の対象とならない方にも自立支援を目的としたサービスを提供します。	
本年度		千円 1,503,388	1 高齢者ホームヘルプ事業 307,822千円 重度要介護者で、介護保険に上乘せし必要な訪問介護を提供します。 また、自立と判定されたひとり暮らしの方等に対する生活援助サービスの提供上限時間を段階的に見直すこととし、現行週6時間から週3時間とします。
前年度		1,559,545	2 ねたきり高齢者等日常生活用具給付・貸与事業 139,848千円 あんしん電話（緊急通報装置）等の給付・貸与を行います。福祉電話については新規の貸与を廃止します。
差引		△ 56,157	3 在宅重度要介護者家庭サポート事業 <拡充> 239,483千円 在宅重度要介護者のいる高齢者世帯等の支援のため、生活支援スタッフを派遣します。 認知症による介護負担を考慮し、対象者要件を緩和します。
本年度の財源内訳	国	5,131	4 高齢者等住環境整備事業 120,339千円 身体状況に合わせた住宅改造の相談や、所得状況に応じた改造費の助成を行います。
	県	—	5 認知症高齢者対策事業 30,950千円 認知症理解への普及啓発や、相談、緊急対応等を実施します。
	その他	51	6 在宅高齢者虐待防止事業 <拡充> 10,578千円 在宅高齢者への虐待防止の普及啓発のほか、早期発見・早期対応のための相談・支援を行います。また、新たに介護者への支援を行います。
	市費	1,498,206	7 緊急ショートステイ床確保事業 25,964千円 介護者の急病等、緊急にショートステイを利用したい場合の受入枠を確保します。
			8 中途障害者地域活動センター運営費補助事業 337,943千円 脳血管疾患の後遺症等による中途障害者に対し、地域での社会参加と自立を目指し、軽作業や生活訓練等を行う「中途障害者地域活動センター」に対し運営費を補助します。
			9 訪問指導事業 131,401千円 療養上の指導が必要な方と家族等に対し、保健師等が訪問による保健指導を行います。
			10 生活支援短期入所生活介護（ショートステイ）事業 12,587千円 要介護1以上に認定されていないひとり暮らしの方などが体調不良となった場合等に、養護老人ホーム等に入所し、生活習慣の改善等を図ります。
			11 療養通所介護促進事業 <新規> 9,000千円 医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ在宅の中度・重度要介護者が安心して通所サービスを利用できる体制を整備するため、療養通所介護事業を開始する事業所に対し、設備等の助成を行います。
			12 失語症者のコミュニケーション支援事業【協働】 300千円 言語に障害のある方を手助けする「失語症会話パートナー」への活動支援を行います。
			13 よこはまお出かけサポート事業【協働】 3,381千円 外出が困難な高齢者等の移動支援のため相談窓口の設置やサービスの広報を行います。

13	横浜市福祉サービス協会補助事業	事業内容	
本年度		千円	926,000
前年度			49,911
差引			876,089
本年度の財源内訳	国		—
	県		—
			—
	市費		926,000
		<p>社会福祉法人横浜市福祉サービス協会の自立化にあたり、安定した経営基盤を確立するため、必要な資金を補助します。〈拡充〉（平成19年度限り）</p> <p>横浜市福祉サービス協会は、介護保険制度の円滑な実施に向け、本市の要請に応じて、事業所・施設等の整備・運営を進めるため、市中金融機関等から資金調達を行ってきました。</p> <p>この結果、現状において、多額の有利子負債を抱え、極めて脆弱な財務体質となっています。</p> <p>19年度からの自立化にあたり、財務体質の強化が不可欠であることから、補助を行います。</p>	

14	税制改正の影響による負担緩和措置（再掲）	事業内容	
本年度		千円	96,336
前年度			—
差引			96,336
本年度の財源内訳	国		—
	県		—
			—
	市費		96,336
		<p>平成18年度に適用された65歳以上の人に係る非課税措置の廃止等の税制改正により、市民税課税世帯となり、制度を利用することができない対象者に対して負担緩和措置を講じます。（平成20年度までの時限措置）</p> <p>【対象事業】</p> <p>1 ねたきり高齢者等日常生活用具（紙おむつ）給付事業 <13ページ 11の3の再掲> 対象者数 440人 31,020千円※</p> <p>2 在宅重度要介護者家庭援護金 <13ページ 11の5の再掲> 対象者数 4人 200千円※</p> <p>3 在宅重度要介護者家庭サポート事業 <14ページ 12の3の再掲> 対象世帯数 90世帯 56,511千円※</p> <p>4 高齢者世帯等住み替え家賃助成事業 <19ページ 19の2の再掲> 対象世帯数 25世帯 8,605千円※</p> <p>※金額は負担緩和措置の実施に伴う経費</p>	

15	低所得者の利用者負担助成事業		事業内容 低所得者に対する介護保険サービスの利用者負担助成を行います。 1 社会福祉法人による利用者負担助成 43,579千円 社会福祉法人が、低所得で特に利用料の負担が困難な方に対し利用者負担を軽減した場合に、法人が負担した金額が利用者負担金総収入の1%を超えたとき、その超えた金額の1/2を助成します。 (1) 年間収入の上限額 150万円(単身世帯) (2) 預貯金等の上限額 350万円(単身世帯) 2 在宅サービス利用者負担助成 64,777千円 低所得で特に利用料の負担が困難な方に対し、訪問介護などの在宅サービスの利用者負担について一部助成し、10%の利用者負担を、所得に応じて3%または5%等に軽減します。 ・対象者要件は「社会福祉法人による利用者負担助成」と同じ
本年度	千円 108,356		
前年度	139,814		
差引	△ 31,458		
本年度の財源内訳	国	—	
	県	32,684	
		—	
	市費	75,672	

16	地域密着型サービス事業所等整備事業		事業内容 高齢者が要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で生活が続けることができるよう、365日、24時間の介護の安心を提供するため、地域密着型サービス等の整備を進めます。 国の交付金を活用し、採択された範囲内で民間事業者の施設等の整備に対し助成します。 19年度整備予定(19年度着工分) 1 小規模多機能型居宅介護拠点 63か所 2 認知症高齢者グループホーム 20か所 3 夜間対応型訪問介護ステーション 18か所 4 夜間対応型訪問介護オペレーションセンター 9か所 5 介護予防拠点 54か所
本年度	千円 2,011,120		
前年度	1,759,379		
差引	251,741		
本年度の財源内訳	国	2,010,000	
	県	—	
		—	
	市費	1,120	

		事業内容	
17	特別養護老人ホーム整備事業	在宅生活の継続が難しく、特別養護老人ホームへの入所の必要性・緊急性が高い方に対応するため、施設整備に対する助成を行い、整備促進を図ります。	
本年度	千円 3,825,738	建設助成 1,894床 (前年度1,795床) 1 継続 554床 (前年度895床) 2 新規 1,340床 (前年度900床) (小規模特養を含む)	
前年度	2,225,943	※小規模特養・・・定員29人以下の特別養護老人ホーム	
差引	1,599,795	(整備数累計) 19年度末 10,171床	
本年度の財源内訳	国	80,000	
	市債	2,344,000	
	諸収入	24,000	
	市費	1,377,738	

【特別養護老人ホーム整備一覧】

	施設名(仮称) (※は小規模特養)	建設地 (☆は市有地貸与)	設置運営主体 (社会福祉法人)	定員			しゅん工予定
				特養	ショート	デイ	
継続	ヴィラ横浜	旭区上白根町	道心会	100	30	—	19年度
	白山ナーシングホーム	緑区白山	佰和会	80	20	○	19年度
	しょうじゅの里三保(増築)	緑区三保町	兼愛会	60	0	—	19年度
	第二恒春ノ郷	戸塚区舞岡町	親善福祉協会	110	30	○	19年度
	めぐみ	泉区中田町	恵正福祉会	36	4	—	19年度
	横浜敬寿園	泉区和泉町	敬寿会	110	10	—	19年度
	ビオラ市ヶ尾PART 1 ※	青葉区市ヶ尾町	中川徳生会	29	0	—	19年度
	ビオラ市ヶ尾PART 2 ※	青葉区市ヶ尾町	中川徳生会	29	0	—	19年度
8か所 計554床				554	94		
新規	ラポール保土ヶ谷	保土ヶ谷区峰沢町	いきいき福祉会	80	20	—	20年度
	上川井町	旭区上川井町	隆徳会	120	30	—	20年度
	ヴィラ桜ヶ丘	旭区上白根町	兵庫福祉会	80	20	—	20年度
	峰の郷(増築)	磯子区峰町	峰延会	32	0	—	20年度
	新吉田	港北区新吉田町	怡土福祉会	100	20	—	20年度
	鴨志田	青葉区鴨志田町	(仮称)龍岡会	120	20	○	20年度
	緑園都市睦愛園	泉区岡津町	睦愛会	110	10	—	20年度
	フォーシーズンズヴィラこもれび(増築)	緑区三保町	白鳳会	20	0	—	20年度
	北八朔町	緑区北八朔町	愛生福祉会	120	20	○	20年度
	大樹の郷	青葉区恩田町	緑樹会	100	20	—	20年度
	ヴィラ都筑	都筑区大圃町	平成記念会	100	20	○	20年度
	ハピネス都筑	都筑区牛久保町	ファミリー	90	10	○	20年度
	田谷の里	栄区田谷町	愛生福祉会	100	20	—	20年度
	けいあいの郷 緑園	泉区岡津町	(仮称)敬愛	110	10	—	20年度
	坂下ホーム※	磯子区坂下町 ☆	未定	29	0	—	20年度
	野七里ホーム※	栄区野七里 ☆	未定	29	0	—	20年度
16か所 計1,340床				1,340	220		
特養建設補助				1,894	314		

18	介護老人保健施設 整備事業等		事業内容
			1 介護老人保健施設整備事業 1,430,198千円 介護老人保健施設の整備促進を図るため、建設費等に対する助成を行います。
			建設助成 1,300床 (前年度 1,122床)
			(1) 継続 520床 (前年度 522床) (2) 新規 780床 (前年度 600床)
本年度		千円 1,440,848	
前年度		1,296,704	
差引		144,144	〈整備数累計〉 19年度末 8,979床
本年度の財源内訳	国	—	2 介護療養型医療施設利子補給事業 10,650千円 介護療養病床に転換した医療機関に対し、独立行政法人福祉医療機構からの借入について3%を限度として利子補給を行います。
	貸付金 元利収入	32,794	
	市債	150,000	
	市費	1,258,054	

【介護老人保健施設建設助成一覧】

	施設名 (仮称)	建設地	設置運営主体	定員数=床数	しゅん工予定
継続	ケアホーム横浜	旭区上白根町	(福) 関西中央福祉会	100	19年度
	葵の園・ヨコハマ	緑区三保町	(医) 葵会	100	19年度
	第三恒春ノ郷	戸塚区舞岡町	(福) 親善福祉協会	100	19年度
	舞岡	戸塚区舞岡町	(医) 積愛会	120	19年度
	和泉	泉区和泉町	(医) 純正会	100	19年度
	5か所 計520床			520	
新規	上川井町	旭区上川井町	仮称(医) 司命堂会	160	20年度
	のどか	磯子区氷取沢町	(医) 洋光会	120	
	三保	緑区三保町	(医) 敬英会	150	
	未定 3か所		未定	350	
	6か所 計780床			780	
合計				1,300	

19	高齢者地域活動 推進事業等		事業内容 高齢者のための仲間づくりなど諸活動の支援を行います。また、高齢者世帯等に対する家賃の差額等を助成します。 1 老人クラブ助成事業 264,874千円 (1) 老人クラブ運営費助成 ア 単位クラブ (1,860クラブ) イ 市・区老人クラブ連合会 (2) 高齢者いきいき活動支援事業 (3) 高齢者社会参加活動サポーター設置事業 2 高齢者世帯等住み替え家賃助成事業 69,013千円 家主から立ち退き要求を受け、住宅確保に困窮する民間賃貸住宅居住の高齢者世帯等に対し、家賃の差額等を3年(36か月)を限度に助成します。
本年度		千円 333,887	
前年度		352,007	
差引		△ 18,120	
本年度の 財源内訳	国	36,275	
	県	—	
	その他	—	
	市費	297,612	

20	敬老特別乗車証 交付事業等		事業内容 1 敬老特別乗車証交付事業 高齢者の外出を支援し、社会参加を促進するために敬老特別乗車証を交付します。 バス利用状況の動向を考慮し、市営バスと民営バスの利用割合等を変更します。また、制度の今後の方向性を検討します。 (1) 交付対象者 70歳以上の市内在住者で交付を希望する方 積算人数 311,214人 (2) 利用者負担 本人所得により、無料、2,500円、5,000円、15,000円 2 敬老祝金贈呈事業 高齢者を対象とした施策の多様化の状況等を踏まえ廃止します。
本年度		千円 9,484,195	
前年度		8,837,283	
差引		646,912	
本年度の 財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	1,093,677	
	市費	8,390,518	

Ⅲ 身体・知的・精神障害者施策の一体的推進

～障害福祉主要事業の概要～

1 障害者自立支援法に関する主な事業

介護給付・訓練等給付・地域生活支援事業等	障害者グループホーム設置運営事業	日々の生活の場であるグループホームにおいて、4～10人の障害者が世話人（職員）から必要な支援を受けながら地域で自立した生活を送ります。＜拡充＞【事業概要21】
	障害者自立支援法負担額助成事業	障害者自立支援法施行に伴い導入された定率の利用者負担額について、低所得者のサービス利用を支援するため、利用者負担額の助成を行います。【事業概要23】
	障害者居宅介護事業	身体介護や家事援助、移動介護等を必要とする障害者・児が、ホームヘルプサービスやガイドヘルプサービスを利用して、在宅生活を送れるように支援します。＜拡充＞【事業概要25】
	障害者短期入所事業	障害者の家族が、疾病等により障害者を介助できない場合や疲労回復を図る場合に、障害者が施設等を利用することで在宅生活を支援します。
	障害者施設自立支援給付事業	障害者が障害福祉サービス等を利用することで、日常生活の自立に向けた支援を受けたり、就労に向けた訓練を行います。
	障害者相談支援事業	障害者地域活動ホーム等に配置された専任職員が、障害者が地域で自立して暮らすために生活全般にわたる相談に対応します。＜新規・拡充＞【事業概要27】
	精神障害者生活支援センター運営事業	精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図るため、日常生活の支援、相談、地域における交流活動の促進等を行う施設の整備、運営を行います。＜拡充＞【事業概要29】
	障害者自立生活アシスタント派遣事業	知的障害者援護施設や障害者地域活動ホーム、精神障害者生活支援センター等に配置した専任職員が、単身等で地域で生活をする知的障害者、精神障害者に対して、支援を行います。＜新規・拡充＞【事業概要29】
	障害者地域活動ホーム運営事業	障害者・者の地域での生活を支援する拠点として「障害者地域活動ホーム」を設置するとともに、事業委託及び運営費助成を行います。（社会福祉法人型障害者地域活動ホーム運営事業・機能強化型障害者日中活動事業）【事業概要30】
	地域活動支援センター運営事業	障害者が、障害者地域活動ホーム・障害者施設等に通所し、創作的活動、機能訓練等を行います。
	生活援護事業（補装具・日常生活用具）	身体障害者・者の身体機能を補う用具、日常生活を円滑にするための各種用具の給付・貸与を行います。
	重度障害者入浴サービス	在宅での入浴が困難な重度障害者に、施設入浴及び訪問入浴を行なうことで、入浴の機会を提供します。（訪問入浴：通年週2回）＜拡充＞
精神障害者医療費公費負担事業	精神障害者の適正な医療を普及するため通院医療費の一部を公費負担するほか、措置入院に要する費用を公費負担します。【事業概要32】	

2 その他の事業

その他の事業	小規模通所施設補助事業	障害者が、自主製品の製作等を行い、地域の中で社会的活動に参加する「地域作業所」や作業所から法定事業に移行した小規模な通所施設に対して助成を行います。＜拡充＞【事業概要22-1、2】
	在宅心身障害者手当給付事業	在宅の心身障害者に対し、手当を支給することにより、心身障害者の生活の安定に寄与することを目的とします。【事業概要24】
	自殺予防対策事業	増加する自殺者・自殺未遂者を減少するために、心の病や自殺予防に関する普及啓発や相談窓口の充実、関係機関との連携等を図ります。＜新規＞【事業概要27】
	発達障害者支援法体制整備事業	発達障害者支援法が施行されたことに伴い、市内の発達障害者・者について、各ライフステージに対応する支援体制を整備し、発達障害者・者の福祉の向上を図ります。＜一部新規＞【事業概要27】
	障害者就労支援事業	障害者の就労支援を行う障害者地域就労支援センターの運営費の助成等を行います。また、障害者の就労の場の確保・拡大や障害者の就労に対する市民の理解促進のため事業を行います。＜一部新規・拡充＞【事業概要28】
	自立生活移行支援助成事業	障害者の地域生活、就労への移行等のために必要な支援をする事業所に事業経費を助成します。【事業概要29】
	精神障害者退院促進支援事業	精神障害者の社会的自立の促進を目的として、長期入院している精神障害者のうち症状が安定し受入条件が整えば退院可能な方に対し、退院促進支援を行います。＜拡充＞【事業概要29】
	地域生活移行推進事業	入所型施設利用者の地域生活移行を推進します。併せて、地域生活移行に伴う設備整備費について助成します。
	精神科救急医療対策事業	神奈川県、川崎市との協体制のもと、受入協力医療機関の空床確保に必要な助成等を行い、精神科救急医療を実施します。＜新規・拡充＞【事業概要32】
	重度重複障害者デイサービス事業	在宅の重度重複障害者に対して、通所による療育訓練等を行うことで運動機能の低下を防止するとともにその発達を促します。＜拡充＞
	重度障害者医療費援助事業	重度障害者に対し、保険診療の自己負担分を援助します。【事業概要33】

21	障害者グループホーム設置運営事業		事業内容 「障害者グループホーム」の設置及び運営を推進することにより、障害者が地域で自立した生活を送れるよう支援します。
本年度		千円 4,921,115	1 設置費補助 <拡充> 163,914千円 新設 40か所（知的・身障30、精神10） 移転 7か所（知的4、精神3）
前年度		4,006,202	2 運営費補助 <拡充> 4,710,488千円 422か所（知的・身障370、精神52） うち新規 40か所（知的・身障30、精神10） （1）運営基本費（国基準＋加算） （2）家賃補助（月額家賃1／2） （3）サービス管理費（バックアップ事務費から転換） （4）体験入居費 （5）水道料金補助（補助率20%→30%） ※（2）、（3）については、ホーム単位の補助から個人単位の補助に変更。
差引		914,913	3 法定事業移行支援 46,713千円 運営委員会の法人格取得と法定事業（国費、県費対象事業）への移行を支援します。（平成18年度から3年間を目処に実施）
本年度の財源内訳	国	897,501	
	県	448,750	
		—	
	市費	3,574,864	

22	小規模通所施設補助事業		事業内容 1 障害者地域作業所助成事業 <拡充> 2,548,149千円 地域作業所の運営に対し、設置費、運営費、借地借家費等の経費を助成します。
本年度		千円 4,731,968	身障・知的 94か所（うち新規10か所）、移行35か所 精神 35か所（うち新規3か所）、移行16か所
前年度		4,336,720	2 小規模通所施設設置運営費補助事業 <拡充> 2,094,877千円 作業所から法定事業に移行した小規模な通所施設等に対し、運営費、借地借家費等の経費を補助します。
差引		395,248	（1）小規模通所授産施設 身障・知的 29か所 精神 5か所 （2）地域活動支援センター、経過的小規模通所施設 身障・知的 51か所 精神 25か所 （うち新規6か所） （3）個別給付型法定事業施設 身障・知的 5か所 精神 2か所
本年度の財源内訳	国	630,040	3 法定事業移行支援 88,942千円 運営委員会の法人格取得と法定事業への移行を支援します。（平成18年度から3年間を目処に実施）
	県	245,137	
		—	
	市費	3,856,791	

23	障害者自立支援法 負担額助成事業		事業内容 障害者自立支援法施行に伴い導入された定率の利用者負担額について、旧制度においては負担のなかった低所得者のサービス利用を支援するため、本市独自に利用者負担額の全額助成を行います。（平成18年度から3年間を目処に実施）																						
本年度	千円 438,428		1 対象者 (1) 市民税非課税世帯に該当する利用者 (障害者自立支援法で低所得1、低所得2に区分) (2) 在宅サービス利用者（入所施設利用者を除く）																						
前年度	734,900		2 対象見込み数 約3,700人 3 障害者自立支援法の利用者負担の階層区分と上限額 (平成19年4月施行)																						
差引	△ 296,472		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">世帯の所得等の状況</th> <th>上限額 ※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般</td> <td rowspan="2">市民税課税世帯</td> <td>市民税課税所得割10万円以上</td> <td>37,200円</td> </tr> <tr> <td>市民税課税所得割10万円未満</td> <td>37,200円 (9,300円)</td> </tr> <tr> <td>低所得2</td> <td rowspan="2">市民税非課税世帯</td> <td>低所得1以外の者</td> <td>24,600円 (6,150円)</td> </tr> <tr> <td>低所得1</td> <td>本人の年収が80万円以下の者</td> <td>15,000円 (3,750円)</td> </tr> <tr> <td>生活保護</td> <td colspan="2">生活保護世帯</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	世帯の所得等の状況		上限額 ※	一般	市民税課税世帯	市民税課税所得割10万円以上	37,200円	市民税課税所得割10万円未満	37,200円 (9,300円)	低所得2	市民税非課税世帯	低所得1以外の者	24,600円 (6,150円)	低所得1	本人の年収が80万円以下の者	15,000円 (3,750円)	生活保護	生活保護世帯		0円
区分	世帯の所得等の状況		上限額 ※																						
一般	市民税課税世帯	市民税課税所得割10万円以上	37,200円																						
		市民税課税所得割10万円未満	37,200円 (9,300円)																						
低所得2	市民税非課税世帯	低所得1以外の者	24,600円 (6,150円)																						
低所得1		本人の年収が80万円以下の者	15,000円 (3,750円)																						
生活保護	生活保護世帯		0円																						
本年度の財源内訳	国	—																							
	県	—																							
		—																							
	市費	438,428																							

※ () 内は訪問・日中活動サービス利用者の場合

24	在宅心身障害者 手当給付事業		事業内容 在宅の心身障害者に対し、手当を支給することにより、心身障害者の生活の安定に寄与することを目的とします。																					
本年度	千円 1,901,733		1 対象者等 次の要件に該当し、毎年4月1日及び10月1日現在、横浜市内に在住する障害児・者（施設入所者を除く）に対し手当を支給します。年2回7月と12月に年額の半額を支給します。																					
前年度	1,940,948		2 障害程度																					
差引	△ 39,215		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>身障等級</th> <th>知能指数</th> <th>合併</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最重度</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1・2級+35以下</td> </tr> <tr> <td>重度</td> <td>1・2級</td> <td>35以下</td> <td>3級+50以下</td> </tr> <tr> <td>中度</td> <td>3級</td> <td>36~40</td> <td>4級+50以下</td> </tr> </tbody> </table>		区分	身障等級	知能指数	合併	最重度	—	—	1・2級+35以下	重度	1・2級	35以下	3級+50以下	中度	3級	36~40	4級+50以下				
区分	身障等級	知能指数	合併																					
最重度	—	—	1・2級+35以下																					
重度	1・2級	35以下	3級+50以下																					
中度	3級	36~40	4級+50以下																					
本年度の財源内訳	国	—	H17.10.1以降、65歳以上で新規に身体障害者手帳を取得された方は対象外。																					
	県	—	3 支給額																					
		—	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年額</th> <th>支給人数(前期)</th> <th>支給人数(後期)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最重度</td> <td>60,000円</td> <td>1,524人</td> <td>1,568人</td> </tr> <tr> <td>重度</td> <td>35,000円</td> <td>42,549人</td> <td>43,378人</td> </tr> <tr> <td>中度</td> <td>25,000円</td> <td>12,110人</td> <td>12,310人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>—</td> <td>56,183人</td> <td>57,256人</td> </tr> </tbody> </table>		区分	年額	支給人数(前期)	支給人数(後期)	最重度	60,000円	1,524人	1,568人	重度	35,000円	42,549人	43,378人	中度	25,000円	12,110人	12,310人	計	—	56,183人	57,256人
	区分	年額	支給人数(前期)	支給人数(後期)																				
最重度	60,000円	1,524人	1,568人																					
重度	35,000円	42,549人	43,378人																					
中度	25,000円	12,110人	12,310人																					
計	—	56,183人	57,256人																					
市費	1,901,733																							

25	障害者 居宅介護事業	事業内容 身体介護や家事援助、移動介護等を必要とする障害児・者がホームヘルプサービスやガイドヘルプサービス及びガイドボランティア事業を利用して、在宅生活を送れるよう支援します。	
本年度		千円	4,603,018千円
前年度		5,769,018	(1) 対象者 障害程度区分1以上の障害者及び1～3級の身体障害児、知的障害児、精神障害児 (2) 総利用時間 1,547,123時間
差引		5,170,448	2 障害者ガイドヘルプ事業 <拡充> 1,122,711千円 (1) 対象者 単独で外出することが困難な次の障害児・者 ア 1・2級の視覚障害児・者 イ 1・2級の脳性まひ等全身性障害児・者 ウ 知的障害児・者 エ 精神障害児・者 (2) 総利用時間 500,759時間 (3) 拡充内容 障害児の保護者付添い条件の緩和
本年度の 財源内訳	国	2,868,369	3 ガイドボランティア事業 <拡充> 43,289千円 (1) 対象者 障害者ガイドヘルプ事業に準ずる (2) 利用回数 4時間まで1回として12回/月 (通学・通所は片道1回) (3) 拡充内容 通学・通所に拡充(試行) ボランティア養成のための研修を実施
	県	1,456,735	
	使用料・ 手数料	755	
	市費	1,443,159	

26	障害者 移動支援事業	事業内容 障害者等の移動を支援し、社会参加を促進します。	
本年度		千円	63,306千円
前年度		3,154,506	1 ハンディキャブ事業 車いすでの乗車が可能なハンディキャブ(リフト付き小型車両)の運行サービス、車両の貸出及び運転ボランティアの紹介を行います。[運行車両6台・貸出車両2台]
差引		3,452,161	2 重度障害者タクシー料金助成事業 472,045千円 バス・地下鉄等の利用が困難な重度障害児・者に、タクシー利用料の一部を助成します。 <拡充> (1) 助成額 1乗車につき590円限度 (2) 対象者 (65歳以降の新規身体障害者手帳取得者は対象外) ア 身体障害1・2級(下肢・体幹・視覚・内部) イ 知的障害IQ35以下 / ウ 身体障害者3級かつIQ50以下 (3) 拡充内容 福祉有償移動サービスに拡大(19年10月開始)
本年度の 財源内訳	国	31,653	3 障害者施設等通所者交通費補助事業 264,372千円 障害者施設に通所する知的・身体障害者とその介助者及び精神障害者に対し、通所に要する交通費を補助します。 ・補助対象 ①電車・バス等の公共交通機関 ②自動車(他に通所方法がない場合)
	県	15,826	4 特別乗車券交付事業 2,354,783千円 市営バス・地下鉄・金沢シーサイトライン・市内を運行する民営バスが利用できる無料乗車券を交付します。 ・対象者 ①身体障害(1～4級) ②知的障害(IQ50以下) ③精神障害(1～3級)
		—	
	市費	3,107,027	

27	障 害 者 相 談 支 援 事 業 等		事業内容
	本 年 度	千円 443,940	1 相談支援事業 406,258千円 障害者が地域で暮らすために生活全般にわたる相談に対応するほか、適切なサービスの選択等を支援するため、相談事業を実施するとともに、地域でのネットワーク化を図ります。また、3障害に対応するために地域活動ホームの体制を強化します。
	前 年 度	308,790	(1) 実施施設 <拡充> 379,075千円 ア 地域活動ホーム 16か所 ・法人運営型地域活動ホーム 15か所（新規：旭区） 実施区：鶴見、神奈川、南、港南、保土ヶ谷、旭（H19.9～）、磯子、金沢、港北、緑、都筑、戸塚、栄、泉、瀬谷 ・機能強化型地域活動ホーム 1か所（中区） イ 障害児・者福祉施設等 6か所 横浜療育医療センター、十愛病院、てらん広場、青葉メゾン、花みずき、よこはま自閉症支援室（東やまたレジデンス）
	差 引	135,150	(2) サービス利用計画作成費 <新規> 27,183千円 障害者自立支援法における指定相談支援事業者が、一部のサービス利用者に利用計画の作成や利用調整及びモニタリング等を実施します。
本年度の財源内訳	国	44,078	2 発達障害者支援法体制整備事業 27,682千円 市内の発達障害児・者について、各ライフステージに対応する支援体制を整備し、発達障害児・者の福祉の向上を目指します。 (1) 対象者 高機能自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等 (2) 事業内容 ア 横浜市発達障害検討委員会、圏域支援体制整備事業、発達・相談支援等モデル事業 16,614千円 イ 発達障害者支援事例収集事業 <新規> 11,068千円 発達障害児・者へ行った支援ケースの事例を収集、検証し、具体的な支援施策に結び付けます。 3 自殺予防対策事業 <新規> 10,000千円 平成18年10月に自殺対策基本法が施行されたことに伴い、自殺の防止及び自殺者の親族等に対する支援を図るため、心の病や自殺予防に関する普及啓発及び相談の充実、支援者向けの研修会を実施します。 また、自殺の防止等に関する活動を連携して行うため、神奈川県、川崎市と合同で自殺対策連絡協議会を設置します。 (1) 市民を対象とした普及啓発事業の実施 (2) 支援者向け研修会の実施 (3) 自殺対策連絡協議会の設置 (4) 自殺者の親族等に対する相談窓口等のモデル事業の実施
	県	6,795	
		—	
	市 費	393,067	

28	障 害 者 就 労 支 援 事 業		事業内容
			<p>1 就労支援センター運営事業 <拡充> 157,974千円 ※港北区のセンター運営費は総合保健医療センターの指定管理料に含む。 (1) 障害者の就労相談、職場開拓、定着支援等を行う就労支援センターの運営費を補助します。平成20年1月に1か所開設予定(計7か所) [設置区] 神奈川区、旭区、磯子区、港北区、緑区、戸塚区 (2) センター機能強化のため、人件費(1名分)の増を図り、全センターで3障害に対応できる体制づくりと、労働・教育等の関係機関とのネットワークづくりを進めます。 (3) 企業実習を促進するため、企業に支払う謝礼金を3障害に拡充します。</p>
本 年 度	千円 252,480		
前 年 度	214,047		
差 引	38,433		<p>2 就労支援強化事業 9,685千円 (1) 職業能力開発プロモート事業 各種セミナーや人材育成研修を実施し、関係機関との連携により、職業能力開発事業を推進します。 (2) 合同面接会や雇用促進街頭キャンペーンを実施し、市民向けの啓発を行います。</p>
本年度の財源内訳	国	15,733	<p>3 就労の場の拡大 40,716千円 (1) ふれあいショップ設置促進事業 <拡充> 障害者の就労の場の確保と市民の理解促進のために公共施設内に設置しているショップの経営改善を支援します。</p>
	県	3,605	
	その他	9,476	
	市 費	223,666	
<p>また、平成19年4月に横浜ラポール内に1か所新設しました。(計20か所)</p> <p>(2) 障害者福祉的就労促進事業 一般就労が困難な知的障害者を雇用する事業所に奨励金を交付します。</p> <p>(3) 企業支援事業 障害者を雇用する企業への相談・助言・広報・啓発等を行います。</p> <p>(4) 企業表彰事業 <新規> 障害者雇用や業務の発注など、障害者を支援する企業を表彰する事業を行います。</p>			
4 就労に向けたスキルアップ事業	1,500千円		<p>職場体験実習による就労意識の向上を図ります。受け入れ人数を拡大するとともに、年間を通じて体験実習ができるよう、事業を拡大します。</p>
5 知的障害者雇用事業 <新規>	3,883千円		<p>知的障害者を雇用することにより、雇用のノウハウを蓄積し、庁内や民間事業者における障害者雇用の一層の促進を図ります。</p>
6 障害者農業就労援助事業	23,828千円		<p>知的障害者を対象に農業研修を行い、農家や事業所への就労を支援します。 平成19年10月から、障害者自立支援法に基づく就労移行支援事業に移行します。</p>
7 精神障害者社会適応訓練事業	14,894千円		<p>就業が困難な精神障害者の作業能力の向上を図るとともに、社会的自立を促進するため、精神障害者の就労訓練に協力した事業所に対して奨励金を交付します。</p>

29	障害者の 地域生活移行支援		事業内容
	本年度	千円 2,235,743	1 精神障害者生活支援センター助成事業 <拡充> 400,775千円 精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図るため、日常生活の支援、相談、地域における交流活動の促進等を行う施設の整備、運営を行います。
	前年度	2,256,475	(1) 運営形態 A型（市基準型）指定管理者制度による管理運営 B型（民設型）運営団体への助成
	差引	△ 20,732	(2) 設置状況 A型 [既設] 6か所 神奈川区、港南区、保土ヶ谷区、磯子区、緑区、栄区 B型 [既設] 2か所 旭区、金沢区 [新設] 3か所 南区、都筑区、泉区
本年度の 財源内訳	国	102,541	2 障害者自立生活アシスタント派遣事業 <新規・拡充> 150,122千円 単身等で地域で生活する知的障害者・精神障害者に対して、専任の支援職員（自立生活アシスタント）が、その特性を踏まえた支援を行い、地域生活の継続を実現することを目的とします。
	県	51,771	
		—	
	市費	2,081,431	
(2) 支援内容			(1) 実施施設
ア 訪問による支援（助言等） 衣食住・健康管理に関する支援、消費生活・余暇活動に関する支援			ア 知的障害者援護施設・障害者地域活動ホーム 14か所で実施（新規1か所） <拡充>
イ コミュニケーション支援 対人関係の調整、職場・通所先との連絡調整			イ 精神障害者生活支援センター・生活訓練施設 2か所で実施 <新規>
ウ 緊急時対応 利用者の緊急事態に対応			
3 精神障害者退院促進支援事業 <拡充> 34,357千円			
精神科病院に1年以上入院している精神障害者で、症状が安定しており、受け入れ条件が整えば退院可能である方に対し、専任の自立支援員による退院のための訓練を行うことで精神障害者の社会的自立を促進します。			
また、関係機関等による退院促進支援協議会を開催し、退院に向けて地域生活を支援する体制をつくります。平成19年度は支援対象地域を市内全域へ拡大します。			
(1) 事業開始 平成18年度 モデル実施、平成19年度 本格実施			
(2) 実施施設 精神障害者生活支援センター 4か所			
4 自立生活移行支援助成事業 1,650,489千円			
平成19年10月から、従来の民間障害者施設運営費助成事業を見直し、障害者施設における障害者の「地域生活移行支援」と「就労移行支援」を充実することを目的とした「自立生活移行支援助成事業」に移行します。			
(平成19年9月までは民間障害者施設運営費助成事業を継続します。)			
<自立生活移行支援助成事業の主な事業内訳>			
地域生活移行支援事業…生活訓練棟支援事業、居宅等訪問支援事業等			
就労移行事業…日中活動個別支援事業、体験就労事業等			

30	障害者地域活動ホーム運営事業	事業内容 障害児・者の地域での生活を支援する拠点施設として「障害者地域活動ホーム」に、事業委託及び運営費助成等を行います。	
本年度	千円	2,680,438	1 社会福祉法人型 <拡充> 1,689,297千円 (1) か所数 15か所(前年度 13か所) 神奈川区(平成19年4月)、旭区(平成19年10月) 鶴見区、南区、港南区、保土ヶ谷区、磯子区、金沢区、港北区、緑区、都筑区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区 (2) 実施事業 ア 日中活動事業(障害者自立支援法に基づく事業)生活介護、自立訓練、地域活動支援センター事業等を実施 イ 重度重複障害者デイサービス事業 <拡充> 鶴見区、南区、港南区、金沢区、港北区、栄区、泉区、瀬谷区(新規計上) ウ 相談支援事業 ※ 障害者相談支援事業にて計上 エ 生活支援事業 ショートステイ、一時ケア、余暇活動支援、おもちゃ文庫
前年度		2,475,007	
差引		205,431	
本年度の財源内訳	国	510,273	
	県	221,021	
	その他	41	
	市費	1,949,103	

- 2 運営委員会型 991,141 千円
- (1) 機能強化型 22か所(前年度 22か所)
- ア 相談支援事業 1か所(前年度 1か所)
- イ 日中活動事業(障害者自立支援法に基づく事業)地域活動支援センター事業を実施
- ウ 生活支援事業
- (2) 従来型 1か所(前年度 1か所)
- ア 生活支援事業

	社会福祉法人型	運営委員会型			
		機能強化型	従来型		
標準規模	1,200㎡	400㎡			
運営主体	社会福祉法人(運営委員会を設置)	運営委員会市社協に委託・補助	運営委員会市社協に補助		
事業内容	相談支援事業	実施	実施(1か所)	—	
	日中活動事業	実施	実施	※	
	重度重複障害者デイサービス	実施(8か所)	—	—	
	生活支援事業	ショートステイ	実施	実施	—
		一時ケア	実施	実施	—
		余暇活動支援	実施	実施	実施
		おもちゃ文庫	実施	実施(4か所)	—
地域交流・ボランティア活動支援	実施	実施	実施		

※活動ホーム内に地域作業所が設置されている

31	障害者施設 整備事業		事業内容 1 障害者施設整備事業 1,223,642千円 障害者が自立した日常生活を送るために必要な指導 や支援を提供する施設を整備する法人に対し、設計費 及び建設費の助成を行います。(※継続) (1) 建設 3か所 () 内は場所・開所予定 シーダ日野学園(仮称)※(港南区日野 平成19年度) 希望(仮称)※ (鶴見区矢向 平成20年度) 西区就労支援型施設 (浜松町 平成21年度) (2) 設計 2か所 () 内は場所・開所予定 西区就労支援型施設※ (浜松町 平成21年度) 保土ヶ谷区障害者支援施設※(仏向町 平成22年度) (3) 調査 4か所(整備調査費) 就労支援型施設ほか 2 障害者地域活動ホーム整備事業 367,946千円 障害児・者の地域での生活を支援する拠点施設であ る「障害者地域活動ホーム」を整備する法人に対し、 設計費及び建設費の助成を行います。(※継続) (1) 建設 2か所 () 内は場所・開所予定 旭区※(柏町 平成19年度) 建設 西区 (浜松町 平成21年度) 設計・建設 (2) 調査 2か所(中区、青葉区:整備調査費) 3 精神障害者生活支援センター整備事業 2,000千円 調査 2か所(中区、港北区:整備調査費)
本年度		千円 1,593,588	
前年度		1,689,790	
差引		△ 96,202	
本年度の 財源内訳	国	288,636	
	県	—	
	市債	354,000	
	市費	950,952	

32	精神科 医療体制の充実		事業内容 1 精神科救急医療対策事業 <新規・拡充> 253,451千円 神奈川県、川崎市との協力体制のもと、受入協力 医療機関の空床確保に必要な助成等を行い、精神科 救急医療を実施します。 (1) 基幹病院 <拡充> 5病院23床→7病院29床に増床 (2) 精神科救急情報窓口 <拡充> 平日深夜帯拡充 (3) 身体合併症転院受入病院 <新規> 3病院14床設置 2 精神障害者医療費公費負担事業 3,997,428千円 措置入院患者の医療保険自己負担分を公費によっ て負担します。 自立支援医療(精神通院医療)については、医療 保険を優先した上で、自己負担が原則1割(所得等 により月額上限設定あり)になるよう公費によっ て負担します。 3 精神障害者入院医療援護金助成事業 138,266千円 精神科病院に入院している精神障害者のうち一定 の要件を満たす患者に対し月1万円を助成します。
本年度		千円 4,389,145	
前年度		4,244,085	
差引		145,060	
本年度の 財源内訳	国	2,006,546	
	県	—	
	その他	565	
	市費	2,382,034	

33	重度障害者 医療費援助事業		事業内容 1 重度障害者医療費援助事業 7,437,698千円 重度障害者に対し、保険診療の自己負担分を援助します。 (1) 対象者 次のいずれかに該当する方 ア 身障1・2級 イ IQ35以下 ウ 身障3級かつIQ50以下 (2) 対象人員 ア 被用者保険加入者 12,024人 イ 国民健康保険加入者 10,489人 ウ 老人保健医療受給者 24,912人 計 47,425人 2 更生医療給付事業 2,465,357千円 身体障害者の有する障害の軽減や機能回復のための医療を受ける際に、医療費の一部を公費負担します。 平成19年4月分から、従来生活保護制度で給付していた人工透析治療の対象者が本制度に移行しました。 (1) 対象者 身体障害者手帳を交付されている者 (2) 対象人員 1,138人
	本年度	千円 9,903,055	
	前年度	8,012,795	
	差引	1,890,260	
本年度の 財源内訳	国	1,227,247	
	県	3,896,653	
	その他	663,349	
	市費	4,115,806	

IV 生活基盤の安定と自立の支援

34	寿地区対策・ ホームレス対策事業		事業内容 寿地区住民の更生と福祉を増進するとともに、ホームレスなどを対象に、福祉的援助を行います。 1 寿地区対策事業 541,060千円 (1) 寿町労働福祉センター運営費補助事業 運営主体：(財)寿町勤労者福祉協会 (2) 無料職業紹介所補助事業 (3) 寿生活館運営事業 (4) 寿地区緊急援護対策事業 (5) 年末福祉金補助事業 (6) 寿福祉プラザ運営事業 (7) 寿町なんでもSOS班事業 【協働】 (8) 一般援護費等 2 ホームレス対策事業 386,747千円 (1) ホームレス自立支援事業 ・ホームレス自立支援施設「はまかぜ」の管理運営 ・巡回相談指導事業 (2) ホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター事業） (3) ホームレス保健サービス支援事業
	本年度	千円 927,807	
	前年度	927,685	
	差引	122	
本年度の 財源内訳	国	141,568	
	県	—	
	その他	596	
	市費	785,643	

35	生活保護事業		事業内容 1 生活保護費（法定分） 91,601,584千円 （1）対象見込世帯 37,238世帯（前年度 35,066世帯） （2）対象見込人員 51,284人（前年度 48,204人） （3）生活扶助基準 ア 標準3人世帯（33歳男、29歳女、4歳子の場合） 1か月 162,170円（前年度同額） イ 経過的母子加算の廃止 ※ ※16～18歳の子どものみを養育するひとり親世帯につき 母子加算の支給を3年間で段階的に廃止 ウ 母子加算の段階的廃止（1年目） エ 要保護世帯向け長期生活支援資金の利用を優先 オ 生活保護受給者の人工透析費用につき、医療扶助から自立支援医療へ移行 2 被保護者自立支援プログラム事業 132,117千円 各区に就労支援専門員を配置するとともに、無料職業紹介事業において就職支援セミナーや求人開拓を実施し、被保護者の就労支援を推進します。 3 生活保護者法外援護費 104,487千円 施設入所者への日用品費の助成を段階的に廃止するなど、民間保護施設に対する助成を見直します。 4 長期生活支援資金貸付原資助成<新規> 30,877千円 要保護世帯向け長期生活支援資金の創設に伴い、実施主体へ貸付原資の助成を行います。
	本年度	千円 92,569,270	
	前年度	88,628,864	
	差引	3,940,406	
本年度の財源内訳	国	68,253,384	
	県	—	
	その他	1,761,724	
	市費	22,554,162	

36	小児医療費・ひとり親家庭等医療費助成事業		事業内容 1 小児医療費助成事業 <拡充> 7,269,195千円 小児の医療費にかかる自己負担分を助成します。 19年4月から、通院助成を就学前に拡大しました。 ・対象者及び見込数（0歳児のみ所得制限なし） （1）0～就学前児（入・通院） 185,582人 （2）就学～中学卒業（入院） 1,140件 2 ひとり親家庭等医療費助成事業 1,616,985千円 ひとり親家庭等の医療費にかかる自己負担分を助成します。 （1）対象者（所得制限あり） ア ひとり親家庭等の親及び児童 イ 養育者家庭の養育者及び児童 （2）対象人員 41,960人 3 小児慢性特定疾患医療給付事業 535,594千円 小児慢性特定疾患に該当する児童に対し医療の給付を行い、治療の促進と患者家族の負担軽減を図ります。 （1）対象者 小児がん、腎疾患等、11疾患に罹患している児童 （2）対象人員 4,500人
	本年度	千円 9,421,774	
	前年度	9,165,003	
	差引	256,771	
本年度の財源内訳	国	262,124	
	県	1,595,899	
	その他	103,867	
	市費	7,459,884	

37	老人保健医療事業等 (老人保健医療事業費会計、一般会計)		事業内容 1 老人保健医療事業等 198,456,297千円 人口の高齢化が急速に進む中で、高齢者の健康保持と適切な医療を確保するため、老人保健医療事業を実施します。 (1) 対象者 ア 75歳以上の方 (ただし、平成14年9月30日までに70歳になった方については、対象となります。) イ 65～74歳の一定の障害のある方 (2) 対象人員 281,720人(前年度 287,497人) (3) 自己負担 外来・入院ともに、原則定率1割負担。 一定以上所得者は、定率3割負担。 (ただし、入院については、月額上限あり。 低所得者には減額制度あり。) 2 後期高齢者医療制度移行準備 <新規> 332,195千円 平成20年4月1日より、現行の老人保健法による老人保健医療制度から高齢者の医療の確保に関する法律による「後期高齢者医療制度」へ改正されます。この後期高齢者医療事務(被保険者の資格管理、保険料の賦課、医療給付等)を行うため、19年1月に「後期高齢者医療広域連合」が設立されました。 なお、保険料の徴収及び窓口業務は市町村が行います。
	本年度	千円 198,788,492	
	前年度	195,873,924	
	差引	2,914,568	
本年度の財源内訳	国	59,419,839	
	県	14,830,093	
	保険者 拠出金等	108,941,396	
	市費	15,597,164	

広域連合について

神奈川県内の区域内の全市町村(以下「関係市町村」という。)をもって組織します。高齢者の医療の確保に関する法律に規定する後期高齢者医療の事務のうち、(1)被保険者の資格の管理に関する事務 (2)医療給付に関する事務 (3)保険料の賦課に関する事務 (4)保健事業に関する事務 (5)その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務を処理します。その共通経費は関係市町村の負担金をもって充てます。共通経費の負担割合は、均等割：被保険者数割：人口割で10：45：45となります。

財源構成

老人保健医療制度

拠出金 約50%	国 約33.3%
	県 約8.3%
	市 約8.3%



後期高齢者医療制度 (平成20年4月～)

支援金 約40%	国 約33.3%
	県 約8.3%
	市 約8.3%
保険料 約10%	

38	国民健康保険事業 (国民健康保険事業費会計)		事業内容 他の健康保険に加入していない自営業者、農業従事者や無職の方等を対象とし、傷病、出産等について必要な保険給付を行います。 1 被保険者数 1,199,900人(前年度 1,198,000人) 2 世帯数 694,100世帯(前年度 686,100世帯) 3 給付内容 ・法定給付費(療養給付費・高額療養費等) 出産育児一時金 35万円、葬祭費 5万円 他 4 保険料 (1) 本年度も引き続き市費の繰入れ等を行い、保険料の負担緩和を行います。 (市費繰入額：一般法定給付費の5.5%) (2) 平成16年12月31日現在において65歳以上の方で、17年度分及び19年度分個人市民税算定の際、公的年金等控除等の控除適用のあった方へ保険料負担緩和を実施します。 (3) 料率および賦課限度額																					
	本年度	千円 299,166,919	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">医療分料率</th> <th colspan="2">介護分料率</th> </tr> <tr> <th>均等割</th> <th>所得割</th> <th>均等割</th> <th>所得割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本年度</td> <td>42,620円</td> <td>1.52</td> <td>13,520円</td> <td>0.45</td> </tr> <tr> <td>前年度</td> <td>42,030円</td> <td>2.68</td> <td>13,770円</td> <td>0.83</td> </tr> </tbody> </table>				医療分料率		介護分料率		均等割	所得割	均等割	所得割	本年度	42,620円	1.52	13,520円	0.45	前年度	42,030円	2.68	13,770円	0.83
		医療分料率					介護分料率																	
		均等割	所得割	均等割	所得割																			
本年度	42,620円	1.52	13,520円	0.45																				
前年度	42,030円	2.68	13,770円	0.83																				
前年度	286,723,128	医療分限度額 56万円 (前年度53万円) 介護分限度額 9万円 (前年度 8万円)																						
差引	12,443,791																							
本年度の財源内訳	国	64,073,265																						
	県	13,265,351																						
	その他	196,115,664																						
	市費	25,712,639																						

39	難病患者への支援		事業内容 難病患者等に各種福祉保健サービスを提供し、療養上の支援、日常生活の支援を行うことにより、安定した療養生活の確保、自立と社会参加の促進を図るとともに患者及びその家族の生活の質(QOL)の向上を目指します。			
	本年度	千円 63,210	1 ホームヘルプサービス 利用者数 延433人 2 日常生活用具給付 給付件数 23件 3 短期入所 利用日数 延21日 4 医療相談 相談会等実施回数 38回 5 訪問指導相談 訪問件数 600件 6 療養支援計画策定・訪問診療 実施回数 3回 7 外出支援サービス 実施回数 延720回 8 民間住宅あんしん入居 利用者数 6人 9 難病患者一時入院 利用日数 延616日 10 在宅重症患者外出支援 利用件数 延273回			
	前年度	80,642				
	差引	△ 17,432				
本年度の財源内訳	国	13,907				
	県	1,318				
		—				
	市費	47,985				

40	公害健康被害者等への支援（一般会計）		事業内容
		千円	1 公害健康被害補償事業 732,467千円 （1）補償給付事業 707,892千円 各種補償給付（医療費等6種類他） （2）審査会・検査等 24,575千円 公害健康被害認定審査会・診療報酬審査会の運営 医学的検査及び診療報酬明細の点検等
本 年 度		758,994	
前 年 度		795,724	2 公害保健福祉事業 2,835千円 公害健康被害者の健康回復・保持・増進のため、リハビリテーション、家庭療養指導、転地療養等を行います。
差 引		△ 36,730	3 環境保健事業 21,802千円 一般市民を対象とした、健康診査（乳幼児血液抗体検査）、健康相談（ぜん息相談・ぜん息講演会）、機能訓練（水泳訓練教室・音楽訓練教室）や、病院への医療機器整備助成を行います。
本年度の財源内訳	国	22,010	4 環境保健サーベイランス調査事業 1,890千円 大気汚染と健康状態との関係を観察するための基礎資料を、環境省の委託を受けて収集します。
	県	—	
	その他	731,656	
	市 費	5,328	

41	公害健康被害者等への支援（公害被害者救済事業費会計）		事業内容
		千円	公害健康被害者及びその遺族を対象に、国の救済制度を補完するために制定された「横浜市公害被害者保護規則」に基づき、各種事業を行います。
本 年 度		42,334	1 給付事業 17,728千円 療養補助費、療養手当、死亡補償金、弔慰金の支給及び空気清浄機購入費の一部補助を行います。
前 年 度		41,963	2 公害保健センター事業 14,653千円 川崎、横浜両市で設立した財団法人川崎・横浜公害保健センターの運営にかかる経費を負担します。
差 引		371	3 総務費・予備費 9,953千円
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	29,754	
	市 費	12,580	

V 健康づくりの支援と疾病予防

42	市民の健康づくり 推進事業	事業内容 1 健康横浜 2 1 推進事業 5,171千円 「健康横浜 2 1」の重点取組テーマである「生活習慣病予防の推進」のため、市民の健康づくりの支援事業を推進します。〈拡充〉 (1) 健康横浜 2 1 推進会議の開催 (2) 普及・啓発のイベント実施 (3) 重点取組 3 分野（食習慣の改善、身体活動・運動の定着、禁煙・分煙の推進）の推進事業実施 2 健康教育事業 46,588千円 「自らの健康は自ら維持・増進する」という市民一人ひとりの意識を高め、日常生活での実践を目指すための健康教育・相談を実施します。 (1) 健康啓発：健康手帳の交付、歯の衛生週間等 (2) 健康教室・健康相談：たばこ対策事業、歯周疾患予防教室、生活習慣改善相談等 (3) 健康指導：個別健康教育、生活習慣病予防教室 3 スポーツ医科学センター運営事業 256,895千円 スポーツ医科学に基づき、市民の健康づくりの推進、スポーツの振興及び競技力の向上を図るための施設を運営します。 4 総合保健医療センター運営事業 796,305千円 寝たきり、認知症等の高齢者、精神障害者及び地域医療機関への支援を行うための施設を運営します。
本年度	千円 1,104,959	
前年度	1,148,517	
差引	△ 43,558	
本年度の財源内訳	国	48,140
	県	—
	その他	1,501
	市費	1,055,318

43	基本健康診査等事業	事業内容 1 基本健康診査等事業 2,252,319千円 職場の健康診断など他に受診機会のない40歳以上の市民を対象に、生活習慣病を早期に発見・予防するとともに、健康の保持・増進を図るため、基本健康診査を実施します。 あわせて、50歳以上の男性を対象に、前立腺がんの早期発見につながるP S A検査を実施します。 基本健康診査 実施人員 200,000人（前年度221,000人） P S A検査 実施人員 35,200人（前年度 35,100人）
本年度	千円 2,309,766	
前年度	2,329,387	
差引	△ 19,621	
本年度の財源内訳	国	582,457
	県	—
	諸収入	23,651
	市費	1,703,658

基本健康診査	40歳～64歳	福祉保健センター 実施医療機関	年1回	血圧測定 尿検査 血液検査等
	65歳以上	実施医療機関		前立腺特異 抗原検査
P S A 検査	50歳以上 男性	基本健康診査と同時に 年1回		

2 C型肝炎ウイルス検査等 57,447千円
市民を対象に、基本健康診査実施医療機関及び福祉保健センターでB・C型肝炎ウイルス検査を実施するとともに、啓発講演会等を開催します。
検査実施人員 23,110人（前年度 11,272人）

44	がん検診事業	事業内容 がんの早期発見・早期治療を促進するため、各種のがん検診を、実施医療機関及び各区福祉保健センターで実施します。 肺がん検診については、現在各区福祉保健センター及び市民病院がん検診センターで実施していますが、個別医療機関で実施するための検診の仕組みについて検討を行います。 また、乳がん検診について、検診車によるマンモグラフィ検査を導入します。 <拡充>			
本年度		千円	1,473,271		
前年度			1,706,225		
差引			△ 232,954		
本年度の財源内訳	国		—		
	県		—		
	その他		4,777		
	市費		1,468,494		
		区分	対象	今年度	前年度
		胃がん検診	40歳以上 (1年に1回)	53,900人	57,900人
		肺がん検診	40歳以上 (1年に1回)	11,200人	10,700人
		子宮がん検診	20歳以上 (2年に1回)	56,100人	72,900人
		乳がん検診	40歳以上の女性 (2年に1回)	26,200人	31,200人
		大腸がん検診	40歳以上 (1年に1回)	96,100人	94,600人
		計		243,500人	267,300人

VI 地域医療の充実と救急医療体制の確保

45	地域医療の充実	事業内容 1 医療連携推進事業 8,500千円 (1) 在宅療養における保健、医療、福祉の連携の構築 <新規> 400千円 在宅療養における保健、医療、福祉の連携を推進するモデル事業を2か所で開催します。 (2) 医療連携体制の構築 8,100千円 市民・患者に分かりやすい効果的な医療連携体制の実現に向けた医療機関等の取組に対し、助成を行います。 2 保健医療計画策定事業 <新規> 2,486千円 質の高い医療を求める声の高まりや、在宅療養の充実などの課題に対応し、本市自らの施策展開を図るため、保健医療施策の中心となる計画を策定します。 3 緊急産科医療対策事業 <新規> 8,320千円 (1) 産科医療機関の連携推進 3,520千円 診療所と病院間の役割分担（セミオープンシステムなど）の推進、さらには助産所を含めた役割分担や連携強化のための取組に対し、助成を行います。 (2) 助産師が活躍できる環境の整備 4,800千円 助産師の技術向上や、潜在助産師の職場復帰のための研修に対し、助成を行います。			
本年度		千円	19,306		
前年度			8,100		
差引			11,206		
本年度の財源内訳	国		—		
	県		—		
	—		—		
	市費		19,306		

46	地域医療の基盤整備事業	事業内容	
本年度	千円 6,612,967	1 南西部地域中核病院整備調整事業 <新規> 500千円 国立病院機構横浜医療センターを南西部地域中核病院として位置づけることに伴い、調整を行います。 (1) 調整会議等の開催 (2) 協定等の締結	
前年度	7,573,054	2 地域中核病院支援事業 719,041千円 済生会横浜市東部病院他の建設資金等の借入れに伴う利子補助を行います。 (1) 済生会横浜市南部病院 (昭和58年開院) (2) 昭和大学横浜市北部病院 (平成13年開院) (3) 済生会横浜市東部病院 (平成19年3月開院)	
差引	△ 960,087	3 病院事業会計繰出金 5,893,426千円 (1) 市民病院費充当 1,662,490千円 (2) 脳血管医療センター費充当 2,907,901千円 (3) みなと赤十字病院費充当 1,323,035千円	
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	貸付金 元利収入	50,000	
	市費	6,562,967	

47	小児科二次救急医療対策事業	事業内容	
本年度	千円 300,712	小児科24時間救急医療を実施する医療機関に対する助成等を行うほか、夜間・休日における二次救急医療を確保するため、小児科病院群輪番制に対して運営費を助成します。	
前年度	195,276	1 小児救急医療体制を実施する医療機関に対する助成 (1) 小児救急拠点病院事業 140,000千円 24時間365日の専門の小児科医による救急医療体制に対して助成します。 ・小児救急拠点病院 市民病院、労災病院、北部病院、みなと赤十字病院、南部病院、横浜医療センター、東部病院 (2) 小児救急拠点病院機能強化対策 <新規> 115,500千円 小児救急拠点病院の機能強化（小児科常勤医11人以上体制）に必要な補助を、3年間を限度として行います。	
差引	105,436	ア 小児科医の確保 7,500千円/人の補助（逓減方式） イ 看護師の確保 6,000千円/か所の補助（小児科医11人以上体制整備時の初年度のみ）	
本年度の財源内訳	国	—	
	県	10,358	
	広告料	31	
	市費	290,323	2 小児科病院群輪番制 42,295千円 市全域で2～3病院体制で輪番を実施します。

48	救急医療対策事業	事業内容	
		1 AED（自動体外式除細動器）普及促進事業 <新規> 900千円 市民・事業者などに、より一層の普及促進を図るため、広報等を行います。	
本 年 度	千円 882,501	2 横浜DMAT（災害派遣医療チーム）編成事業 <新規> 1,000千円 大規模な電車事故や多重事故などの都市災害等に対応するため、災害現場での緊急治療を行う医療チームを編成します。	
前 年 度	1,065,134	3 災害時医療整備事業 40,465千円 「地域医療救護拠点」（中学校区に1か所）に備蓄している医薬品及び医療資機材の管理等を行います。	
差 引	△ 182,633	4 初期救急医療対策事業 581,220千円 (1) 初期救急医療対策事業 316,522千円 ア 休日急患診療所運営助成事業 初期救急患者を受け入れる市内18か所の休日急患診療所に対して、運営費を助成します。 イ 夜間急病センター運営助成事業 初期救急患者を受け入れる市内2か所の夜間急病センターに対して、運営費を助成します。	
本年度の財源内訳	国	—	
	県	3,304	
	その他	53	
	市 費	879,144	
		(2) 深夜帯初期救急対応事業 31,000千円 深夜0時から翌午前6時までの内科・小児科の初期救急患者を受け入れる病院に対して運営費を助成します。	
		(3) 横浜市救急医療センター運営事業 135,555千円 ア 夜間急病センター 内科・小児科 午後6時～深夜0時 眼科・耳鼻いんこう科 午後8時～深夜0時 イ 救急医療情報センター 24時間365日、救急医療機関を案内します。 201-1199（いい救急） ウ 小児救急電話相談 お子さんが急な病気などの時に、看護師が適切な対応方法をアドバイスします。 平日：午後6時～深夜0時 土曜：午後1時～深夜0時 日曜、祝日、年末年始：午前9時～深夜0時 201-1174（いいナース）	
		(4) 歯科保健医療推進事業 98,143千円 ア 休日・夜間の歯科の救急医療等を行う、横浜市歯科保健医療センターに対して助成を行います。 イ 心身障害児・者が身近な地域で歯科診療を受けることができるよう、横浜市歯科医師会及び各区歯科医師会に対して助成を行います。	
		5 二次救急医療対策事業 258,916千円 休日・夜間の入院を必要とする救急患者の受け入れ体制を確保するため、病院群輪番制（小児科を除く）に対して運営費を助成します。 ・参加病院数 52病院 ・診療科目 内科・外科（市内3ブロック）、急性心疾患（市内1ブロック）	

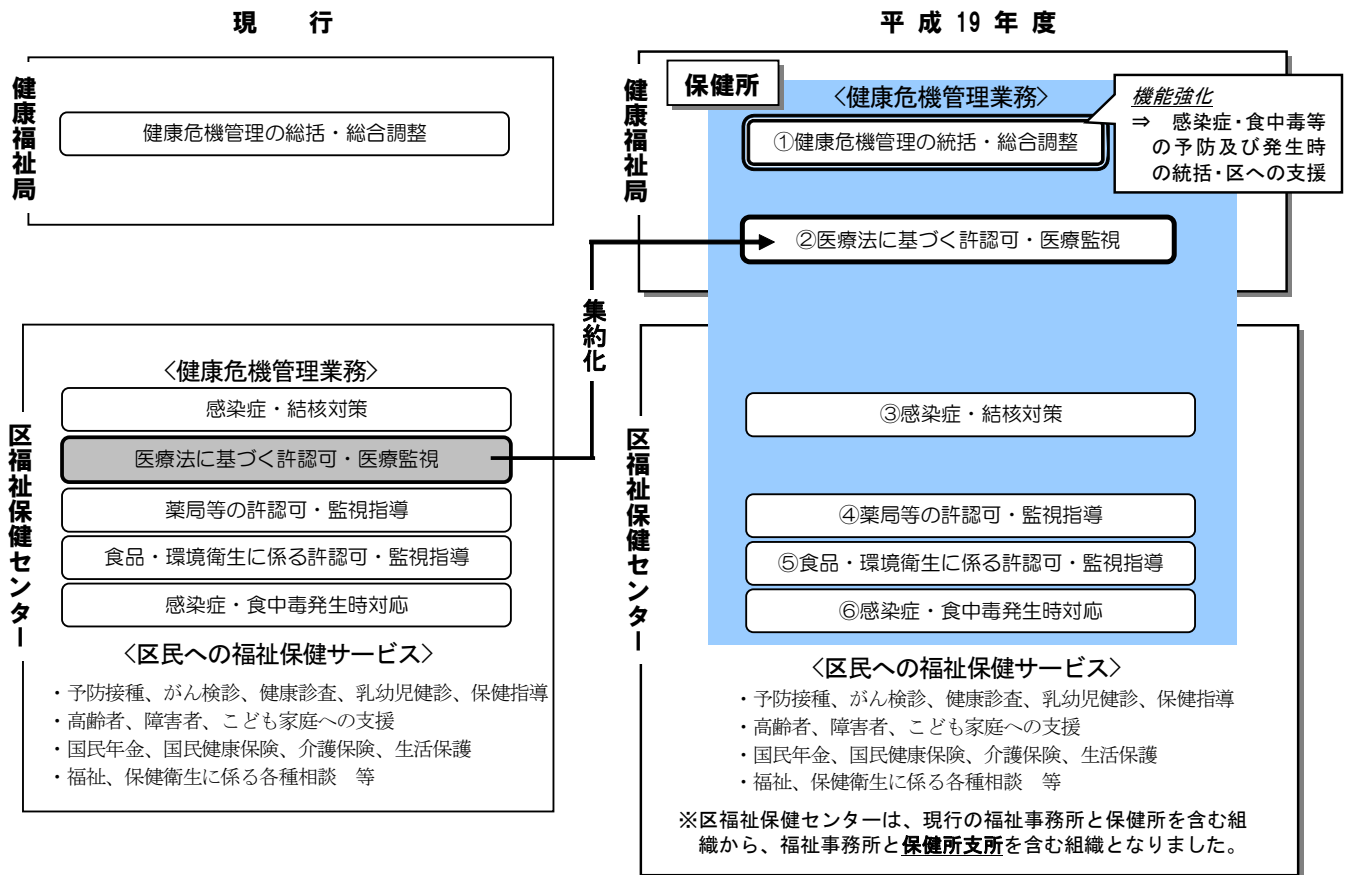
VII 健康で安全な暮らしの支援

健康危機管理機能の強化について

1 機能強化の概要

健康福祉局および各区福祉保健センターで行っている感染症・食中毒などの健康危機の予防、発生時の対応を充実・強化するため、健康福祉局に新たに保健所を設置し、18保健所から1保健所体制としました。

また、感染症・食中毒の予防及び発生時に区の統括・支援を行う機能の整備、医療法に基づく許認可・医療監視業務の集約化並びに食の安全や快適な生活環境の確保など、健康危機管理業務の充実を図り、これまで以上に市民生活の安全・安心を高めてまいります。



2 健康危機管理機能の関連事業一覧

	機 能	予算概要項目	項目番号	概 要
①	健康危機管理の統括・総合調整	感染症・結核対策事業	49	健康福祉局に新たに保健所を設置するとともに、保健所に健康危機管理の専門部門を整備し、区への統括・支援を行います。
②	医療法に基づく許認可・医療監視	医療安全推進事業	51	医療法に基づく許認可・医療監視を一元的に対応することにより業務の専門性を高め、医療の安全性を高めます。
③	感染症・結核対策	感染症・結核対策事業【再掲】	49	予防のための啓発活動、結核ハイリスク者等への健診などを実施し、感染症の発生及びまん延を防止します。
④	薬局等の許認可・監視指導	医療安全推進事業【再掲】	51	薬局、医薬品販売業等の許認可・監視指導を行い、適正な管理運営を促進し、医薬品等の安全性を確保します。
⑤	食品・環境衛生に係る許認可・監視指導	食の安全確保事業 快適な生活環境の確保事業	52 53	食品・環境衛生関係施設の許認可・監視指導を行い、市民の食生活、生活環境の安全を確保します。
⑥	感染症・食中毒発生時対応	感染症・結核対策事業【再掲】 食の安全確保事業【再掲】 快適な生活環境の確保事業【再掲】	49 52 53	健康危機の発生時に、保健所長の指揮命令のもと、迅速かつ的確に対応し、人的及び物的被害の拡大を防止します。

49	感染症・結核 対策事業		事業内容 平成19年4月に新たに設置した横浜市保健所に健康危機管理の専門部門を整備し、健康危機管理業務の充実を図ります。 また、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、新型インフルエンザ対策、結核対策、エイズ予防対策等の事業を行います。
本年度	千円 662,908		1 健康危機管理統括・総合調整事業 <新規> 7,199千円 健康危機管理の専門部門において、区への統括・支援を行うとともに、専門職員の人材育成を行います。 2 感染症予防事業 12,456千円 2類感染症患者、患者家族等の接触者への衛生教育と周辺の消毒、患者移送委託、感染症のまん延防止・検査体制の整備、市民への正しい知識の周知を行います。 3 新型インフルエンザ対策事業 7,503千円 新型インフルエンザ発生時に備え、感染者の治療を行う医療従事者等の感染防護服や治療薬の購入、発生時対応の研修・訓練を実施します。
前年度	703,749		
差引	△ 40,841		
本年度の財源内訳	国	188,599	
	県	—	
	その他	31,037	
	市費	443,272	
4	結核・感染症発生動向調査事業 41,154千円 感染症予防対策を効果的に実施するため、感染症情報の収集及び病原体の解析を行い、これらの情報を医療機関等に還元します。		
5	結核特別対策事業 23,244千円 高齢者、寿地区等のホームレス及び外国人等の結核ハイリスク者を対象に健診・治療支援、医療従事者等の研修を行い、患者支援と感染拡大防止を図ります。		
6	結核医療・健康管理事業 <拡充> 397,987千円 結核の発生・まん延を防ぐための健康診断、BCG接種、患者家族検診を実施するとともに結核患者医療費の負担（補助）を行います。 また、BCG個別接種を6区から18区全てに拡大します（20年1月）。		
7	エイズ予防対策事業 54,625千円 エイズ対策推進体制の整備、相談・検査・医療体制の整備、正しい知識の普及・啓発を行います。		
8	衛生研究所費 118,740千円 地域保健対策等を効果的に推進し、公衆衛生の向上及び増進を図るため、関係行政部局、福祉保健センター等と連携して、保健衛生に関する試験検査、調査研究を行います。また、感染症等の発生に備えて、情報収集や解析、提供を行います。		

50	予 防 接 種 事 業		事業内容											
			1 予防接種事業 2,211,232千円 各種予防接種を福祉保健センター、医療機関で実施します。											
本 年 度	千円 2,272,861		<table border="1"> <tr> <td rowspan="5">1 類 疾 病</td> <td>三種混合 I期 (ジフテリア、百日せき、破傷風)</td> <td>延 114,000人</td> </tr> <tr> <td>二種混合 II期 (ジフテリア、破傷風)</td> <td>16,000人</td> </tr> <tr> <td>麻しん・風しん I期</td> <td>32,550人</td> </tr> <tr> <td>麻しん・風しん II期</td> <td>17,850人</td> </tr> <tr> <td>ポリオ</td> <td>延 61,400人</td> </tr> </table>	1 類 疾 病	三種混合 I期 (ジフテリア、百日せき、破傷風)	延 114,000人	二種混合 II期 (ジフテリア、破傷風)	16,000人	麻しん・風しん I期	32,550人	麻しん・風しん II期	17,850人	ポリオ	延 61,400人
1 類 疾 病	三種混合 I期 (ジフテリア、百日せき、破傷風)	延 114,000人												
	二種混合 II期 (ジフテリア、破傷風)	16,000人												
	麻しん・風しん I期	32,550人												
	麻しん・風しん II期	17,850人												
	ポリオ	延 61,400人												
前 年 度	2,118,503													
差 引	154,358													
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	—	2 予防接種健康被害救済事業 61,629千円 予防接種健康被害救済制度に基づいて、予防接種により健康被害を被った方の救済を行います。											
	県	45,545												
	その他	20												
	市 費	2,227,296												

51	医 療 安 全 推 進 事 業		事業内容
			1 医療安全推進事業 5,645千円 医療安全相談窓口において、医療に関する相談や苦情に対応し、患者・家族と医療機関との信頼関係の構築を支援することにより、患者サービスの向上を図ります。 また、医療従事者に対する研修を充実させ、医療安全の確保を図ります。
本 年 度	千円 25,662		2 薬務事業 7,790千円 薬局・医薬品販売業・毒物劇物販売業などの許認可及び監視指導等を行います。
前 年 度	16,939		
差 引	8,723		
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	—	3 医療指導事業 12,227千円 区福祉保健センターで行っていた医療法に基づく許認可、医療監視業務を集約し、一元的に行い、健康危機の発生予防に努めます。
	県	—	
	その他	31,647	
	市 費	△ 5,985	

52	食の安全確保事業		事業内容 市民の食の安全を確保するため、各種事業を実施します。
本年度	千円 218,137		<p>1 食品衛生監視指導等事業 82,371千円 飲食店等の食品関係営業施設への監視指導や遺伝子組換え食品、残留農薬の検査等を実施するとともに、市民等への食の安全に関する情報提供や普及啓発を行います。 また、大規模食品製造施設、大量調理施設に対しては、食品専門監視班が監視指導を行うとともに、自主衛生管理を支援し、推進します。</p> <p>2 伝達性海綿状脳症検査事業 43,385千円 食肉衛生検査所において、すべての牛に対し、スクリーニング検査を実施します。</p> <p>3 食品衛生検査所等（本場・南部・食肉）運営事業 92,381千円 中央卸売市場本場食品衛生検査所、同南部市場食品衛生検査所及び食肉衛生検査所で各種検査を行うとともに、営業者・消費者への衛生教育等を行います。</p>
前年度	250,118		
差 引	△ 31,981		
本年度の財源内訳	国	29,429	
	県	—	
	その他	232,116	
	市 費	△ 43,408	

53	快適な生活環境の確保事業		事業内容 市民の快適な生活環境を確保するために、各種事業を行います。
本年度	千円 94,010		<p>1 環境衛生監視指導事業 13,040千円 環境衛生関係施設に関する許認可事務・監視指導及び施設営業者の自主点検・細菌検査等に対して補助を行います。</p> <p>2 居住衛生対策事業 3,577千円 (1) シックハウス対策 室内空気汚染による健康被害を防止するため、相談対応・啓発を行うとともに、多数の市民が利用する施設の室内空気環境の安全確保を推進します。 (2) 家庭用品衛生対策 家庭用品販売事業者への監視指導及び家庭用品の試買検査を行います。</p> <p>3 生活環境対策事業 5,847千円 スズメバチ等の危害や対処方法に係る啓発、駆除業者の育成及び本市が指定した業者に駆除を委託した場合の費用の一部補助等を行います。</p>
前年度	98,672		
差 引	△ 4,662		
本年度の財源内訳	国	—	
	県	180	
	その他	12,798	
	市 費	81,032	

54	動物の保護管理事業		事業内容
本年度	千円 202,121		1 動物愛護管理等事業 104,370千円 (1) 動物愛護管理等事業 64,048千円 動物の正しい飼い方の指導及び動物愛護、適切飼育の普及啓発を行います。また、猫・犬不妊去勢手術費用の一部補助を実施します。
前年度	255,137		(2) 狂犬病予防事業 36,082千円 狂犬病予防法に基づく犬の登録の実施、鑑札及び狂犬病予防注射済票の交付等を行います。
差引	△ 53,016		(3) 災害時ペット対策事業 4,240千円 災害時の避難場所におけるペット同行によるトラブル防止や保護を図るため、獣医師会、動物福祉協会等の民間組織からなる動物救援連絡会と調整を図るほか、ペットケージ等必要な物品の備蓄を行います。
本年度の財源内訳	国	—	2 動物愛護センター（仮称）整備事業 97,751千円 犬や猫の適正飼育普及啓発の拠点として、動物愛護センター（仮称）を整備します。 建設場所 神奈川県菅田町 事業内容 造成工事、道路工事等 開所予定 平成21年度
	県	—	
	その他	220,594	
	市費	△ 18,473	

55	斎場運営事業		事業内容
本年度	千円 1,119,240		火葬業務を円滑に実施するための市営斎場の管理運営及び民営火葬場を利用する市民に対する補助事業を実施します。
前年度	1,117,810		1 斎場運営事業 1,088,383千円 市営4斎場の管理運営を行います。
差引	1,430		
本年度の財源内訳	国	—	2 民営斎場使用料補助事業 30,857千円 民営西寺尾火葬場を利用する市民に、市営斎場火葬料との差額の一部を補助します。 補助金額 16,000円/件
	県	—	
	その他	706,982	
	市費	412,258	

区分	久保山	南部	北部	戸塚
火葬炉	12基	10基	16基	6基
葬祭ホール	—	2室	4室	2室

56	墓地管理運営事業		事業内容				
			市営墓地及び久保山霊堂の管理運営を行います。				
		市営墓地（約37,000区画）					
本 年 度	千円 129,752		区分	久保山 墓地	三ツ沢 墓地	日野 公園墓地	根岸 外国人墓地
前 年 度	128,976		区画数	約14,000	約7,000	※約15,000 (壁面式含む)	約1,000
差 引	776		開設年	明治7年	明治41年	昭和8年 (壁面式 平成5年)	明治35年
				※合葬式墓地6,000体分含まず			
				久保山霊堂 納骨壇2,910基、式場			
本年度の 財源内訳	国	—					
	県	—					
	その他	42,073					
	市 費	87,679					

57	メモリアルグリーン 事業 (新墓園事業費会計)		事業内容				
			市民ニーズに対応した、緑豊かな新たな形態の墓園の 管理運営を行います。 本年度は、平成18年度に引き続き、使用者募集を行います。				
本 年 度	千円 1,416,000		1 施設概要				
前 年 度	3,375,375		(1) 敷地面積 約61,000㎡				
差 引	△ 1,959,375		(2) 芝生型墓地 7,500区画				
本年度の 財源内訳	国	—		(3) 合葬式樹木型 3か所 (3,000体収容)			
	県	—		(4) 合葬式慰霊碑型 1か所 (12,000体収容)			
	使用料 手数料	1,416,000		(5) 管理事務所・レストハウス 1棟			
	市 費	—		(6) 駐車場 約400台			
				2 平成19年度使用者募集数			
				(1) 芝生型墓地 1,500区画 (整備数の2割)			
				(2) 合葬式樹木型 300体分 (整備数の1割)			
				(3) 合葬式慰霊碑型 1,200体分 (整備数の1割)			

HEALTH AND SOCIAL WELFARE BUREAU

健 康 福 祉 局



平成19年度 健康福祉局運営方針（概要版）

局経営の基本目標

- 1 保健・医療・福祉施策を推進し、市民満足の向上を目指します。
- 2 安全・安心な福祉保健サービスの提供と質の向上を目指します。
- 3 持続可能なサービスができるよう考え、行動します。

6つの経営方針

- 1 保健・医療・福祉施策の一体的な展開
- 2 自立支援と協働の推進
- 3 公民の役割分担等の明確化の推進
- 4 区の個性を踏まえた自律分権の推進
- 5 公平・適正な制度運営の推進
- 6 新たな課題への対応と改革の推進

基本目標の背景・組織運営

保健・医療・福祉ニーズは高齢化の進展などにより、増大、多様化しています。今後も厳しい財政状況が見込まれるなかで、限られた財源と資源を有効に活用し、市民・利用者の視点に立った事業執行、効果的・効率的な運営、人材育成や職員間の対話を重視した組織運営に取り組みます。また、局再編の利点を活かし（福祉と衛生部門の局再編により、平成18年4月に健康福祉局が発足）、区福祉保健センターとの連携により、保健・医療・福祉施策の一体的な展開を推進します。

1 保健・医療・福祉施策の一体的な展開

(1) 相談やサービス提供体制の充実

保健・医療・福祉施策を一体的に行うことにより、相談、サービス提供等の充実を図ります。

- ①市民の利用申請等について、より利用しやすくなるように、福祉保健のコンピューターシステムを18年度の基本設計に続き、再構築が進められています。【福祉保健センターなどにおける38事業】
- ②市民の健康づくりのため、「健康横浜21」に基づき、健康づくり活動に関する普及啓発や生活習慣病予防が推進されています。
- ③がん検診の受診環境の改善を図り、受診者が増加し、がん予防・早期発見の促進が図られています。
【がん検診者数:243,500人(前年度比9,500人増)】
- ④介護予防に関する市民の理解がすすみ、介護予防事業の参加者が増加しています。【介護予防事業参加者:3,326人】
- ⑤地域ケアプラザ等に設置された地域包括支援センターにおいて、包括的支援事業について質の高い活動ができる体制が整っています。
- ⑥高齢者が住み慣れた地域で生活続けることができるよう在宅生活を支援するサービス拠点が設置されています。
【小規模多機能型居宅介護事業所の整備:91か所(19年度未開設見込み数)】

中期計画を軌道に乗せ、政策を具体化していきます。

2 自立支援と協働の推進

(1) 自立を支援する施策

障害者、被保護者など様々な分野で自立支援を推進し、就労支援を行うとともに、地域での生活を支援します。

- ①就労支援専門員による就労支援が促進されています。また、ハローワーク事業・無料職業紹介事業の内容が充実し、各区において積極的な活用が図られ、被保護者の就労(自立)が促進されています。
【支援対象者:2,070人、就労者数:1,080人、生活保護費縮減額:約4億7千万円】
- ②巡回相談や自立支援施設の活用を行うことにより、ホームレスの自立が促進されています。【就労自立率:35%】
- ③障害者就労支援センターの設置が進められ、障害者の就労(自立)が促進されています。
【就労支援センター 6→7か所、新規就労者数:230人】
- ④単身等で生活する知的障害者、精神障害者が安定した地域生活を送るため、生活上の相談や助言等を行う自立生活アシスタント(専任職員)の派遣を推進します。【知的障害者:13か所(12区)→14か所(13区)、精神障害者:未実施→2か所(2区)】
- ⑤障害者が地域で自立した生活を送る場であるグループホームの新設整備が計画どおり設置され、安定した運営がされています。
【知的障害者・身体障害者:30か所、精神障害者:10か所】
- ⑥障害者支援施設において地域生活移行が促進され、地域移行先等の確保等に関する検討がまとめられています。
- ⑦症状が安定、受入条件が整えば、退院可能な精神障害者に自立支援員を配置、退院促進の支援がされています。
【支援対象者80人、うち32人退院】

(2) 市民や地域と協働で進める施策

多様な生活課題を地域の力で解決できる仕組みづくりを市民と協働により進めます。

- ①地域福祉計画について、次期計画策定に向けた準備会で、課題整理や区支援に必要な方策の検討等、計画策定準備が行われ、地域人材の育成や権利擁護の普及啓発、成年後見の申立てが推進されています。また、区と連携し、高齢者や障害者などの災害時の要援護者対策が推進されています。【災害時要援護者対策モデル事業の実施:7区】
- ②福祉のまちづくり重点推進地区が新規で地区指定され、駅舎エレベーターの設置やノンステップバスの導入が進んでいます。また、福祉のまちづくり条例施行規則の改正が検討され、市民意見聴取等の必要な対応がされています。
【駅舎エレベーター設置:127駅/全149駅中=(整備率85%)、ノンステップバス導入:720台=(整備率36%)】

3 公民の役割分担等の明確化の推進

(1) 安心して利用できるサービスやシステムの構築

サービスの質の向上を図る仕組みづくりや、公民の役割分担をふまえたサービス提供を進めます。

- ①福祉サービスの質の向上のため、第三者評価の受審が促進され、事業者サービスの質の向上に役立てられています。また、評価機関の指定及び評価調査員の養成が進み、評価受審体制が強化されています。【受審契約件数:215件】
- ②各区と地域包括支援センターの役割について、高齢者虐待対応指針が確定し、連携体制が確立しています。
- ③医療監視業務が健康福祉局で一元的に行われ、専門性の高い監視が実施されています。また、相談窓口体制が強化され、行政や医療関係団体の研修などにより、安全・安心な医療が推進されています。【医療安全相談窓口受付件数:5,000件】

(2) 公立施設の民営化等

多様なニーズや柔軟な施設運営を行うため施設の民営化や機能転換等の検討をすすめます。

- ① 公立障害者施設について、効果的・効率的な運営を行うため、最適な運営主体を選定する取組が推進されています。
- ② 公立養護老人ホームの見直し計画の進め方、運営主体選定のためのスケジュール等について、市の方針が決定されています。
- ③ 動物愛護センター(仮称)の整備に向け、道路工事が着手されています。また、運営主体等について検討されています。

4 区の個性を踏まえた自律分権の推進

(1) 区とともに進める福祉・保健施策、施設整備等

地域ニーズに応じたサービス提供ができるような仕組みづくりや地域の拠点となる施設整備、運営を推進します。

- ① 福祉保健センターの企画調整、地域支援機能強化の実現に向けて、見直しの準備が来ています。
- ② 地域ケアプラザの整備が着実に推進されています。運営については、適切な事業評価の仕組みが整理されるなど円滑な運営がされています。【しゅん工4か所、建設6か所、設計等9か所(新規着手6か所)】
- ③ 地域で暮らす障害者を支援する拠点施設として地域活動ホームの未整備区に整備や設計が進められています。
【19年度整備・建設2か所、整備調査2か所】
- ④ 精神障害者生活支援センターの整備や民設整備補助要綱、整備調査が推進されています。【19年度整備・開所:3か所、整備調査2か所】

5 公平・適正な制度運営の推進

(1) 利用者負担の適正化

持続可能な安定した制度運営を図るため、適正な利用者負担を求めていきます。

- ① 国保収納率向上の基本方針に基づく収納率向上対策が、区局連携で行われ、収納率が向上しています。また、磁気化レセプト管理システムの導入により、区役所保険年金課業務の効率化が推進されています。【国保現年度収納率:90%、滞納繰越分収納額52億円】
- ② 市営墓地(久保山墓地、三ツ沢墓地、日野公園墓地)について受益者負担の原則をふまえ、墓地管理料が徴収できるよう条例及び規則が改正されています。

「余儀なき改革」から
「創造的改革」へ
舵を切ります。

(2) 事業等のあり方の検討

機能や事業目的、実態状況をふまえ、今後の対応に向けた必要な見直しやあり方を検討します。

- ① 衛生研究所の機能強化やあり方について、関係局と連携し、検討されています。
- ② 敬老特別乗車証交付事業について、市民からの意見等を踏まえ、制度のあり方が検討されています。

6 新たな課題への対応と改革の推進

(1) 新たな課題への対応

医療制度改革への対応や、緊急・迅速な解決が必要な課題について、施策の選択と集中により対応していきます。

- ① 医療制度改革に向け、後期高齢者医療制度への対象者の移行、退職者被保険者の制度移行、保険料賦課額について後期高齢者支援金及び特定健診等費用の一部を含んだ算定、保険者による特定健診等の実施準備がされています。
- ② 後期高齢者医療制度について、制度改正の事前広報が徹底され、被保険者証の交付が円滑に行われています。また、後期高齢者医療制度の区役所窓口執行体制が整備され、保険料徴収システム等の運用準備が完了しています。
- ③ 小児医療費助成制度について、通院費助成の対象年齢の拡大(就学前まで)により、新たな対象者に医療証が交付され、医療費助成が利用されています。
- ④ 特別養護老人ホームの整備数が介護保険事業計画・中期計画の整備水準どおりに整備されています。
【19年度に選定・確保する整備床数:900床(21年度しゅん工分)】

(2) 医療政策の再構築と健康危機への対応

医療政策の再構築や市民の生命と健康危機管理についての対応を進めます。

- ① 市民意見等が反映された市独自の保健医療計画が策定されています。また、各地域で医療機関等による地域医療連携の取組が開始されるとともに在宅療養充実のためのモデル事業が実施されているほか、看護人材確保事業の再構築や医療情報の提供、地域がん診療連携拠点病院が指定されています。【在宅療養モデル事業:2か所、地域がん診療連携拠点病院指定数:3か所以上(18年度末2か所)】
- ② 救急・災害医療の充実が推進されています。
【小児救急拠点病院の整備:7か所、新型救命救急センターの運営:3か所、横浜DMATの編成:1隊】
- ③ 感染症や食中毒などの健康危機発生時に、迅速かつ的確な判断がされるとともに、健康危機管理担当が区への統括・支援を行い、区における健康危機発生時対応が強化されています。また、初動対応の検証やマニュアルの見直しがされています。
- ④ 福祉施設や食品関係営業施設への監視指導や各種検査の実施、食の安全に関する情報提供等により、市民の食の安全が確保されています。
- ⑤ 環境衛生関係施設への監視指導等の実施やシックハウスなどの居住衛生対策により、市民の快適な生活環境が確保されています。

市役所の「総合力」
で「創造的改革」を
支えます。

(3) 改革の推進

経営的な視点から、事業手法・事務改善など改革を推進します。

- ① 増加する生活保護関連業務に対応するため、監査方法の工夫改善や適切な是正指導、保護の実施水準の向上、事務の効率化が推進されています。【監査対象数:1,720件(前年度比3%増)】
- ② 横浜市福祉サービス協会の新経営改善計画(平成19年度～23年度)が着実に実行され、計画値どおりの黒字の確保と経営執行体制が強化されています。【19年度:経常活動資金収支差額517百万円】
- ③ 横浜市社会福祉協議会の新たな特定協約の協約事項それぞれについて、19年度の目標を達成しています。
- ④ 経営品質の考え方や経営品質を踏まえた具体的な改革・改善に向けた取組が進められています。

平成19年度 運営方針

～市民満足度の向上と保健・医療・福祉施策の一体的な展開を推進～

平成19年5月

横浜市健康福祉局

環境行動都市へ向け
ハマっ子が行動します！ **ヨコハマはG30**
ジー サンジュー

平成19年度健康福祉局運営方針について

はじめに

横浜市の局・区・事業本部では、「横浜市中期計画」に位置づけられた事業・取組を含めて、業務の課題や地域の課題、地域ニーズを踏まえ、各年度における重点的な目標や取組を明確にし、運営方針を策定し、公表しています。

この度、健康福祉局は、平成19年度の運営方針を策定しました。増大、多様化する高齢者や障害者などのニーズへの対応、市民の健康危機への対応など42の重点推進課題を設定し、取り組んでまいります。

平成19年5月 健康福祉局長 上野和夫

1 基本目標

- (1) 保健・医療・福祉施策を推進し、市民満足の向上を目指します。
- (2) 安全、安心な福祉保健サービスの提供と質の向上を目指します。
- (3) 持続可能なサービス提供ができるよう考え、行動します。

2 基本目標の背景(健康福祉局を取り巻く状況)

(1) 保健・医療・福祉施策の一体的な展開

少子・高齢化の進展や社会環境の変化のなかで、市民の健康や福祉に対するニーズは増大、多様化しています。市民が住み慣れた地域で安心して暮らせるようにするためには、地域福祉の推進や保健・医療・福祉施策の一体的な展開がますます重要になっています。

(2) 地域や市民との協働

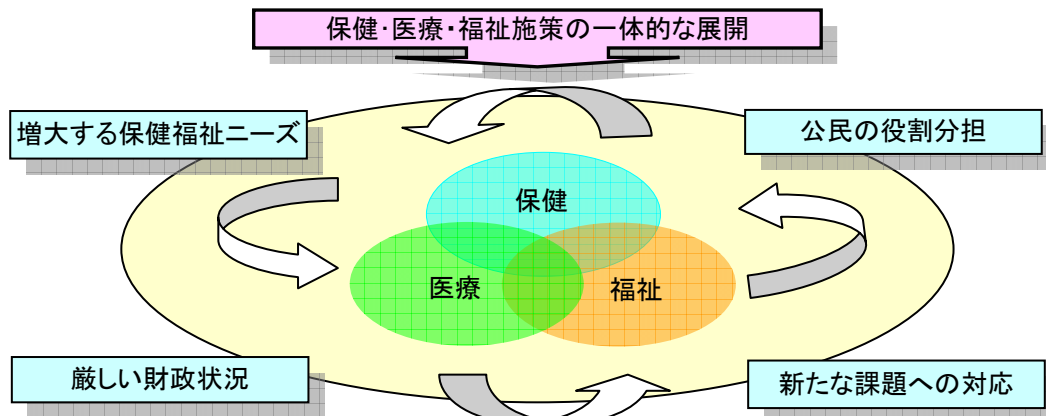
これまで行政が提供してきたサービスだけでは、多様化するニーズにきめ細かに対応することは困難です。地域の支えあいによる仕組みづくりや多様な事業主体の参入、市民との協働が求められています。

(3) 厳しい財政状況

厳しい財政状況が続いていますが、福祉保健ニーズの増大により、健康福祉局の平成19年度予算は、一般会計で307,752百万円となり、市の局別予算のなかでも最も金額が大きくなっています。これまで以上に効果的効率的な事業執行と事務改善、創意工夫が求められています。

(4) 新たな課題への対応と改革の推進

医療制度改革や健康危機への対応など新たな課題に取り組んでいく必要があります。緊急課題については、施策の集中的な取り組みが必要です。



3 組織運営の考え方

(1) 市民、利用者の視点に立った、効果的・効率的な組織運営

市民利用者の視点に立ち、効果的・効率的な事業執行・運営と保健・医療・福祉施策の連携、一体的な展開など局再編を活かした組織運営を目指します。

(2) 健康危機への対応を充実した組織運営

健康危機発生時の、市民生活の安全・安心を高める組織運営を進めます。
(健康危機の予防、発生時の対応を充実・強化するため、業務、職員の集約、充実を図り、局に新たに保健所を設置、1保健所、18保健所支所体制としました。)

(3) 局再編の利点を活かし、区福祉保健センターと連携した人材育成・組織運営

公民の役割分担や市民との協働、利用者負担の推進や市民に適正なサービスが提供できるよう、区福祉保健センターの機能強化、連携を進めます。健康福祉局は、20を超える多様な専門職と1,000人を超える職員が、保健・医療・福祉施策や福祉施設、斎場、研究・検査機関など様々な職場に勤務しています。効果的な人材育成や、増加する生活保護関連職員の人材育成を進めます。

また、人を育てる取組として、平成18年度に策定した「健康福祉局人材育成ビジョン」に基づき、福祉保健や生活保護関連の人材育成を推進します。

4 6つの経営方針

(1) 保健・医療・福祉施策の一体的な展開

保健・医療・福祉施策を一体的に行うことにより、相談、サービス提供の充実を図ります。また、すべての市民が住み慣れた地域の中で安心して生活を継続できるような仕組みを実現します。

(2) 自立支援と協働の推進

これまで、福祉施策はセーフティネットとしての役割を中心に果たしてきました。今後は、個々の持つ可能性を引き出し、自立を支援する機能がますます重要となっています。そこで、障害者、被保護者など様々な分野で「自立支援」を継続的に支援します。また、市民や地域社会が主体的に参加する手法により、多様な生活課題を地域の力で解決できる仕組みづくりを進めます。

(3) 公民の役割分担等の明確化の推進

福祉サービスの質の向上や利用者による選択がしやすくなる仕組みづくりや市民が安心して利用できる福祉システムの構築に取り組み、要となる福祉・保健人材の育成を推進します。また、「民にできることは民に」という基本的姿勢のもとに、民による公共サービスの提供を進め、福祉施設の民営化を、引き続き推進します。

(4) 区の個性を踏まえた自律分権の推進

増大、多様化する福祉保健ニーズに迅速、的確に対応するため、行政サービスの最前線にある区役所に対する期待は一層高まっており、重要です。区福祉保健センターの機能強化や連携を推進、地域の個性を活かし、区と連携し、福祉保健人材(専門職、生活保護担当職員等)の育成の推進、区が実行しやすい環境づくりを図ります。

(5) 公平・適正な制度運営の推進

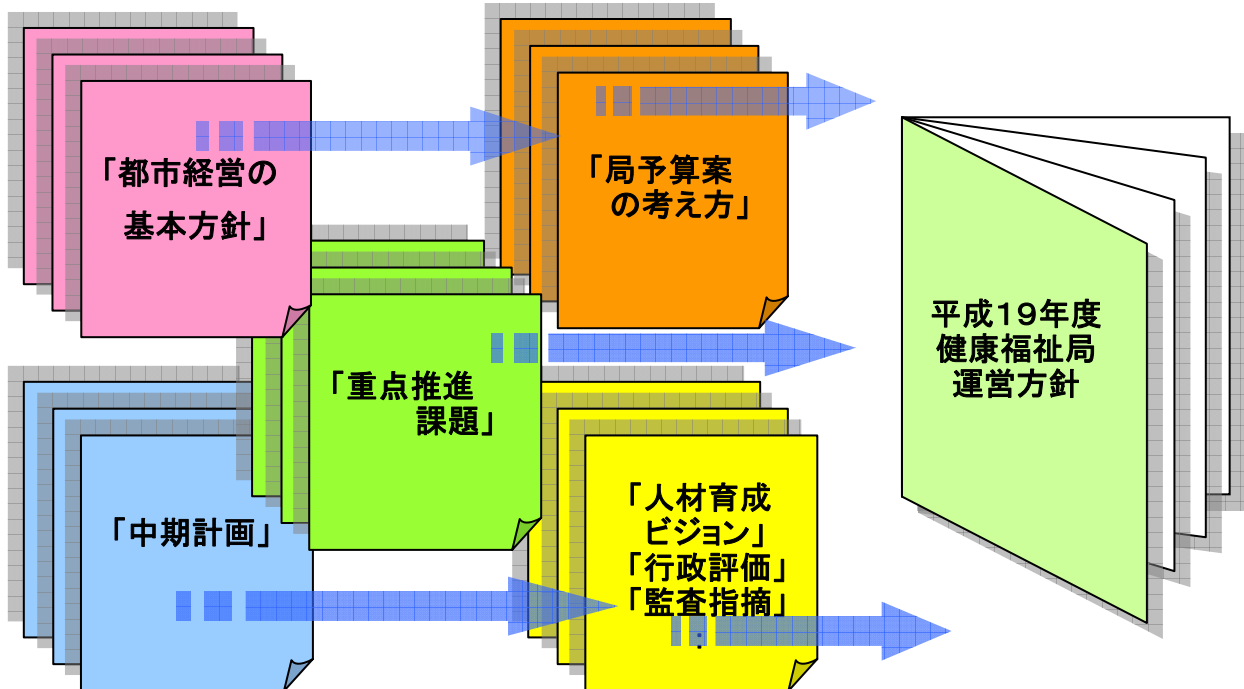
保健福祉制度を持続可能な、安定的なものとするため、サービス目的や役割の検証、内容や対象者の精査などを行い、受益者負担の一層の適正化に向けた見直しを図ります。

(6) 新たな課題への対応と改革の推進

平成20年度に実施される医療制度改革や高齢者、障害者福祉に関する法制度の改正、見直しへの対応など必要な課題について、施策の選択と重点化を行います。また、限られた財源を有効活用し、効果を最大限発揮できるよう事業執行を進めます。

(1) 重点推進課題の取組の推進

健康福祉局の重点的な施策、事業、課題について、運営方針に42項目の重点推進課題としてまとめ、年度末の目標、あるべき姿の実現に向け、取組を進めます。

**(2) 横浜型スケジュールによる進行管理**

横浜型スケジュールとPDCAサイクルによる進行管理を行い、中間期と期末期に振り返りを行います。

<<< 重点推進課題目次 >>>

1 保健・医療・福祉施策の一体的な展開

(1) 相談やサービス提供体制の充実	P
① 福祉保健システムの構築	5
② 市民の健康づくりの推進	5
③ がん検診事業	5
④ 介護予防の推進	5
⑤ 地域包括支援センターにおける包括的支援事業の推進	5
⑥ 小規模多機能型居宅介護事業所の整備	6

2 自立支援と協働の推進

(1) 自立を支援する施策	
① 被保護者の就労支援	6
② ホームレスの自立支援	6
③ 障害者の就労支援の拡充	6
④ 障害者自立生活アシスタント	6
⑤ 障害者グループホーム設置・運営事業	7
⑥ 入所施設からの地域生活移行の推進	7
⑦ 精神障害者の退院促進支援	7

(2) 市民や地域と協働で進める施策	
① 地域福祉計画等の推進	7
② 福祉のまちづくりの推進	7

3 市民の役割分担等の明確化の推進

(1) 安心して利用できるサービスやシステムの構築	
① 福祉サービスの第三者評価事業	8
② 在宅高齢者虐待防止の取組みの推進	8
③ 安全・安心な医療の推進	8

(2) 公立施設の民営化等	
① 公立障害者施設の最適な運営主体の選定	8
② 公立養護老人ホームのあり方の見直し	8
③ 動物愛護センター(仮称)の整備と最適な管理運営主体の導入の検討	9

4 区の個性を踏まえた自律分権の推進

(1) 区とともに進める福祉・保健施策、施設整備等	
① 区福祉保健センターの機能強化と人材育成	9
② 地域ケアプラザの整備の推進と円滑な運営	9
③ 法人型障害者地域活動ホームの整備	9
④ 精神障害者生活支援センターの整備	9

5 公平・適正な制度運営の推進

(1) 利用者負担の適正化	P
① 国保財政基盤の安定運営に向けた総合的な対策	10
② 市営墓地サービスの質向上と適切な受益者負担の検討	10

(2) 事業等のあり方の検討	
① 衛生研究所の機能強化・あり方検討	10
② 敬老特別乗車証交付事業	10

6 新たな課題への対応と改革の推進

(1) 新たな課題への対応	
① 医療制度改革の円滑な実施に向けた対応	11
② 後期高齢者医療制度移行準備	11
③ 小児医療費助成制度の対象年齢拡大	11
④ 特別養護老人ホームの整備	11

(2) 医療政策の再構築と健康危機への対応	
① 医療政策の再構築	12
② 救急・災害医療の充実	12
③ 健康危機管理機能強化 (健康危機発生時対応の強化について)	12
④ 指導・監視強化による安全安心の確保 (ノロウイルス予防対策)	12
⑤ 快適な生活環境の確保 (多数人利用施設のシックハウス対策)	13

(3) 改革の推進	
① 生活保護関連業務の効率化	13
③ 横浜市福祉サービス協会の自立経営の促進	13
③ 横浜市社会福祉協議会	13
④ 経営改革の取組	13

平成19年度 健康福祉局運営方針重点推進課題

1 保健・医療・福祉施策の一体的な展開

(1) 相談やサービス提供体制の充実

保健・医療・福祉施策を一体的に行うことにより、相談、サービス提供等の充実を図ります。

① 福祉保健システムの構築

目 標 (あるべき姿)	市民の利用申請等について、より利用しやすくなるようにコンピューターシステムの再構築が進められています。【福祉保健センターなどにおける38事業】
具体的取組	平成18年度の基本設計で明らかになった改善すべき項目について、構築目標に沿ってどのように福祉保健システムで具体化していくか検討し、まとめていきます。

② 市民の健康づくりの推進

目 標 (あるべき姿)	市民の健康づくりの指針として策定した計画である「健康横浜21」に基づき、健康づくり活動に関する普及啓発や生活習慣病予防が推進されています。 【「健康横浜21」重点取組3分野(食習慣改善、身体活動・運動の定着、禁煙・分煙の推進)でのモデル事業:3区で実施】
具体的取組	「健康横浜21推進会議」、「地域・職域連携推進協議会」が設置され、医療制度改革に伴う健診等制度変更の市民への周知、平成20年度に向けた健康づくり体系の整備、「健康横浜21」の重点取組3分野について、区でモデル事業を実施します。

③ がん検診事業

目 標 (あるべき姿)	がん検診の受診環境の改善を図り、受診者数が増加し、がん予防・早期発見の促進が図られています。 【がん検診者数:243,500人(前年度比9,500人増)】
具体的取組	乳がん検診について、検診車によるマンモグラフィ検査を導入し、マンモグラフィ実施医療機関の少ない地域を中心に稼働をすすめます。肺がん検診について、20年度の個別検診のモデル実施に向け、検討を行います。

④ 介護予防の推進

目 標 (あるべき姿)	介護予防に関する市民の理解がすすみ、介護予防事業(通所・訪問)の参加者が増加しています。また、平成20年度の医療制度改革に伴う生活機能評価の実施方法が確立されています。 【リーフレット41万部、介護予防手帳5,000部作成、介護予防事業参加者:3,326人】
具体的取組	介護予防に関する普及啓発を行い、事業(通所・訪問)を推進します。また、平成20年度の医療制度改革に伴う生活機能評価の実施方法を確立します。

⑤ 地域包括支援センターにおける包括的支援事業の推進

目 標 (あるべき姿)	高齢者が住み慣れた地域で、健康でいきいきとした生活が継続できるよう、地域ケアプラザ等に設置された地域包括支援センターにおいて、包括的支援事業について質の高い活動ができる体制が整っています。
具体的取組	包括的支援事業充実のため、運営マニュアルの更新や活動事例集の作成、研修や活動発表会を実施します。

⑥小規模多機能型居宅介護事業所の整備

目 標 (あるべき姿)	高齢者が住み慣れた地域で生活を続けることができるよう、在宅生活を支援するサービス拠点が設置されています。 【19年度末開設見込み数:91か所】
具体的取組	事業所設置の募集(通年)や利用者家族等に向けた事業の広報、事業者との懇談会や事例報告会の開催、デイサービス事業者への訪問による働きかけなどにより、事業所の整備を促進します。

2 自立支援と協働の推進

(1)自立を支援する施策

障害者、被保護者など様々な分野で自立支援を推進し、就労支援を行うとともに、地域での生活を支援します。

①被保護者の就労支援

目 標 (あるべき姿)	就労支援専門員による就労支援が促進されています。また、ハローワーク事業・無料職業紹介事業の内容が充実し、各区において積極的な活用が図られ、被保護者の就労(自立)が促進されています。 【支援対象者:2,070人、就労者数:1,080人、生活保護費縮減額:約4億7千万円】
具体的取組	現在の経済自立に関するプログラムを整理し、新たに「就労支援プログラム」を策定します。また、ハローワーク事業を効果的に実施するため、支援要請方法の変更、支援実施場所の柔軟対応などハローワークと協議します。さらに、無料職業紹介事業の定着、促進を図り、就労支援セミナーを充実、参加者の増加に取り組みます。

②ホームレスの自立支援

目 標 (あるべき姿)	巡回相談や自立支援施設の活用(生活指導・就労支援・住宅確保の支援)を行うことにより、ホームレスの自立が推進されています。 【就労自立率 35%】
具体的取組	ホームレスの多い中区・西区での巡回相談回数を増やすとともに、自立支援施設退所後、巡回相談室や施設職員による訪問相談や施設でのOB会を開催するなど、就労自立が継続できるように相談支援を実施します。

③障害者の就労支援の拡充

目 標 (あるべき姿)	障害者就労支援センターの設置が進められ、障害者の就労(自立)が促進されています。 【就労支援センター 6→7か所、新規就労者数230人】
具体的取組	就労支援センターを1か所増設し、センター機能強化のため、全センターで3障害に対応できる体制づくりと、労働・教育等の関係機関とのネットワークを地域ごとに準備します。就労支援ネットワーク会議(年2回)を5地域で開催します。

④障害者自立生活アシスタント

目 標 (あるべき姿)	単身等で生活する知的障害者、精神障害者が、安定した地域生活を送るため、生活上の相談や助言等を行う自立生活アシスタント(専任職員)の派遣を推進します。 【知的障害者:13か所(12区)→14か所(13区)、精神障害者:未実施→2か所(2区)】
具体的取組	知的障害者を対象として14か所(13区)で実施するとともに、新たに精神障害者を対象として2か所(2区)で実施し、年間400人以上の対象者に自立生活アシスタントによる支援を進めます。また、次年度に向けた課題の整理と対応策を検討します。

⑤障害者グループホーム設置・運営事業

目 標 (あるべき姿)	障害者が地域で自立した生活を送る場であるグループホームの新設整備が計画どおり設置され、安定して運営されています。 【知的障害者・身体障害者:30か所、精神障害者10か所】
具体的取組	新設グループホームの設置を推進し、運営の継続性の確保や安定化のため、運営委員会の法人格取得と法定事業(国費、県費対象事業)への移行を支援します。

⑥入所施設からの地域生活移行の推進

目 標 (あるべき姿)	障害者支援施設において地域生活移行が促進され、地域移行先等の確保等に関する検討がまとめられています。 【入所施設からの地域生活移行者 55人】
具体的取組	障害者の地域生活移行マニュアルを活用した職場研修や身体障害者の地域生活移行プログラムを活用した職員啓発を行い、障害者支援施設において地域生活移行を促進します。また、横浜市地域生活移行検討委員会で地域移行先の確保や課題の検討案をまとめます。

⑦精神障害者の退院促進支援

目 標 (あるべき姿)	4か所の委託事業所により、市内全域を対象に、症状が安定、受入条件が整えば、退院可能な精神障害者に自立支援員を配置、退院促進の支援がされています。 【支援対象者80人、うち32人退院】
具体的取組	委託事業所の募集及び選定、精神科病院や地域関係機関等への事業説明・協力依頼、全市域を対象とした退院促進支援に取り組みます。また、次年度に向けた課題の整理と対応策を検討します。

(2)市民や地域と協働で進める施策

多様な生活課題を地域の力で解決できる仕組みづくりを市民と協働により進めます。

①地域福祉計画等の推進

目 標 (あるべき姿)	地域福祉計画について、次期計画策定に向けた準備会で、課題整理や区支援に必要な方策の検討等、計画策定準備が行われ、地域人材の育成や権利擁護の普及啓発、成年後見の申立てが推進されています。また、区と連携し、高齢者や障害者などの災害時要援護者対策が推進されています。 【地域福祉コーディネーター養成講座 8講座、区長申立て 年間80件、あんしんセンター新規契約者数 75件、災害時要援護者対策モデル事業の実施 7区】
具体的取組	地域福祉計画策定準備会を開催します。また、地域福祉コーディネーター養成講座を開催します。権利擁護については、市民後見人の検討会を実施します。

②福祉のまちづくりの推進

目 標 (あるべき姿)	福祉のまちづくり重点推進地区が新規で地区指定され、駅舎エレベータの設置やノンステップバスの導入が進んでいます。また、福祉のまちづくり条例施行規則の改正が検討され、市民意見聴取等の必要な対応がされています。【駅舎エレベータ設置 127駅/全149駅中=(整備率85%)】【ノンステップバス導入 720台=(整備率36%)】
具体的取組	重点推進地区について、新規に地区指定手続をすすめ、心のバリアフリー推進の啓発研修を実施します。駅舎エレベータの設置やノンステップバスの導入をすすめ、福祉のまちづくり条例施行規則の改正を検討し、市民意見聴取等の必要な対応に取り組みます。

3 公民の役割分担等の明確化の推進

(1) 安心して利用できるサービスやシステムの構築

サービスの質の向上を図る仕組みづくりや、公民の役割分担をふまえたサービス提供を進めます。

① 福祉サービスの第三者評価事業

目 標 (あるべき姿)	福祉サービスの質の向上のため、第三者評価の受審が促進され、事業者サービスの質の向上に役立てられています。また、評価機関の指定及び評価調査員の養成が進み、評価受審体制が強化されています。【受審契約件数215件、指定評価機関数13機関、評価調査員302人】
具体的取組	評価機関による評価を実施するとともに、受審促進のための取組の検討や評価受審料の助成、評価受審証・評価受審ステッカーを発行します。また、評価受審体制強化のため、評価機関の指定や調査員の研修を行い、障害者入所施設等の評価基準の見直しを行います。

② 在宅高齢者虐待防止の取組の推進

目 標 (あるべき姿)	各区と地域包括支援センターの役割について、高齢者虐待対応指針が確定し、連携体制が確立しています。また、養護者支援の取組が各区において実施され、休日・夜間の相談体制について区と地域包括支援センターの相談体制の検討を行うなかで、効果的な取組の方向性が確認されています。
具体的取組	区と地域包括支援センターの連携について、高齢者虐待対応指針(平成16年作成)の改訂を行い、連携体制や役割を示します。また、各区で養護者支援の取組を実施し、休日・夜間等、区の閉庁時の対応について、効果的な体制づくりの検討をまとめます。

③ 安全・安心な医療の推進

目 標 (あるべき姿)	医療監視業務が健康福祉局で一元的に行われ、専門性の高い監視が実施されています。また、相談窓口体制が強化され、行政や医療関係団体の研修などにより、安全・安心な医療が推進されています。【医療安全相談窓口受付件数 5,000件、医療安全研修会開催 3回】
具体的取組	医療監視実施方針を策定し、各区で行っていた医療監視業務を健康福祉局に集約し、実施します。また、医療安全相談窓口の相談体制を整備・強化、行政主催の医療安全研修の実施と医療関係団体の研修会実施の支援を行うほか、医療安全実態調査を実施し、集計・分析を行います。

(2) 公立施設の民営化等

多様なニーズや柔軟な施設運営を行うため施設の民営化や機能転換等の検討を進めます。

① 公立障害者施設の最適な運営主体の選定

目 標 (あるべき姿)	公立障害者施設について、効果的・効率的な運営を行うため、最適な運営主体を選定する取組が推進されています。【対象施設: 西福祉授産所・身体障害者更生授産所・つたのは学園】
具体的取組	西福祉授産所・身体障害者更生授産所(設計、工事着手)とつたのは学園の運営主体に関する方針決定と運営主体の確定に向けた取り組みを進めます。

② 公立養護老人ホームのあり方の見直し

目 標 (あるべき姿)	公立養護老人ホームの見直し計画の進め方、運営主体選定のためのスケジュール等について、市の方針が決定されています。【運営主体移行準備 1施設、施設改修計画策定 1施設】
具体的取組	関係局と調整し、方針決定に取り組めます。また、施設改修計画について調査・検討をすすめ、運営主体選定や施設の将来のあり方について調整を進めます。

③動物愛護センター(仮称)の整備と最適な管理運営主体の導入の検討

目 標 (あるべき姿)	動物愛護センター(仮称)の整備に向け、道路工事が着手されています。また、最適な管理運営主体を選定するため、施設の運営手法・管理運営条件が作成されています。
具体的取組	地元連絡会を開催し、道路整備工事に着手するとともに、施設運営内容、運営手法について検討し、運営条件をまとめます。

4 区の個性を踏まえた自律分権の推進

(1)区とともに進める福祉・保健施策、施設整備等

地域ニーズに応じたサービス提供ができるような仕組みづくりや地域の拠点となる施設整備、運営を推進します。

①区福祉保健センターの機能強化と人材育成

目 標 (あるべき姿)	福祉保健センターの中期計画目標(企画調整、地域支援機能強化)の実現に向けて、福祉保健センターの見直し(組織人員体制の整備)、社会福祉職・看護職のOJTの全区での実施に向けた準備が来ています。 【事務事業の点検 955事業】
具体的取組	組織機構、事務事業の見直し、機構改革に向けた準備をすすめます。また、人材育成体制検討会を立ち上げて、区局で研修とリンクしたOJT体制を検討し、区において専門的なOJTをモデル実施し、18区で展開できるように準備をすすめます。

②地域ケアプラザの整備の推進と円滑な運営

目 標 (あるべき姿)	地域ケアプラザの整備が着実に推進されています。運営については、適切に事業を評価し、指定管理料(委託料)に反映させる仕組みが整理されるとともに、地域包括支援センターの活動発表会等が実施され、各施設の情報が共有化されるなど円滑な運営のための取り組みが行われています。【しゅん工4か所、建設6か所、設計等9か所(新規着手6か所)】
具体的取組	新たな整備方針に基づき多様な整備手法を採用して、新たに6か所の整備に着手します。また、区と連携して地域ケアプラザの評価基準を作成するなど、実績評価の仕組みについて検討、整理するとともに、地域包括支援センターとの意見交換会や、地域包括支援センターの取り組み事例等を把握し、活動発表会等を実施します。

③法人型障害者地域活動ホームの整備

目 標 (あるべき姿)	地域で暮らす障害者を支援する拠点施設として地域活動ホームの未整備区に整備や設計、基礎調査が進められています。 【開所済み 15か所】
具体的取組	旭区で整備をすすめ、年度内の竣工を目指します。西区においては、設計をすすめ、地元住民説明会を行い、工事に着手します。未整備区(中区・青葉区)では整備調査に取り組みます。

④精神障害者生活支援センターの整備

目 標 (あるべき姿)	精神障害者の日常生活を支援する拠点施設として生活支援センターの整備や民設整備補助要綱の制定、整備調査が推進されています。 【19年度整備・開所 3か所、整備調査2か所】
具体的取組	関係区及び運営団体と調整し、3か所(南区・都筑区・泉区)で整備、開所を目指します。また、2か所(中区・港北区)で整備調査を行うとともに整備費の民設補助方式について検討し、要綱を制定します。

5 公平・適正な制度運営の推進

(1) 利用者負担の適正化

持続可能な安定した制度運営を図るため、適正な利用者負担を求めています。

① 国保財政基盤の安定運営に向けた総合的な対策

目 標 (あるべき姿)	国保収納率向上の基本方針に基づく収納率向上対策が、区局連携で行われ、収納率が向上し、国・県に普通調整交付金の獲得を引き続き働きかけ、交付されています。また、磁気化レセプト管理システムの導入により、区役所保険年金課業務の効率化が推進しています。 【国保現年度収納率90% 滞納繰越分収納額52億円】
具体的取組	新たな徴収体制の構築をベースとした取り組みを推進するとともに、保険証の一斉更新時に滞納者との接触を図り、収納率向上を目指します。また、磁気化レセプトシステム導入による、レセプト点検業務の見直しと点検職員を集中配置し、経費削減に取り組みます。

② 市営墓地サービスの質向上と適切な受益者負担の検討

目 標 (あるべき姿)	市営墓地(久保山墓地、三ツ沢墓地、日野公園墓地)について受益者負担の原則をふまえ、墓地管理料が徴収できるよう条例及び規則が改正されています。
具体的取組	墓地管理料徴収案及びサービス向上計画案の決定と条例改正案上程に取り組みます。また、管理料徴収案内の送付や墓園管理システムの切り替えの準備を進めます。

(2) 事業等のあり方の検討

機能や事業目的、実態状況をふまえ、今後の対応に向け、必要な見直しやあり方を検討します。

① 衛生研究所の機能強化・あり方検討

目 標 (あるべき姿)	本市の健康危機管理や環境保全等に対する今後の取組の方向性を踏まえたうえで、中期計画に基づき、関係局と連携し、衛生研究所の調査研究・試験検査部門について、外部専門家の意見を伺いながら、今後の機能強化のあり方や効率的で効果的な運営方法等を検討し、中間報告案がまとめられています。 【他都市の取組調査:3か所、民間検査機関調査:3か所】
具体的取組	調査研究・試験検査あり方検討会の運営、他都市の取組調査、民間検査機関等の調査、局内関係課長会や衛生研究所内の検討プロジェクトを実施し、あり方検討会の中間報告案の作成を関係局とともに取り組みます。

② 敬老特別乗車証交付事業

目 標 (あるべき姿)	対象者の増加が続く敬老特別乗車証交付事業について、制度のあり方が検討され、市民からの意見等を踏まえ、平成20年度以降の事業のあり方が決定されています。 【あり方検討会 5回開催、市民意見の聴取(アンケート等) 3,000件】
具体的取組	あり方検討会を設置し、学識経験者、市民、事業者等の立場から意見を聴取し、検討を行います。

6 新たな課題への対応と経営改革の推進

(1) 新たな課題への対応

医療制度改革への対応や、緊急・迅速な解決が必要な課題について、施策の選択と集中により対応していきます。

① 医療制度改革の円滑な実施に向けた対応

目 標 (あるべき姿)	平成20年度の医療制度改革に向け、後期高齢者医療制度への対象者の移行、退職被保険者の制度移行、保険料賦課額について後期高齢者支援金及び特定健診等費用の一部を含んでの算定、保険者による特定健診等の実施準備がされています。 【退職者被保険証の変更 23万人、前期高齢者証の更新13万人】
具体的取組	平成19年9月の保険証の一斉更新、及び年度末の制度移行時期にあわせ、保険証等の差し替え及び制度周知を図ります。また、後期高齢者支援金及び特定健診等の費用見込、保険料賦課総額の算定やシステムの改修を実施します。

② 後期高齢者医療制度移行準備

目 標 (あるべき姿)	後期高齢者医療制度について、制度改正の事前広報が徹底され、被保険者証の交付が円滑に行われています。また、後期高齢者医療制度の区役所窓口執行体制が整備され、保険料徴収システム等の運用準備が完了しています。
具体的取組	制度改正の広報を実施し、後期高齢者医療制度システムを開発します。また、区役所窓口執行体制の整備に取り組みます。

③ 小児医療費助成制度の対象年齢拡大

目 標 (あるべき姿)	小児医療費助成制度について、通院費助成の対象年齢の拡大(就学前まで)により、新たな対象者に医療証が交付され、医療費助成が利用されています。 【利用対象者数の増加: 年度末に24,000人の対象者が増加】
具体的取組	システムの改修を行い、制度周知のため広報を行います。新たな対象者には医療証を交付し、未申請者へは申請勧奨を行います。

④ 特別養護老人ホームの整備

目 標 (あるべき姿)	特別養護老人ホームの整備数が介護保険事業計画・中期計画の整備水準どおりに整備されています。 【19年度に選定・確保する整備床数 900床(21年度しゅん工分)】
具体的取組	平成19年度及び20年度竣工事業について、開発関係手続き、設計、工事着手、出来高等の進行管理を行うとともに、平成22年度まで毎年900床程度を整備するため、21年度竣工分について、法人事業者の公募、選定・確保を行います。

(2) 医療政策の再構築と健康危機への対応

医療政策の再構築や市民の生命と健康危機管理についての対応を進めます。

① 医療政策の再構築

目 標 (あるべき姿)	横浜市の保健医療施策の中心となる計画(市独自の保健医療計画)が策定されています。また、各地域で医療機関等による地域医療連携の取組が開始され、看護人材確保事業の再構築や医療情報の提供、地域がん診療連携拠点病院が指定されています。【在宅療養モデル事業2か所、地域がん診療連携拠点病院指定数:3か所以上(18年度末2か所)】
具体的取組	パブリックコメント実施等を通じ、市民意見等が反映された保健医療計画を策定します。地域医療連携推進協議会の設立や地域医療連携の取組(在宅療養モデル事業)を推進し、看護人材確保事業の平成20年度施策への反映に向けた検討やホームページの充実、市内の地域がん診療連携拠点病院の指定に取り組みます。

② 救急・災害医療の充実

目 標 (あるべき姿)	救急・災害医療の充実が推進されています。 【二次救急医療体制の再構築、小児救急拠点病院の整備:7か所、新型救命救急センターの運営:3か所、AED(自動体外式除細動器)の普及促進、横浜DMATの編成:1隊】
具体的取組	夜間急病センター:整備手法や整備主体の方針の決定に取り組みます。 二次救急病院の評価指標の策定:評価指標に基づき、病院評価を開始します。 小児救急拠点病院の整備:小児救急医療の充実を図るため、7か所の拠点病院の診療体制を強化します。 新型救命救急センターの整備:1か所の整備を行います。 AEDの普及促進:市民・事業者などに、より一層の普及促進を図るため、広報等を行います。 横浜DMAT:大規模な電車事故や多重事故などの都市災害等に対応するため、災害現場での緊急治療を行う医療チームを1隊編成します。

③ 健康危機管理機能強化(健康危機発生時対応の強化について)

目 標 (あるべき姿)	感染症や食中毒などの健康危機発生時に、迅速かつ的確な判断がされるとともに、健康危機管理担当が区への統括・支援を行い、区における健康危機発生時対応が強化されています。また、初動対応の検証やマニュアルの見直しがされています。 【感染症・食中毒等発生時の初動統括・支援回数 120回】
具体的取組	必要に応じて健康福祉局危機管理担当が、感染症・食中毒等発生時の区への初動統括・支援を行います。また、感染症・食中毒発生に関する市民からの夜間・休日の通報に対応するた、専用ダイヤルを設置や感染症・食中毒等に係る研修を充実します。さらに、国立感染症研究所の専門課程に医師1名の派遣やマニュアルの見直し、新型インフルエンザ対策訓練を行います。

④ 指導・監視強化による安全安心の確保(ノロウイルス予防対策)

目 標 (あるべき姿)	福祉施設や食品関係営業施設への監視指導や各種検査等を実施するとともに、食の安全に関する情報提供などにより、市民の食の安全が確保されています。 【重点対象施設:高齢者福祉施設等:285施設、病院:136施設、保育所・幼稚園:335施設<給食の形態で食事を提供する施設>、大規模な宴会を行うホテル等:38施設】
具体的取組	ノロウイルス対策として、福祉施設や病院、宴会を行うホテル等の食品関係施設を重点対象施設として、監視指導を実施するとともに、予防チラシやホームページなどを活用して、市民、事業者への感染予防に関する情報提供、普及啓発を強化して行います。また、市場に入荷したものや市中に流通する食品の残留農薬や遺伝子組換え食品の検査などのほか、ノロウイルス食中毒の原因食品になりやすい二枚貝のノロウイルス検査を行います。

⑤快適な生活環境の確保(多数人利用施設のシックハウス対策)

目 標 (あるべき姿)	環境衛生関係施設への監視指導等やシックハウスなどの居住衛生対策により、市民の快適な生活環境が確保されています。【19年度重点対象施設 市内の民間幼稚園:約300施設】
具体的取組	ホテル及びプール等の環境衛生関係施設への監視指導や水質検査を行うとともに、居住衛生対策事業として特にシックハウス対策をすすめます。今年度は、民間幼稚園を対象に、市のシックハウス対策ガイドラインについて説明会による周知を行うとともに、現地調査を実施し、各幼稚園の状況をふまえた対策の指導助言を行います。

(3)改革の推進

経営的な視点から、事業手法・事務改善など改革を推進します。

①生活保護関連業務の効率化

目 標 (あるべき姿)	増加する生活保護関連業務に対応するため、監査方法の工夫改善や適切な是正指導や保護の実施水準の向上、事務の効率化が推進されています。【監査対象数:1,720件(前年度比3%増)】
具体的取組	監査方法の工夫、事務嘱託員や専門職OB職員等の活用により、監査対象件数を増やし、全体的傾向を的確に把握します。また、監査点検項目を工夫し、改善取り組みの迅速化や保護実施水準の向上を目指します。併せて、区事務嘱託員業務の活用による適正な事務処理を確保することで、ケースワーカーによる充実したケース処遇を図ります。

②横浜市福祉サービス協会の自立経営の促進

目 標 (あるべき姿)	福祉サービス協会の新経営改善計画(平成19年度～23年度)が着実に実行され、計画値どおりの黒字の確保と経営執行体制が強化されています。【19年度 経常活動資金収支差額517百万円】
具体的取組	福祉サービス協会と市健康福祉局との月次報告会の合同実施による経営状況の把握(毎月)や、サービス協会の自立経営促進のための必要な協議及び調整を行います(随時)。

③横浜市社会福祉協議会

目 標 (あるべき姿)	新たな特定協約の協約事項それぞれについて、19年度目標を達成しています。【ボランティア活動登録者数 3,500人、権利擁護事業新規契約件数 75件】
具体的取組	市・区社会福祉協議会(以下:社協)の業務内容を総点検し、社協組織の再編を目指すとともに、社協独自の人事給与制度構築に向けて協議します。また、特定協約の実施状況について点検します。

④経営改革の取組

目 標 (あるべき姿)	経営品質の考え方や経営品質を踏まえた取組や学習会が実施され、具体的な改革・改善に向けた取組が進められています。【経営品質を踏まえた取組:3テーマ、局内学習会:5回】
具体的取組	経営品質の考え方を踏まえた取組を局内の各部署単位や小集団活動で行います。また、学習会や局内のセルフアセッサが改革・改善の支援を進めます。